

龍ヶ崎市地域防災計画

(地震災害対策計画編)

令和7年3月

龍ヶ崎市防災会議

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 地震災害対策計画の概要	1
第1 計画の目的、位置付け	1
第2 計画の構成	2
第3 基本方針	2
第2節 龍ヶ崎市の防災環境.....	3
第1 自然環境の特性	3
第2 社会環境の特性	5
第3 地震災害の歴史	5
第3節 地震被害想定.....	6
第1 茨城県の被害想定の基本的な考え方	6
第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	6
第3 龍ヶ崎市の被害想定の基本的な考え方.....	6
第4 東日本大震災における龍ヶ崎市の被害状況	7
第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱.....	8
第1 市が処理する事務、業務.....	8
第2 稲敷広域消防本部が処理する事務、業務	9
第3 茨城県南水道企業団が処理する事務、業務	9
第4 龍ヶ崎地方塵芥処理組合が処理する事務、業務	9
第5 龍ヶ崎地方衛生組合が処理する事務、業務	9
第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務	9
第7 県の機関が処理する事務、業務.....	12
第8 指定公共機関が処理する事務、業務	13
第9 指定地方公共機関が処理する事務、業務	14
第10 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務.....	15
第11 自衛隊.....	16
第2章 地震災害予防計画.....	17
第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	17
第1 対策に携わる組織の整備.....	17
第2 相互応援体制の整備	22
第3 防災組織等の育成・連携.....	23
第4 通信計画	27
第2節 災害に強いまちづくり	31
第1 防災まちづくりの推進	31
第2 建築物の耐震性・耐火性の強化.....	33
第3 道路等施設の耐震化等の推進	36
第4 ライフライン施設の耐震化の推進	38
第5 地盤災害防止対策の推進.....	42
第6 危険物施設の安全確保の推進	43

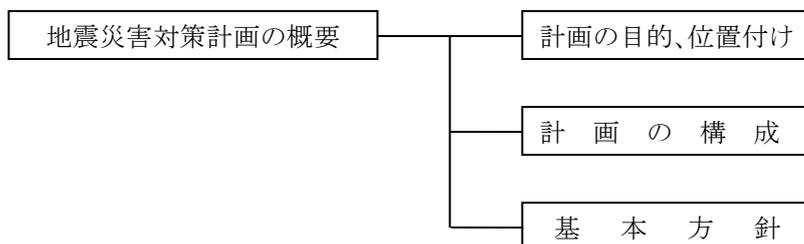
第3節	地震被害軽減への備え	45
第1	緊急輸送への備え	45
第2	消火活動、救急救助活動への備え	50
第3	医療救護活動への備え	54
第4	被災者支援のための備え	57
第5	避難行動要支援者の安全確保のための備え	63
第6	燃料不足への備え	67
第4節	防災教育・訓練	69
第1	防災教育	69
第2	防災訓練	72
第3	災害に関する調査研究	75
第3章	地震災害応急対策計画	76
第1節	初動対応	76
第1	職員参集・動員	76
第2	市災害対策本部設置	79
第2節	災害情報の収集・伝達	87
第1	通信手段の確保	87
第2	災害情報の収集・伝達	92
第3	災害情報の広報	98
第3節	応援・派遣	101
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	101
第2	応援要請・受入体制の確保	106
第3	他市町村被災時の応援	109
第4節	被害軽減対策	111
第1	警備対策	111
第2	避難指示・誘導	115
第3	緊急輸送	121
第4	消火活動、救助・救急活動、水防活動	128
第5	応急医療	130
第6	危険物等災害防止対策	134
第7	燃料不足対策	137
第5節	被災者生活救援	138
第1	被災者の把握	138
第2	避難生活の確保、健康管理	139
第3	ボランティア活動の支援	145
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	147
第5	生活救援物資の供給	150
第6	避難行動要支援者安全確保対策	155
第7	応急教育	160
第8	応急学童保育	163
第9	応急保育	165
第10	義援物資対策	167

第 11 節	愛玩動物の保護対策	168
第 6 節	災害救助法の適用	169
第 1 節	被害状況の把握及び認定	169
第 2 節	災害救助法の適用基準	169
第 3 節	災害救助法の適用手続	170
第 4 節	災害救助法による救助	170
第 7 節	応急復旧・事後処理	171
第 1 節	建築物の応急復旧	171
第 3 節	ライフライン施設の応急復旧	177
第 4 節	清掃・防疫・障害物の除去	182
第 5 節	行方不明者等の捜索	186
第 4 章	災害復旧・復興対策計画	188
第 1 節	被災者の生活の安定化	188
第 1 節	義援金品の募集及び配分	188
第 2 節	り災証明書の発行	189
第 3 節	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	191
第 4 節	市税及び公共料金等の特例措置	196
第 5 節	雇用対策	198
第 6 節	住宅建設の促進	199
第 7 節	被災者生活再建支援法の適用	200
第 2 節	被災施設の復旧	204
第 1 節	災害復旧事業計画の作成	204
第 2 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	204
第 3 節	災害復旧事業の実施	205
第 4 節	解体、がれき処理	206
第 3 節	激甚災害の指定	207
第 1 節	災害調査	207
第 2 節	激甚災害指定の手続き	207
第 4 節	復興計画の立案	209
第 1 節	事前復興対策の実施	209
第 2 節	震災復興対策本部の設置	209
第 3 節	震災復興方針・計画の策定	209
第 4 節	震災復興事業の実施	210

第1章 総 則

第1節 地震災害対策計画の概要

本計画が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害対策に係る総合的な防災計画であることを明らかにするとともに、地域住民の生命財産を地震災害から保護し、被害を軽減するためのものであることを規定する。



第1 計画の目的、位置付け

この計画は、災害対策基本法第42条及び龍ヶ崎市防災会議条例（昭和50年改正龍ヶ崎市条例第11号）第2条の規定に基づき、防災基本計画及び茨城県地域防災計画を基準とし、これと統一、整合性を図り、また平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて龍ヶ崎市防災会議が作成する計画であり、

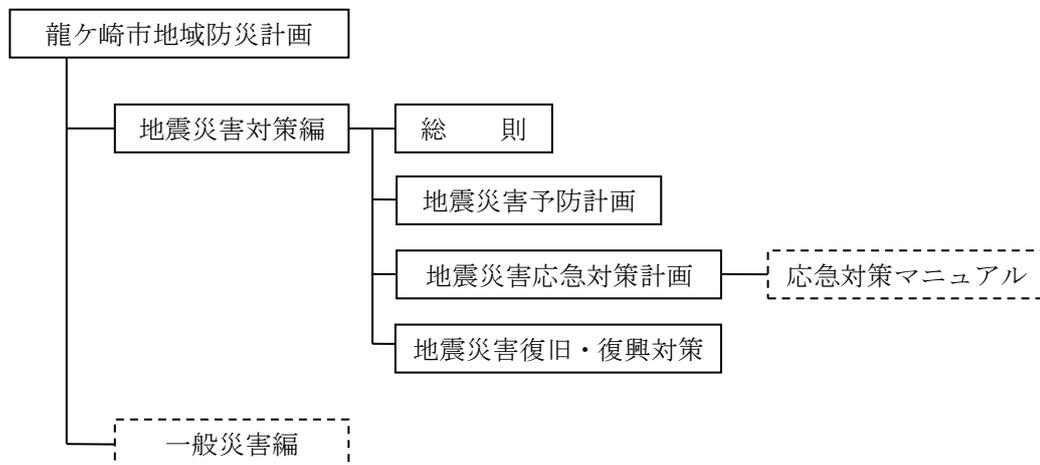
- 龍ヶ崎市、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集し
- 平常時からの災害に対する備えと
- 災害発生時の適切な対応を図るための大綱を定めることにより
- 市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに
- 災害による被害を軽減することをもって
- 社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図る

ことを目的とする。

また、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合の計画又は知事が実施する救助事務を補助する場合の計画並びに地震防災対策特別措置法のうち、市に係る事務に関する計画を包含する総合計画である。

第2 計画の構成

この計画は、次のような構成となっている。

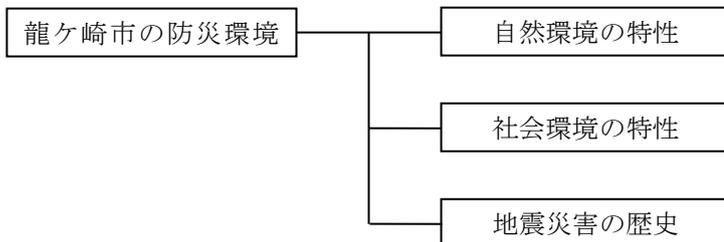


第3 基本方針

- 1 この計画は、過去の被害地震の分析等から市域に震度5～6の被害を与える地震により発生する事態に対処できることを基本方針とする。
- 2 都市直下型の地震により甚大な被害が発生した阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）時の様々な教訓を生かした震度7の地震も考慮した計画とすることを基本方針とする。
- 3 地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人的被害の絶無を最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

第2節 龍ヶ崎市の防災環境

市の防災対策の前提となる防災環境について記述する。



第1 自然環境の特性

1 地形の特徴

龍ヶ崎市の地形は台地・低地に大別される。

(1) 台地

台地は、市の北東部に広がる筑波稲敷台地と市南西部の北方町付近に一端が分布する猿島北相馬台地からなる。

台地の地形区分は、台地面（平坦面）と台地周辺部の斜面、台地面上の侵食凹地（浅い谷）に分けられる。台地面は、標高20m～27.3mで、3～5m程度の厚さの関東ローム層に覆われている。その下には灰色の火山灰質粘土層や火山灰質砂層、砂礫層が分布している。さらに、これよりも下には、浅い海で堆積した砂層や内湾性の貝化石を含む泥層が分布しており、この地層が台地の基礎となっている。

台地周辺部の斜面では、上で述べた関東ローム層、火山灰質粘土層、浅い海で堆積した砂層を見ることができる。台地面上の侵食凹地には関東ローム層が分布し、周囲のローム層が水によって運ばれ、二次堆積物として凹地の底に堆積している。また、台地では各所で大規模な造成がなされており、凹地が埋められ、台地面が切り取られて本来の地形とかなり異なった人工改変地となっている地区がある。

(2) 低地

低地は、市の南半分に広がる氾濫平野と、台地を刻み込んだ小河川に沿って分布する谷底平野に分けられる。

この氾濫平野は、鬼怒川が現在の小貝川を流れていた時代に、上流から運んできた土砂が堆積してできたものであり、かつての乱流を物語るようにさまざまな微地形が形成されている。特に目立つものは、佐貫から市街地を経て宮渕へと続く自然堤防である。これは周囲の一般面（水田）よりも、0.5m～2mくらい高い部分で、河川の流路沿い、又はその周辺に洪水時の河川の作用によって砂やシルトが堆積してできた地形である。

高須橋付近や江川沿いなどにある旧河道は、過去の河川流路の跡で、周囲の一般面（水田）よりも0.5～1m、自然堤防よりも1m～2m程度低い帯状の凹地である。高須橋の北から長沖新田町の西を通して豊田町の北に至る弧状の旧河道は、1925年まで小貝川の河道であったところであり、現在の流路はこの部分を人工的に短縮させたものである。

後背湿地は、洪水時にあふれた水が、自然堤防や台地に妨げられたことや、地形的に低い場所に長い間たまって湿地状になった水はけの悪い土地である。ここには、特に軟弱な地層が厚く分布している。

これらの氾濫平野を構成する地盤は、30～40mくらいの深さに砂や砂礫の層からなる埋没した谷底があり、これを砂や泥、貝殻まじりのシルトなどが埋めている。

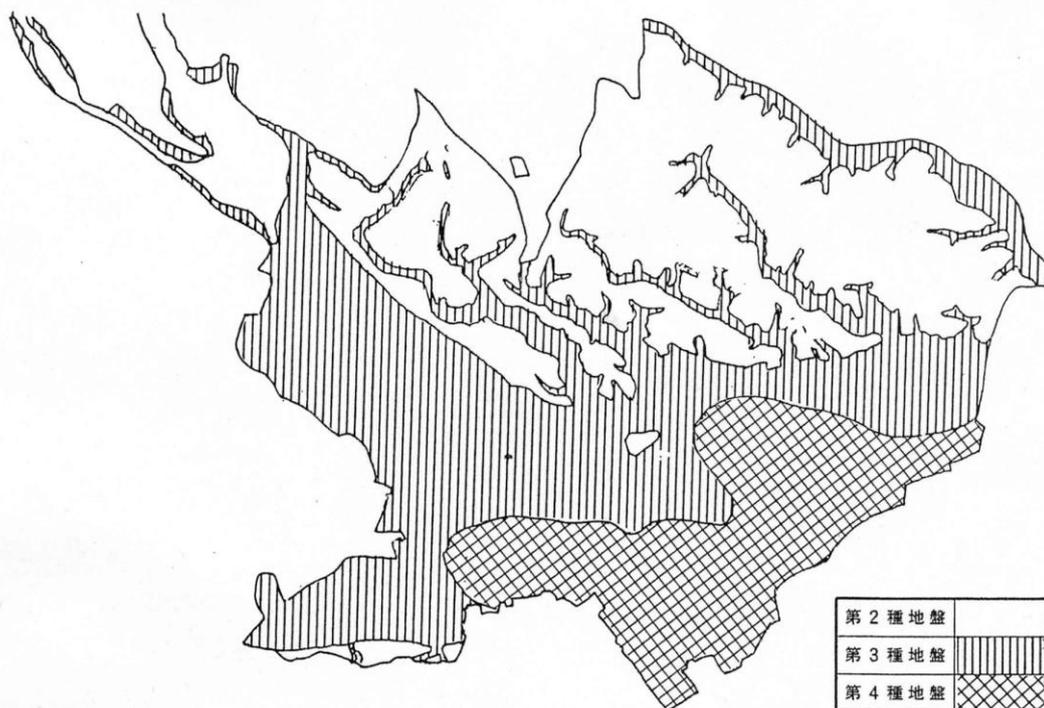
市の東部では、ごく軟かい泥やシルトが厚く、牛久沼、市街地から牛久沼へかけての台地に沿った部分、高須橋付近の旧河道から北河原にかけては、砂層が発達する。

2 地盤の区分

龍ヶ崎市の地盤は次のように区分される。

龍ヶ崎市の地盤種別

第1種	堅固な地盤・岩盤 (市内に分布しない)
第2種	2-1 洪積層 (砂礫層・粘土層・ローム層)
	2-2 洪積層 (洪積層の凹地, 谷, 斜面に盛土した所)
第3種	沖積層 [基準的地盤] (砂・シルト・粘土)
第4種	沖積層 [著しく軟弱] (30m以上の軟弱層)



龍ヶ崎市の地盤種別図

第2 社会環境の特性

1 概要

龍ヶ崎市の社会環境は、昭和29年3月の市制施行以来、現在までの間に大きく変化を遂げている。特に、昭和44年5月に竜ヶ崎・牛久都市計画区域として市域全域が都市計画区域に指定され、昭和45年11月に市街化区域及び市街化調整区域が決定されてからは、都市施設の整備や土地区画整理事業等の推進により、市民の居住環境が大きく変化している。また、つくばの里工業団地の操業に伴う地域経済の活性化や、首都圏中央連絡自動車道整備促進に伴う幹線道路ネットワークの形成など、首都50km圏内という立地条件を十分に生かして産業・経済構造にも変化が訪れている。

2 人口動態

龍ヶ崎市の人口は、2010年の80,334人をピークに減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が2023年に発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、本市の人口は、2030年に71,581人、2050年には57,774人になると推計されている。

3 計画的土地利用の推進

豊かな自然環境と個性ある市街地が織りなす、本市独自のメリハリのある都市構造を生かし、各地域の特性に応じた質の高い空間を創造することにより、都市的快適性と自然環境が調和した土地利用を目指す。

また、今後の人口減少や高齢化の進行に的確に対応しながら、持続可能な都市づくりを進めていくため、各市街地に拠点地区の形成を進めるとともに、各市街地間のネットワーク性の向上を図ることにより必要な機能を補完し合う多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す。

第3 地震災害の歴史

過去に茨城県で被害が生じた地震（資料編 1-2-1）

第3節 地震被害想定

地震による被害想定は、地震の規模、震源地からの距離、発生時期等により様々な事態が考えられるため、その被害状況を定量的に予測することは困難である。

本計画では、地震に対する予防対策、応急対策等を確立するための仮想被害として以下の条件で検討し、本市の被害想定とした。



第1 茨城県の被害想定の基本的な考え方

首都圏での直下型の地震（マグニチュード7級）の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることが明らかにされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）が中央防災会議により想定されている。

茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源地とした地震の発生のあるとされており、発生した場合は、マグニチュード8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。

①東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード8程度）が発生した場合、概ね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されており、近い将来大規模な地震が発生すると考えられている。また

②東海・東南海・南海地震等が同時発生するマグニチュード9.0級の南海トラフ巨大地震について、平成24年8月29日に内閣府より発表され、茨城県南部で震度5強が予想されている。

上記以外の地震についても、過去には、茨城県南部、茨城県沖、福島県沖で震度5を記録し、被害が発生している。発生確率については算出されていないが、太平洋南部での周期の短い強振動の地震も想定されている。しかし、地震発生時の切迫性を破断することは困難であり、今後の研究を待つ状況にある。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、龍ヶ崎市は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

第3 龍ヶ崎市の被害想定の基本的な考え方

1 龍ヶ崎市に最も被害を及ぼすことが想定される地震は、首都直下地震茨城県南部地震（首都直下地震18パターンの1つ）である。

2 首都直下地震における龍ヶ崎市で想定される最大震度は6強であり、その被害想定は従前の茨城県南部の地震（最大震度6強）「地震被害想定調査」（平成30年度茨城県実施）を参考にする。

●地震被害想定調査（平成30年度茨城県実施）による被害想定（資料編1-3-1）

龍ヶ崎市で想定される地震の強度

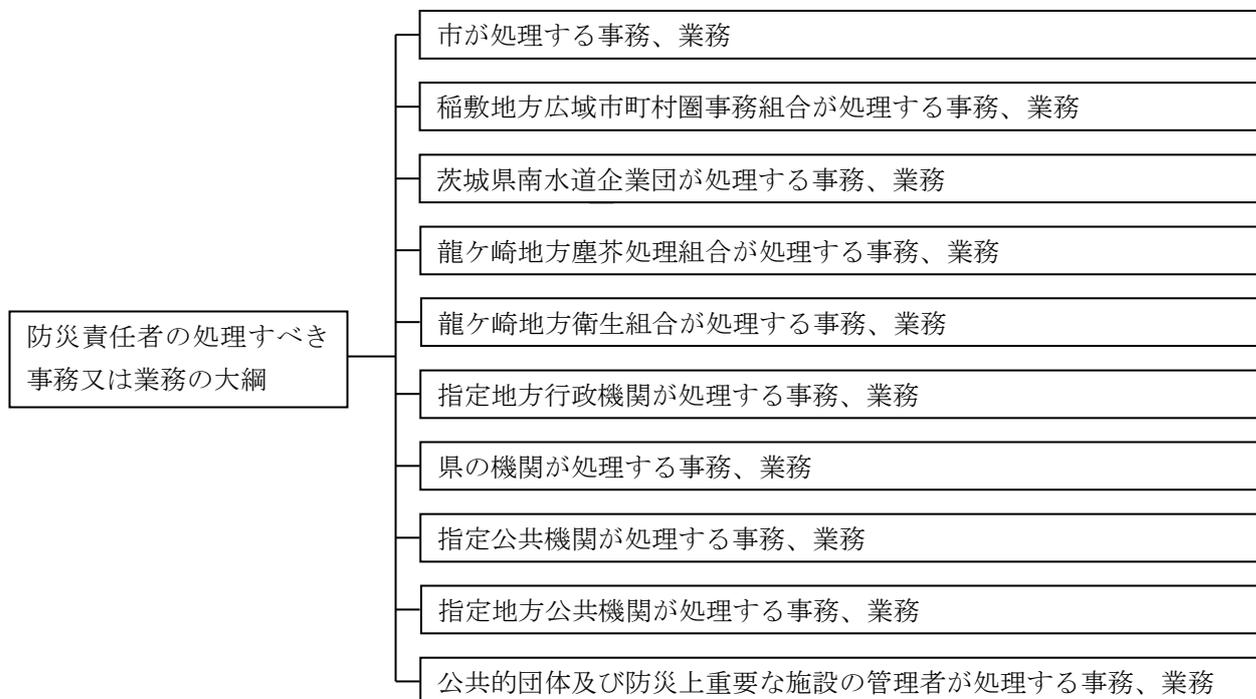
No	想定地震	想定マグニチュード	最大震度
1	茨城県南部の地震	Mw7.3	6強
2	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	6弱
3	太平洋プレート内の地震（南部）	Mw7.5	6弱
4	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	6強

第4 東日本大震災における龍ヶ崎市の被害状況

●東日本大震災における龍ヶ崎市の被害状況（資料編1-3-2）

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

市の処理すべき事務又は業務を中心として、市の区域内の指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、処理する地震防災対策を定める。



第1 市が処理する事務、業務

市は、次の事務を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

1 災害予防

- (1) 防災に関する市民への啓発に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 防災に関する物資や資材の備蓄・整備と点検に関すること。
- (5) 防災に関する施設や設備の整備と点検に関すること。
- (6) 前各号のほか、災害が発生した場合に、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 龍ヶ崎市防災会議及び龍ヶ崎市災害対策本部に関すること。
- (2) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- (3) 警報の伝達並びに避難の指示。
- (4) 救助、防疫等、り災者の救助・保護に関すること。
- (5) 災害時の医療及び助産救護。
- (6) 被災市営施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関すること。
- (8) 災害対策要員の動員・雇用に関すること。

第1章 総 則

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

第2 稲敷広域消防本部が処理する事務、業務

- (9) 被災者・被災産業に対する融資等の対策。
- (10) 災害復旧の実施
- (11) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- (12) 管内関係機関及び団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
- (13) 前各号のほか、災害の防除や拡大防止のための措置に関する事。

第2 稲敷広域消防本部が処理する事務、業務

- (1) 消防計画の樹立に関する事。
- (2) 消防施設の整備に関する事（消防水利に関する事を除く）。
- (3) 防災のための調査、災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- (4) 防災活動の指導及び訓練に関する事。
- (5) 災害時における消防に関する事。
- (6) 要救助者の救助・救急に関する事。
- (7) 水防施設、資材の整備に関する事。
- (8) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。
- (9) 水防活動に関する事。

第3 茨城県南水道企業団が処理する事務、業務

- (1) 水道施設の整備、保全に関する事。
- (2) 災害時における飲料水の確保に関する事。
- (3) 被災水道施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

第4 龍ヶ崎地方塵芥処理組合が処理する事務、業務

- (1) ごみ処理施設の整備、保全に関する事。
- (2) 災害時におけるごみ処理の確保に関する事。
- (3) 被災したごみ処理施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

第5 龍ヶ崎地方衛生組合が処理する事務、業務

- (1) し尿処理施設の整備、保全に関する事。
- (2) 災害時におけるし尿処理の確保に関する事。
- (3) 被災し尿処理施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務

1 関東管区警察局

- (1) 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関する事。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- (3) 管内内防災関係機関との連携に関する事。
- (4) 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。
- (6) 津波・火災警報の伝達に関する事。

2 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
- (2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。

第1章 総 則

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務

(3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること。

(4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

3 関東財務局

(1) 災害査定立合に関すること。

(2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。

(3) 地方公共団体に対する融資に関すること。

(4) 国有財産の管理処分に関すること。

4 水戸原子力事務所

(1) 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること。

(2) 原子力施設及び放射線施設周辺等の環境放射線の監視に関すること。

(3) 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関すること。

5 関東信越厚生局

(1) 厚生労働省との連携に関すること。

(2) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

6 茨城労働（(1)～(4)：龍ヶ崎労働基準監督署、(5)：龍ヶ崎公共職業安定所）

(1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関すること。

(2) 災害時における賃金の支払い確保に関すること。

(3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。

(4) 労災保険給付に関すること。

(5) 職業あっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

7 関東農政局

(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。

(2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。

(3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。

(4) 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること。

(5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。

(6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。

(7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。

(8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

8 関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

9 関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。

(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。

(3) 被災中小企業の振興に関すること。

10 関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。

第1章 総 則

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務

- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

11 関東地方整備局

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 公共施設等の整備に関すること。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- (7) 災害時における応急工事等に関すること。
- (8) 災害復旧工事の施工に関すること。
- (9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- (10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。
- (11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- (12) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- (13) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC-FORCE」）に関すること。
- (14) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

12 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

13 東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

14 東京管区气象台（水戸地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

15 第三管区海上保安本部

- (1) 情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 活動体制の確立に関すること。
- (3) 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- (4) 流出油等の防除及び危険物の安全措置に関すること。
- (5) 海上交通安全の確保に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。
- (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

16 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

(3) 地殻変動の監視

第7 県の機関が処理する事務、業務

1 茨城県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防御と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等災者の救助保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 文教対策
- (10) 震災時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員
- (12) 震災時における交通、輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

2 茨城県県南県民センター

- (1) 災害対策の連絡調整に関すること。

3 茨城県竜ヶ崎工事事務所

- (1) 管轄する河川・道路の保全に関すること。
- (2) 災害時における交通の確保並びに応急工事に関すること。
- (3) 災害復旧工事の施工に関すること。
- (4) 二次災害防止工事の施工に関すること。

4 茨城県竜ヶ崎保健所

- (1) 災害時における病院収容患者の医療等の指示・調整に関すること。
- (2) 災害による負傷者の病院等における医療助産救助の指示・調整に関すること。
- (3) 災者の救助保護及び防疫等に関すること。

5 茨城県流域下水道事務所利根浄化センター

- (1) 管轄する下水道施設の保全に関すること。
- (2) 災害復旧工事の施工に関すること。

6 茨城県警察本部竜ヶ崎警察署(以下、「竜ヶ崎警察署」という。)

- (1) 災害時における警備情報に関すること。
- (2) 災害時における救出及び避難に関すること。
- (3) 災害時における行方不明者の調査に関すること。
- (4) 災害時における遺体の検視(検分)に関すること。
- (5) 災害時における交通規制に関すること。
- (6) 災害時における交通信号施設等の保全に関すること。
- (7) 災害時における犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

7 茨城県県南農林事務所、稲敷地域農業改良普及センター

- (1) 災害時における農産物、農地等に対する応急処置の指導に関すること。

第8 指定公共機関が処理する事務、業務

- 1 日本郵便株式会社
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
 - (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事。
 - (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。
- 2 日本銀行（水戸事務所）
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
 - (2) 金融機関の間の資金決済の円滑な確保に関する事。
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に関する事。
 - (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する事。
 - (5) 上記各業務にかかる広報に関する事。
- 3 日本赤十字社（茨城県支部）
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
 - (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事。
 - (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。
 - (4) 義援金品の募集配布に関する事。
- 4 日本放送協会（水戸放送局）
 - (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事。
 - (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。
 - (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事。
- 5 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - (1) 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関する事。
- 6 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所、霞ヶ浦用水管理所）
 - (1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新設又は改築に関する事。
 - (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事。
- 7 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力
 - (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）
 - (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - (3) 原子力防災に必要な教育・訓練
- 8 日本原子力発電株式会社（東海発電所）
 - (1) 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。
- 9 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社龍ヶ崎市駅）、日本貨物鉄道株式会社関東支社（水戸営業所）
 - (1) 鉄道施設等の整備、保全に関する事。
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
- 10 東日本電信電話株式会社茨城支店
 - (1) 電気通信設備の整備及び点検に関する事。

第1章 総 則

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

第9 指定地方公共機関が処理する事務、業務

- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 11 東京ガス株式会社（つくば支店）、東京ガスネットワーク株式会社（茨城南導管・設備センター）
 - (1) ガス施設の安全、保全に関する事。
 - (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。
 - (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。
- 12 日本通運株式会社（水戸支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - (1) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
- 13 東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）
 - (1) 災害時における電力供給に関する事。
 - (2) 被災電力施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 14 KDDI 株式会社（水戸支社）
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 15 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事
 - (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 16 ソフトバンク株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 17 ソフトバンクモバイル株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

第9 指定地方公共機関が処理する事務、業務

- 1 一般社団法人龍ヶ崎市医師会
 - (1) 災害時における応急医療活動に関する事
- 2 関東鉄道株式会社竜ヶ崎駅、関東鉄道株式会社竜ヶ崎営業所
 - (1) 鉄道施設等の設備保全に関する事。
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
- 3 一般社団法人茨城県トラック協会、一般社団法人茨城県バス協会
 - (1) 災害時における避難者、救助物資、その他の輸送の協力に関する事。
- 4 茨城県土地改良事業団体連合会
 - (1) 各地土地改良区の農地・農業施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関する事。
- 5 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
 - (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。
 - (2) 生活福祉資金の貸付に関する事。
- 6 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）
 - (1) 災害時における応急医療活動に関する事。
- 7 水防管理団体
 - (1) 水防施設資材の整備に関する事。
 - (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。

第1章 総 則

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

第10 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務

- (3) 水防活動に関すること。
- 8 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
 - (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
 - (2) 高圧ガス事業所の自主点検、調査、巡視に関すること。
 - (3) 高圧ガスの供給に関すること。
 - (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。
- 9 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社 LuckyFM 茨城放送）
 - (1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
 - (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
 - (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。
- 10 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）
 - (1) 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。
- 11 ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）
 - (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
 - (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
 - (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

第10 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務

- 1 龍ヶ崎市社会福祉協議会
 - (1) 災害ボランティアセンターの運営に関すること。
 - (2) 生活福祉資金の相談受付に関すること。
- 2 稲敷地方危険物安全協会、茨城県高圧ガス保安協会江戸崎支部、茨城県石油業協同組合牛久・竜ヶ崎支部
 - (1) 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。
 - (2) 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関すること。
 - (3) 被災施設の応急処理及び復旧に関すること。
- 3 龍ヶ崎市建設業組合
 - (1) 災害時における応急対策の実施に要する機材及び労力の提供に関すること。
- 4 牛久沼土地改良区、豊田新利根土地改良区
 - (1) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
 - (2) たん水の防除、排水施設の整備に関すること。
- 5 水郷つくば農業協同組合
 - (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - (2) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - (3) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- 6 住民自治組織（区、自治会、町内会等）、婦人防火クラブ、婦人会、自主防災組織等
 - (1) 避難者の誘導及び避難所内の世話業務の協力に関すること。
 - (2) り災者に対する炊き出し及び救助物資の配分協力に関すること。
 - (3) 市の実施する防災訓練、広報活動等に対する協力に関すること。
 - (4) 自主防災活動の実施に関すること。
- 7 龍ヶ崎市商工会

- (1) 被災商工業者の相談及び指導に関すること。
- (2) 被害調査に関すること。
- 8 商店会（大型商業施設含む。）
 - (1) 災害応急対策及び復旧に必要な物資の供給及び被害調査の協力に関すること。
- 9 県南総合防災センター
 - (1) 県南の災害における食糧・飲料水や防災機材等の備蓄に関すること。
 - (2) 災害時における救援物資の供給活動拠点・広域避難所に関すること。
 - (3) 防災に関する知識の習得や防災意識の向上を目指す学習施設に関すること。
- 10 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体
 - (1) 被害調査に関すること。
 - (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
 - (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。
- 11 一般診療所・病院
 - (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
 - (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
- 12 一般運輸事業者
 - (1) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。
- 13 危険物関係施設の管理者
 - (1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

第11 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- 2 災害派遣計画の作成に関すること。
- 3 龍ヶ崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練に関すること。
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化するものとする。

1 職員への災害時の役割と体制の周知徹底

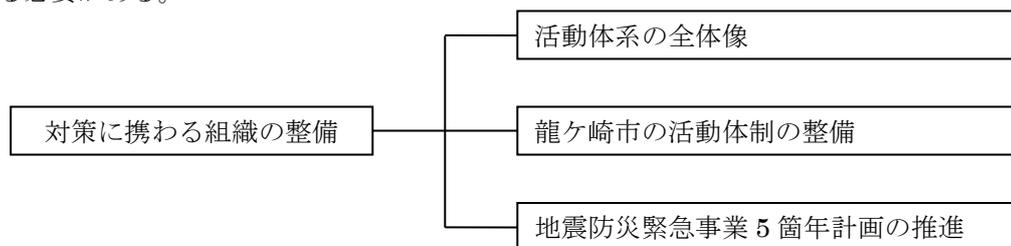
災害時の職員に対する、担当業務やその実施体制については、「龍ヶ崎市職員地震災害時初動マニュアル」によるものとする。

●「龍ヶ崎市職員地震災害時初動マニュアル」)

2 関係部局間等の連携体制の強化

市の各部局は、災害時に組織の全機能を発揮できるよう、日頃から情報交換を行い、防災訓練を共同で実施するなど、部局間の連携体制の強化に努めるものとする。

また、地震災害時の人的・物的不足を補うため市内の防災関係機関とも協力体制の強化に努める必要がある。



3 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくものとする。

4 複合災害対策

市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、各計画等を見直し、備えを充実するものとする。

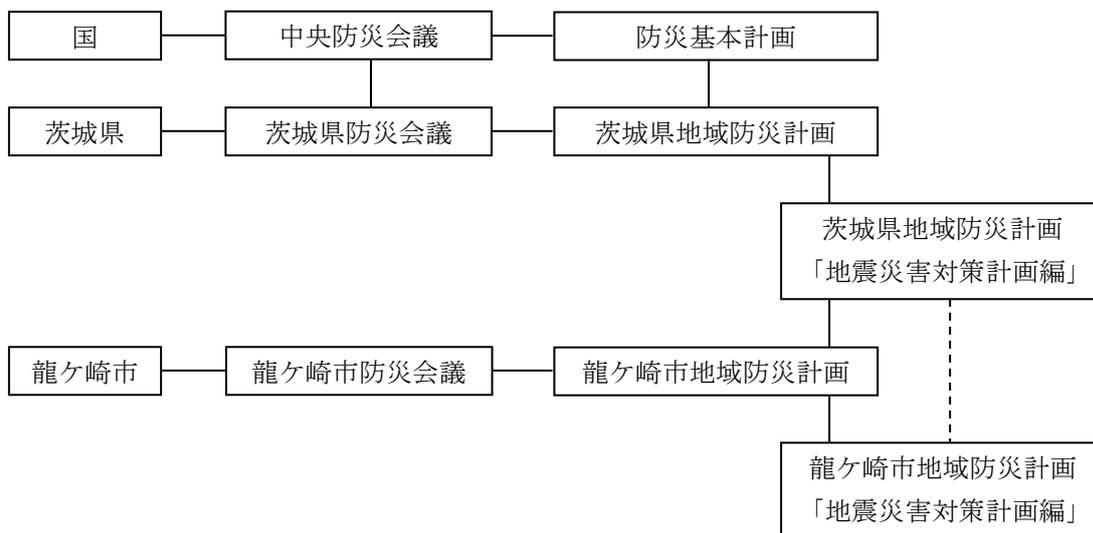
市及び防災関係機関は、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努めるものとする。

(1) 活動体系の全体像

1) 市の防災体制の整備

市は、龍ヶ崎市防災会議を設置し、龍ヶ崎市地域防災計画「地震災害対策計画編」及び同「一般災害編」を作成し、それに基づき、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法によって定められている国、県及び市の防災計画の体系は以下のとおりである。



① 市防災会議

市は、災害対策基本法第16条に基づき、龍ヶ崎市防災会議を組織し、市地域防災計画を作成し及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

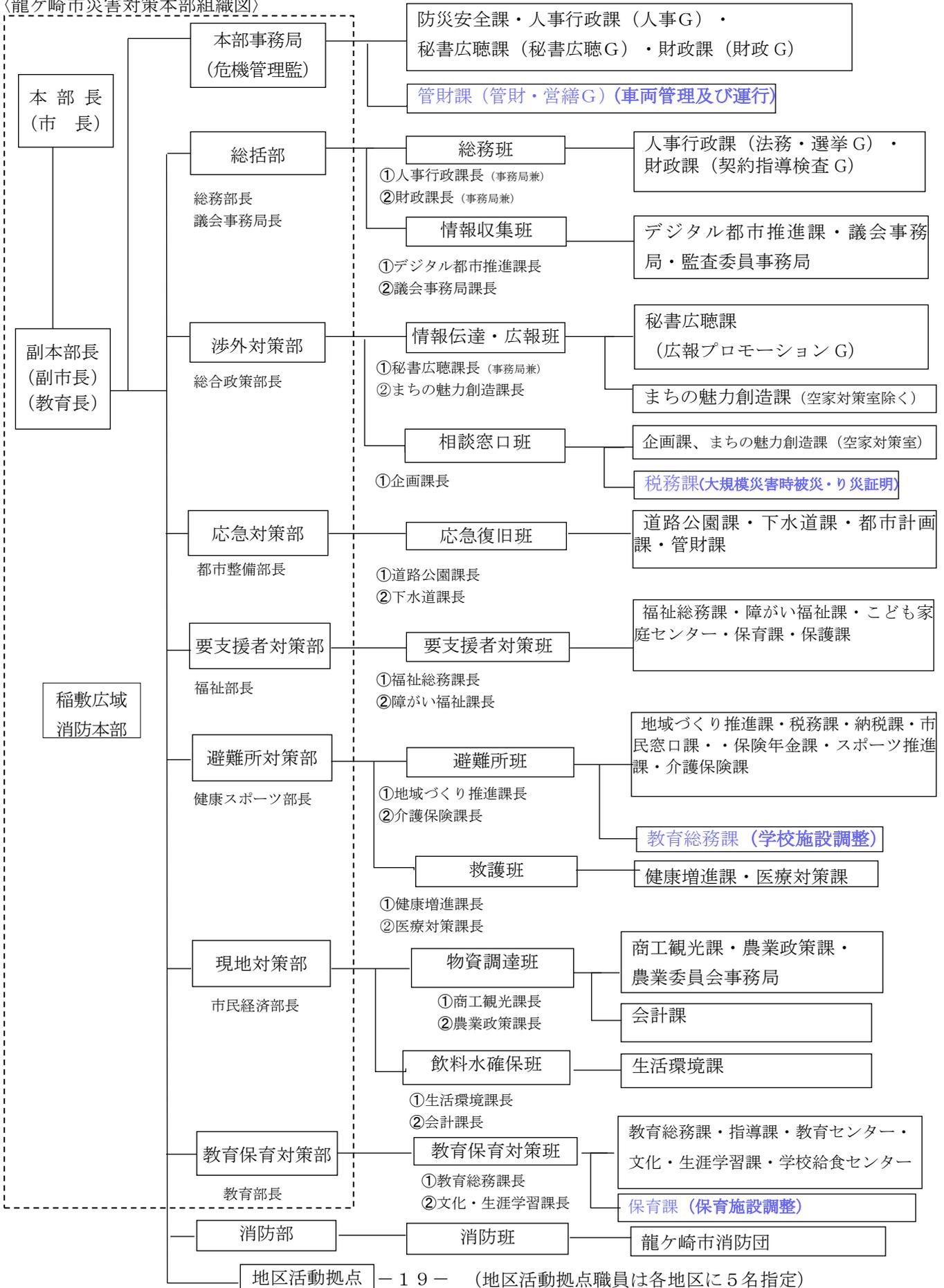
防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関等の長並びに、市職員のうちから任命された委員をもって組織する。

② 市災害対策本部

- ・ 設置の根拠 災害対策基本法第23条の2
- ・ 所掌事務 市地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施
- ・ 組織 龍ヶ崎市災害対策本部組織図による。

青：特定業務に従事する場合のみ所属

(龍ヶ崎市災害対策本部組織図)



③ 関連する防災組織

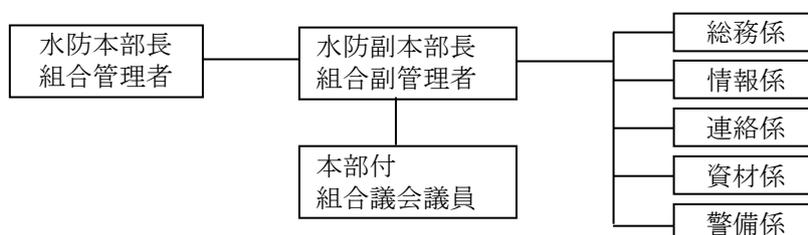
ア 稲敷地方広域市町村圏事務組合水防本部

- ・設置の根拠
水防法第10条第1項、第12条第1項、第16条
- ・所掌事務
警戒区域内河川における洪水時の水災の警戒、防御及び被害の軽減
- ・組織



イ 利根川水系県南水防事務組合水防本部

- ・設置の根拠
水防法第10条第1項、第12条第1項、第16条
- ・所掌事務
警戒区域内河川における洪水時の水災の警戒、防御及び被害の軽減
- ・組織



(2) 龍ヶ崎市の活動体制の整備

1) 活動体制の整備

市には、市民の生命身体及び財産を災害から保護するという重大な責務が課せられている。すなわち市の地域で災害が発生し又は発生する恐れがある場合において応急対策活動が円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに地震災害応急対策に関する「龍ヶ崎市職員地震災害時初動対応マニュアル」等を整備し、配布するなどして、啓発を図る。市の施設や職員自身も被災し、人・物・情報など利用できる資源が制約を受ける状況下において、応急対策業務や優先度の高い復旧業務を実施しつつ、優先度の高い通常業務についても維持するため、業務継続計画（BCP）を策定し、業務の優先順位を整理し、必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等を検討・準備するものとする。

また、市の各部局課等では災害時に他の部局課等と円滑に連携が図れるよう、日頃より情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練等を共同で行うなど相互の連携体制を整備する。

さらに、地震災害時には、十分な人員の確保ができない場合も考えられるため、防災関係機関・団体等との協力体制の強化を図るものとする。

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

2) 配備編成計画の作成

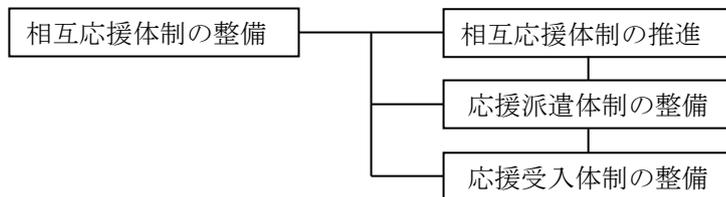
- ① 市災害対策本部組織図における各班長は、分担業務に基づいて班ごとの配備編成計画をたて、これを防災担当課（防災安全課）に提出しておくとともに、職員に周知徹底しておくものとする。
- ② 災害対策本部設置時に班長となる者は、配備編成計画に基づき、班員を直ちに動員できる体制を整え、非常連絡系統図を作成しておくものとし、職員に移動があったときは遅滞なくこれらを修正し、防災担当課（防災安全課）に提出するものとする。

(3) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

市は、地震防災上緊急に整備すべき消防水利設備、公共施設の耐震補強、緊急輸送道路や消防活動用道路となる都市計画道路等の整備を県が作成する地震防災緊急事業5箇年計画に基づき、地域防災計画に定める地震防災対策を計画的に推進する。

第2 相互応援体制の整備

大地震が発生すると、地震発生時の対応や、その後の復旧・復興対策を含め、市の行政機関だけでは対応が困難となることが考えられる。このため、関係機関等との応援体制を整備しておく。



1 相互応援体制の推進

(1) 「災害時等の相互応援に関する協定」による応援体制の推進

県内で災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合を想定して、平成6年4月1日から県内44市町村間で「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。

また、大規模災害発生時においては、自治体の応援が重要となることから、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県外の自治体との相互応援協定の締結を推進する。既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図る。

(2) 市が締結している災害協定

市は、県内44市町村間及び裾野市（静岡県）、館林市（群馬県）、相馬市（福島県）、三条市（新潟県）及び民間企業等と災害協定を締結している。引き続き、災害対応に必要な分野、業種の事業所等との協定を拡充し、相互応援体制を強化する。その状況については、市ホームページにおいて逐次更新し、市民に広く周知する。

●市が締結している災害協定一覧（資料編 2-1-2）

2 応援派遣体制の整備

市は、他市町村から応援の要請を受けた場合、極力これに応じる。応援要請に応じるときは、生活必需物資及び資機材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着予定時刻及び応援の責任者等を専用電話及び、茨城県防災行政無線等の通信手段により要請を行った協定市町村に連絡する。応援出動にあたっては、通信、連絡、交通・輸送の手段等の確保について協定市町村と連携して整備をすすめる。

3 応援受入体制の整備

市は、応援のために派遣される機関職員が宿泊できる施設を市内に確保するとともに、市内での受入れが不可能な場合に近隣市町村で宿泊できるよう、近隣市町村と協議を整えておく。

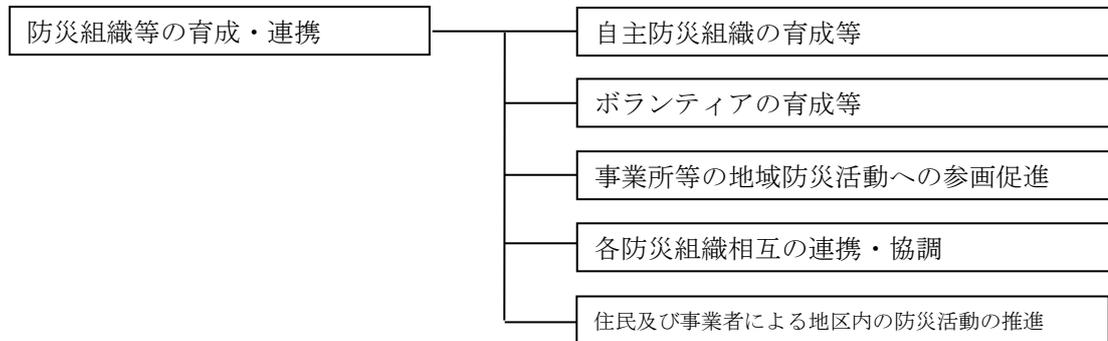
また、地理に不安がある応援部隊のために、市内案内図や水利位置図等を常備しておくとともに、稲敷広域消防本部や龍ヶ崎市消防団等との役割分担を整えておく。

4 県の役割

県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

第3 防災組織等の育成・連携

阪神・淡路大震災及び東日本大震災においては、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、消火、被災者に対する救援活動などに市民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割を果たし、その重要性が再確認された。本市では、市民の自主防災組織を育成するとともに、ボランティアの活動環境を整備する。



1 自主防災組織の育成等

市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは皆で守る。」ことが大切であり、こうした自主防災思想の普及、自主防災活動の条件整備の向上に努める。

(1) 組織の整備

1) 組織の単位

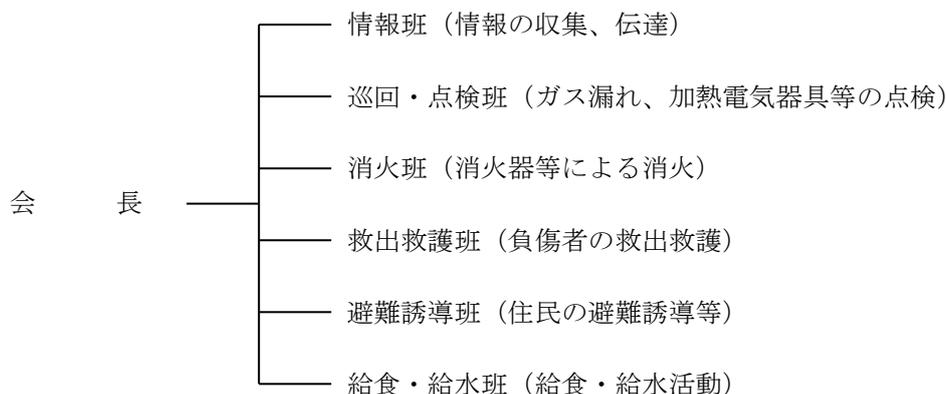
①市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加・交流できる環境を整え、これらの組織の日常的活動と、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。自主防災組織は、行政区を単位として編成するが、それらの規模が地域防災活動の単位として大き過ぎる場合には、道路、水路などの地形条件を考慮したうえで、さらにブロック分けする。

②既設の水防協力連絡会を、自主防災組織として他の災害にも対応できるようにする。

③日常生活にとって基礎的な地域として、一体性を有する地域を単位とする。

2) 組織の編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に次の活動班を編成する。活動班ごとにも班長を定める。



3) 組織の運営

自主防災組織を円滑に、効率よく運営していくために基本的な事項については規約を設けておく。

(2) 活動内容

自主防災組織の活動内容は、次によるものとする。

組織の主要活動内容

平常時の活動	災害時の活動
①避難行動要支援者の支援を含めた地域によるコミュニティ活動の推進	①初期消火の実施
②日ごろの備え及び災害時の行動等に関する正しい防災知識の普及、地域の危険箇所の点検・把握等。	②情報の収集・伝達
③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救援等の防災訓練の実施	③救出・救護の実施及び協力
④消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資器材の整備・点検	④集団避難の実施
⑤災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	⑤炊き出し及び給水、救助
⑥担当する避難所運営の準備	⑥物資の配分に対する協力
	⑦避難所の運営(市及び学校等との調整)
	⑧避難行動要支援者の安全確保等

(3) 組織の育成指導

自主防災組織の育成にあたっては、住民の自主防災組織に対する関心をかん養するとともに、初期消火等自主防災活動の活発化を促進するための育成指導を図る。

また、龍ヶ崎市自主防災組織連絡協議会を通じ、自主防災ネットワークの強化を推進する。

- ①防災資機材を活用した定期的(年1回以上)な防災訓練を行うこと。
- ②防災資機材の定期的な点検を行うこと。
- ③地域の実態(危険物、危険地域、避難場所、水利、人口等)を常に把握しておくこと。
- ④地域防災マップを作成すること。
- ⑤地域防災マップを自主防災組織内の住民に配布し、有効に活用すること。
- ⑥地域防災マップが、地域の実情と相違するようになったときは、自主的に再作成するように努めること。
- ⑦講演会、講習会、映画会、研修会、座談会等の開催に努めること。
- ⑧隣接防災組織及び地域内関係事業所の協力体制の確立に努めること。

(4) リーダーの育成

各自主防災組織のリーダー(会長及び班長等)の意識や知識は、それぞれの自主防災組織活動の災害に対する即応力を左右する。このため市は、消防団経験者・ボランティア活動経験者、防災士など防災に対する専門知識を有する者又は各組織の会長等に対し、リーダーを養成するための教育を計画する。

2 ボランティアの育成等

災害時に大きな役割を担うこととなる災害ボランティアの活動環境の整備や企業防災組織の活用を図る。災害ボランティアの活動としては、医療、看護、防疫、語学、防災臨時 FM 放送局の開局、建築物の被災度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、救援物資の搬入・仕分け、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあり、災害ボランティ

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の育成・連携

アを十分に活用できる体制を整備する。

(1) 災害ボランティアの担当窓口の設置

市及び県は、災害発生時におけるボランティアの活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を設置し、社会福祉協議会との連携、協力体制を整備する。

県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の受入れ窓口となり、災害発生時にはその活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンター等を拠点として、被災地ニーズの集約及び活動体制を整備し、その機能を強化する。市及び社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの活動種別などの受入れ窓口」を掲載し、広く情報を発信する。

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・事業者等に対してボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動に関する知識や情報の周知を行う。

2) 災害ボランティアの活動拠点の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、地域の活動拠点の整備に努めるとともに、ボランティア活動に必要な無線機、ファクシミリ、パソコン等の通信機器等の資材を整備する。

3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成を行うものとする。

4) ボランティア「受入窓口」との連携強化

市は、市社会福祉協議会と県社会福祉協議会が締結した「災害時支援に関する協定」に基づき、更なる連携強化を図る。ボランティアが不足している場合は、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会を通して全国に応援を要請するものとする。

なお、災害時における災害ボランティアの募集方法や組織体制については、市社会福祉協議会において龍ヶ崎市災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備し、構築した。なお、平成20年1月24日に流通経済大学との間に締結した「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」に基づき、災害時の学生ボランティア派遣等、市民等の安全確保及び生活復興などの協力体制について、更なる連携強化を図る。

また、ボーイスカウト等の組織を中心にした屋外生活用具の使用方法についての講習会なども、防災訓練に取り入れることを検討するものとする。

3 事業所等の責務と地域防災活動への参画促進

事業所等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

自然災害による不測の事態から事業所の「事業（経済活動）継続」を確保するため、市長は、事業所に対し、災害時における「事業継続計画（BCP）」及び「災害時行動マニュアル」策定とその検証を行うよう努力義務を課するものとする。

また、災害時における従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに帰宅困難者対策を講じるものとする。具体的には、事業所等の防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、飲料水や食料などの備蓄、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業（経済活動）継続への取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じ

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の育成・連携

て防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所等の平常時対策

- 1) 継続計画（BCP）及び防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の策定
- 2) 自衛防災組織の結成
- 3) 業所内での防災訓練の実施
- 4) 社員への防災教育の実施
- 5) 市や地域の自主防災組織・消防団等が行う防災訓練への参加
- 6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献を積極的に行う

(2) 災害時対策

- 1) 情報の収集伝達
- 2) 出火防止及び初期消火
- 3) 従業員、顧客の避難誘導
- 4) 従業員、顧客の救出救護
- 5) 災害発生時に従業員等を一定時間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や飲料水や食料その他の災害時に必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

6) 事業（経済活動）の維持

(3) 災害後の対応

- 1) 事業（経済活動）の維持
- 2) 市民、行政、取引先事業所等と連携した、速やかな復旧、復興活動

(4) 市の役割

市は、事業所等を地域コミュニティの一員として連携し、防災訓練への積極的参加の呼びかけを行うとともに防災に関するマニュアルの作成支援等を実施する。

平時には、災害発生時に速やかな対応が取れるよう、国・県・市の防災関連情報の提供に努める。災害発生時には、市との連携により速やかな応急対応ができるよう支援する。

4 各防災組織相互の連携・協調

市は、自主防災組織・ボランティア・自衛消防組織が、災害時に協力して地区の防災活動を効果的に実行できるよう、平素から自主的に、又は合同で防災訓練等を開催するよう指導、助言を行う。

また、各組織合同で講習会や防災訓練を地域（小学校区等）ごとの活動を取り入れ、これを実践するよう支援する。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

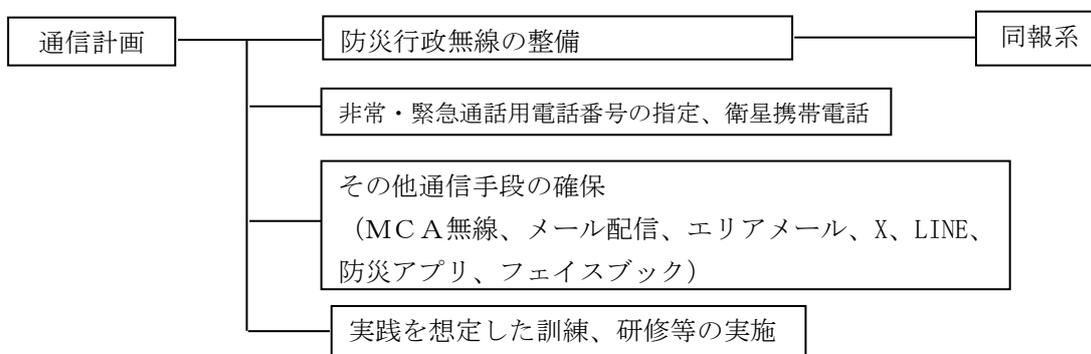
当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。詳細

の地区防災計画の作成手順については、地区防災計画ガイドラインとする。
 作成された地区については下記の通りである。

作成地区	作成年月日
北文間コミュニティ協議会	平成 29 年 3 月
長戸コミュニティ協議会	平成 30 年 7 月
八原まちづくり協議会	令和 4 年 3 月
馴柴まちづくり協議会	令和 5 年 3 月
長山地域コミュニティ協議会	令和 6 年 1 月
久保台小学校区わくわく協議会	令和 6 年 1 月

第4 通信計画

地震災害時の初動対応や応急復旧対応を迅速かつ的確に実施するため、通信・連絡体制を整備し、訓練、研修等を通して平時からその運用に努める。



1 防災行政無線の整備

(1) 固定局

本市の防災行政無線固定局は、基地局及び屋外拡声子局の老朽化に伴い平成 11 年度から 2 か年で全面改修を実施し、屋外拡声子局は、139 か所に増設され、難聴地区の改善とともに、基地局の機能拡大を行った。また、防災行政無線のデジタル化への更新に伴い、令和元年度から 3 か年で全面改修を実施し、長距離スピーカーへの変更により音達範囲を拡大させるなど、屋外覚醒子局を 110 箇所とした。併せてスマートフォンのアプリ等を活用し、情報発信の多様化を図った。

なお、竜ヶ崎警察署及び龍ヶ崎消防署に遠隔制御機を設置し、緊急の場合に対応できる環境を整備した。

放送の内容（地震災害時）

- ・ 災害対策本部からの情報伝達
- ・ 緊急地震速報（推定震度 5 弱以上）
- ・ 茨城県南部震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- ・ 火災発生の場合
- ・ 一般行政放送（毎夕、定時に点検のためチャイム放送を行う）
- ・ その他、特に市長が必要と認めた場合

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第4 通信計画

●声子局所在地一覧（資料編 2-1-2）

固定系	数 量	備 考
固定（親）局	1	市役所
子局	110	
戸別受信機	150	
遠隔制御機	2	竜ヶ崎警察署用 龍ヶ崎消防署用

(2) 移動局（デジタルMC A無線）

災害対策本部とコミュニティセンターや学校などの避難所との通信手段の確保と、災害活動職員との連絡体制を確保するため、デジタルMC A無線機 53 台を整備し、情報伝達手段を強化する。

●MC A無線機一覧表（資料編 2-1-4）

(3) 茨城県防災行政無線の設置

茨城県庁内に基地局を置き、県、市町村及び防災関係機関を防災無線で結び迅速、的確な情報を確保し、災害の未然防止と災害時の応急災害対策に万全を期する。

電話番号は、地域衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿（関東版）によるが、主要な電話番号は下記の通りである。（衛星電話を使用した場合）

県庁（災害対策室）	8-100-8420
稲敷広域消防本部（警防課）	8-830-8401
陸上自衛隊施設学校（警備課事務室）	8-850-8400
竜ヶ崎保健所	8-129-8400
茨城県企業局県南水道事務所	8-165-8400
竜ヶ崎工事事務所	8-111-8400

2 災害時優先電話の指定

市は、あらかじめ東日本電信電話(株)茨城支店長及び(株)NTT ドコモに対し、既設の電話番号を災害時優先電話として指定して、その承認を受け、一覧表を作成（これを防災関係機関と共有）するものとする。

また、指定を受けた番号の電話器にステッカーを貼るなど、非常時の使用に混乱のないようにしておく。さらに、指定を受けた電話番号は、極力発信専用となるように、公表を控える。

○指定を受けた電話番号

0297-64-1125 0297-64-1991

防災安全課 記者クラブ

※災害時優先電話とは

災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話が規制される場合がある。予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取り扱われる。

3 その他通信手段の確保

(1) その他の専用通信施設の利用

災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、公衆電気通信施設の利用又は他機関の有線、無線通信施設の使用（災害対策基本法 57 条、79 条）、非常無線通信及び自衛隊の通信支援等の施設を有効に活用できるよう、協力体制を整備する。

- ①稲敷広域消防本部消防無線施設
- ②警察電話（有線、無線）施設
- ③東京電力パワーグリッド(株)通信施設
- ④国土交通省無線施設
- ⑤東日本旅客鉄道(株)通信施設

⑥その他防災関係機関の専用通信施設

(2) インターネット通信の利用

電話回線、インターネット回線及び電力が使用可能な場合には、メール配信、フェイスブック、X、LINE、防災アプリ、エリアメール、緊急速報メール等、メディアの活用などによる通信連絡を活用する。そのため、市職員は、訓練や研修を通じて、常時から操作方法の習得に努めるものとする。

(3) アマチュア無線の活用

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、通信の確保又は秩序維持のため必要と認めるときは、市内在住のアマチュア無線局に対し、非常無線通信の協力を得るものとする。

なお、アマチュア無線の協力者は、市災害対策本部事務局の指示に従い、その活動を行う。

(4) 通信環境の整備

避難者がスマートフォン等により容易に情報収集ができるよう、避難所にFree Wi-Fiを整備する。また、必要な時に00000JAPAN電波への切り替えを行うものとする。

(5) 衛星携帯電話、災害時優先電話の整備

携帯電話による通信は、災害時には利用者の増加に伴う規制が行われる可能性が高いことから、衛星携帯電話、災害時優先電話を整備し、被害状況の収集や防災関係機関との連絡用として確保する。

(6) 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信技術の導入に努めるものとする。

4 通信機器等の使用方法の習熟

市職員は、平素より、訓練や研修を通して、茨城県防災情報ネットワークシステム、龍ヶ崎市防災行政無線（固定局及び移動局）、茨城県防災行政無線、メール配信、X、LINE、防災アプリ、フェイスブック、エリアメールなどの市有の通信機器の使用方法を習得し、情報の発信、連絡体制を確立しておく。

5 職員への情報伝達手段の確立

災害時の職員の動員を図るため、勤務時間外での災害発生時の情報伝達手段の整備を進める。

- (1) 職員に対する携帯電話等を利用した緊急連絡網及び市職員緊急連絡メール配信システムの整備を図る。
- (2) 電話や携帯端末での情報伝達が出来ない場合を想定し、災害の状況に応じた職員参集マニュアルを作成し、実践を想定した訓練を行う。

6 災害対応業務（情報システム）

平時から情報システムの耐震性の向上とバックアップ機能の強化を図り、災害による各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる。

また、クラウド型被災者支援システムによる復旧・復興業務の事務処理機能を向上させるとともに、平常時から訓練等を計画的に行い、災害対応業務の強化を図る。

7 サーバの負荷分数

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、LINE ヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結して負荷分数を図る。

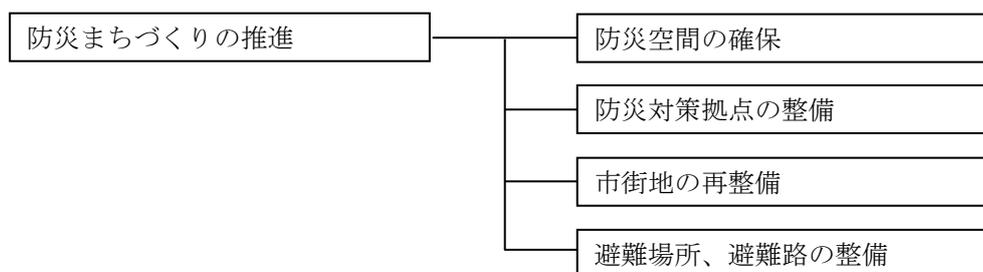
第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

地震は突発的に発生し、被害は同時に広域的に発生する。このため、市の最上位計画と防災まちづくり整備指針に基づいて次に掲げる施策を実施し、災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、災害に強い防災都市の整備を積極的に推進する。

このため、市と地域が一体となって災害に強いまちづくりの総点検を行い、障がい者、高齢者、女性等の意見を反映した防災まちづくりの方針を策定し、災害危険度の高い地域に係る施設整備など、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、都市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。

また、多種多様な都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに、建築物の不燃化や耐震性等の強化促進に努め、都市型災害に強いまちづくりを進める。さらに、地震や集中豪雨の際の浸水・がけ崩れなど、自然災害への防災対策を充実し、市民と行政が一体となった災害に強いまちづくりを進める。



1 防災空間の確保

総合運動公園や農業公園等の大規模な公共空間や住区基幹公園・緑地は、災害時における避難場所、火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯となるとともに、応急救助活動の基地となり、かつ、物資集積等の基地となる都市防災上の重要施設となることから、整備を推進する。平成20年の再整備により、上町の「にぎわい広場」に防災コンテナを設置し、災害時における避難場所としての機能を有する公園となった。

また、都市計画道路や一般市道は、災害時における避難経路、火災に対しては延焼及び飛火等を防止する延焼防止帯としての機能を持つとともに、消防活動の場並びに救援活動の際の交通輸送路となることから、公園等の防災空間と一体的な土地利用を検討しながら整備を推進する。

2 防災対策拠点の整備

龍ヶ崎市の防災対策を地区ごとに実施していくために、小・中学校やコミュニティセンターなどの公共施設等を防災対策拠点のひとつとして整備充実を進める。

各施設とも、MCA無線機、災害用非常電話を配備し、耐震性を強化するとともに、書棚、薬品保管庫等の落下、転倒防止措置を随時実施する。また、併せて、コミュニティセンターには災害用井戸を設置するなど、飲料水、食料その他の生活用品の備蓄や防災活動に必要な資機材を整備する。

また、各コミュニティセンターに防災ボックスを設置し、震度5強以上の地震において自動解錠し、防災対策拠点となるコミュニティセンター、防災コンテナ、避難所となる小中学校体育館の開

設を容易にする。

●防災対策拠点地区の整備（資料編 2-2-1）

3 市街地の再整備

民間事業による市街地の整備に際しては、防災上の安全性を確保するとともに、健全で良好な市街地形成を図るため、道路、公園等の計画的整備に併せて、防災上の視点を加えた、適正な土地利用の誘導と指導に努める。

(1) 基盤未整備地域における基盤整備の推進

市街地の同時多発的な火災に対処するため、木造住宅密集市街地など、延焼拡大等により大きな被害を及ぼす危険性の高い地域を指定するとともに、民間事業等による市街地再開発事業等に際しては、防災上の視点を加えた面的整備事業を推進していく。

(2) 民間宅地開発及び建築時の指導

(1) のほか、民間事業等による宅地の開発や建物の建築に際しては、防災上の視点を加えた居住環境の整備を推進するため、開発行為等に係る指導要綱等により適切な行政指導を行う。

民間宅地開発の指導

項目	内容
宅地開発指導	宅地面積、公共・公益施設、緑化等についての整備基準に基づき無秩序な市街化を防止し、防災上の視点を加えた良好な生活環境の確保を図る。
建築物建築指導	道路確保等についての行政指導を進め、無秩序な市街化を防止し、防災上の視点を加えた良好な生活環境の形成を図る。

4 避難場所、避難路の整備

(1) 避難場所の整備

地震等による火災延焼が発生し、一時的に空地などに避難する必要がある可能性がある。このような場合に備えて、次の場所を避難場所として指定し、整備する。また、龍ヶ崎地区、佐貫地区では、近隣公園、地区公園などで面積の広い公園が少ないため、今後の公園改修計画に併せて検討していくほか、農地や学校グラウンド、さらには民間事業者の協力を得て未利用地などを活用できる環境を整える。

●指定緊急避難場所位置図（地震災害時）（資料編 2-2-2）

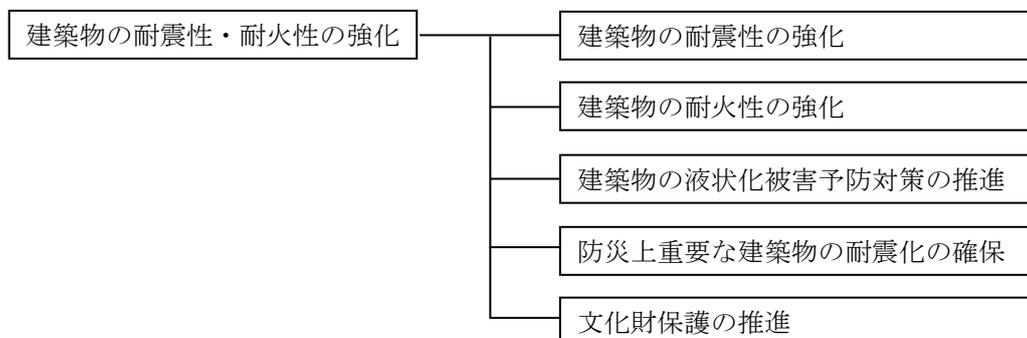
(2) 避難路の整備

歩道を有する県道、都市計画道路、幹線市道を避難路とする。これらの道路と避難場所を結ぶ道路を含めて次の整備を図ることとする。

- ①状況に応じた拡幅整備
- ②道路占用物（自動販売機等）や、ブロック塀等の実態把握と必要に応じた除去等の指導
- ③消防水利施設の整備（改修を含む）
- ④沿道建築物の耐震、耐火への誘導指導
- ⑤違法駐車及び放置自転車の取り締り

第2 建築物の耐震性・耐火性の強化

地震による建築物の損壊・焼失を軽減するため、耐震性・耐火性を強化する。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性を強化する。



1 建築物の耐震性の強化

(1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

茨城県耐震改修促進計画及び龍ヶ崎市耐震改修促進計画に基づき、住宅、集客施設、公共施設の耐震性を強化する。

(2) 広報活動及び所有者等への指導

建築担当部門を相談窓口とし、建築物の所有者に対し耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法の専門家への照会等の情報提供を行う。さらに、広報紙やホームページ等で耐震化に関する情報を発信する。

(3) 応急危険度判定体制の充実

「茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき県知事が認定した判定士のうち、市内在住又は在勤の者を把握し、名簿を作成するとともに、市との協力体制を整備する。特に、市域の被害が著しい地震が発生した場合に、避難所となる施設の安全性を確認するため、施設ごとに担当する判定士を定め、連絡体制や動員基準について整備する。これらの応急判定活動は、県からの動員要請による活動に先立って実施することが必要であるため、あらかじめ県とも協議する。

(4) 被災宅地危険度判定体制の充実

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士を計画的に養成する。

また、被害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、被災宅地危険度判定士との連絡調整や判定活動の補助等を行う判定業務調整員の養成や、動員のための連絡網の作成など、組織体制を整備する。

(5) 建築物の落下物対策等の推進

1) 建築物の落下物防止

地震時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

①茨城県（若しくは特定行政庁）と連携して、人通りの多い道路沿いにある3階建て以上の建築物を対象に、落下物の危険建築等実態調査を行う。

②茨城県（若しくは特定行政庁）と連携して、実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、必要な改修を指導する。

③建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

④体育館等の大規模空間を有する建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

2) ブロック塀等の倒壊防止

がけ、擁壁、ブロック塀等の安全対策は、原則として所有者・管理者が行うべきものである。しかし、市としても補助制度や、工法上の指導を行うなど、崖、擁壁、ブロック塀等の防災対策の整備を図っていく必要がある。今後、通学路、避難路及び避難場所に分布するブロック塀等について、次のとおり取り組むものとする。

①危険ブロック塀等の改修や補強あるいは建替え等の啓発

②対象となる危険ブロック塀等への補助金の交付

2 建築物の耐火性の強化

(1) 住宅の建替え、建築物の耐火性の促進

市内の建物は木造が多く、龍ヶ崎地区には工場・商店・住宅などが混在・密集しており、震災時には家屋の倒壊とともに火災の発生、延焼などの二次災害が予想される。このため、各市街化区域の地域特性に応じて、現在予定されている都市計画を推進していくことにより、都市災害防止と防災性を高める建築物の耐火性の促進を図り、減災に取り組む。

(2) 防火地域及び準防火地域の指定

防災計画上耐火性の強化を図る必要のある区域に対し、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域を地域の実情に応じて指定し、市街地火災からの危険を防除するとともに、延焼火災からの安全確保を図る。

1) 準防火地域の指定

災害時の避難道路として重要な、幹線道路等の機能の確保及び市街地における延焼防止等の観点から、民間事業者による市街地再整備の施行に際しては、準防火地域の指定を勘案しながら、まちの耐火性の強化に取り組む。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

東日本大震災では、市南部の沖積層の堆積している地域では、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に被害をもたらした。

市は、県や大学、各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究結果や、東日本大震災で実際に発生した液状化現象、龍ヶ崎市地震ハザード（揺れやすさ）マップに基づき、対策の実施に取り組む。

建築物の液状化対策としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が深刻な被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも効果がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

(1) 建築物に施す対策工法

1) 木造建築物

① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法

② アンカーボルトの適正施工

③ 上部構造部分の剛性を持たせる

④ 荷重偏在となる建築計画を避ける

⑤ 屋根等の重量を軽くする

- 2) 鉄筋コンクリート造等建築物
 - ① 支持杭基礎工法
 - ② 地階を設ける工法
 - 3) コンクリートブロック塀
 - ① 法令等の技術基準を正しく履行する
 - ② 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする
- (2) 地盤改良工法
- 1) 粒径にばらつきのある土砂と入れ替える置替工法
 - 2) 振動又は衝撃により、地盤内に砂利杭を形成し地盤を締め固める工法
 - 3) 押さえ盛土による盛土工法
 - 4) 地盤凝固剤を注入する固化工法
 - 5) 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させるグラベルドレーン工法等

4 防災上重要な建築物の耐震性の確保

(1) 防災上重要な施設の耐震診断等の実施

震災時において避難、救護・救援活動の拠点となる建築物（消防署、官公庁、学校、病院等）及びその他多数の人が集合する建築物の安全性を確保するため、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（S52年建設省住宅局監修）等や国土交通省、県、日本建築学会等の定める基準に準じた耐震診断の実施を推進する。

なお、耐震補強工事は、耐震改修設計指針等に基づき計画的に実施し、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源水道、自家発電設備等の整備に努める。また、自家発電設備については、現況負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用を努める。

1) 防災上重要な建築物

- ①市災害対策本部組織が設置される施設（市庁舎等）
- ②医療救護活動施設（市役所保健福祉棟、病院等）
- ③応急対策活動施設（警察署、消防署等）
- ④避難収容施設（学校、コミュニティセンター等）
- ⑤社会福祉施設等（高齢者施設、障がい者施設、保育所等）
- ⑥その他重要な建築物（不特定多数者利用施設）

2) 市役所庁舎の安全対策の推進

災害対策中枢となる庁舎の安全を確保し、災害対策に支障をきたさないための対策を推進する。

① 建物の点検

市庁舎は、平成7年度に耐震診断を実施し、平成10年度において、耐震補強工事を実施し、市災害対策本部の機能を確保した。

② 窓ガラスの飛散・落下防止

地震によって窓ガラスが飛散することを最小限に抑えるため、飛散防止策を講じるものとする。

③ ロッカー、キャビネット等の耐震固定

激しい揺れにより生じる、ロッカー、キャビネット等の倒伏や、収納物の散乱等から、来庁者及び職員の安全を確保するとともに、各種災害対策のための体制を迅速に確立するため、

市庁舎内のロッカー等の固定を行うものとする。この際、早期に対策の実施が望まれるものは次のとおり。

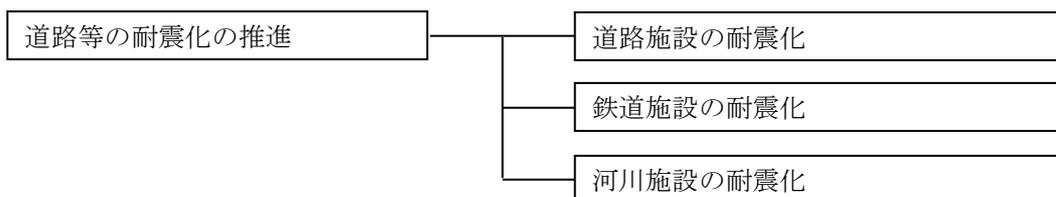
- ①来庁者の多い1階部分
- ②防災無線室
- ③防災安全課

5 文化財保護の推進

国、県、市及び文化財の管理者は、防火施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備強化に努める。併せて、文化財の保護に当たっては、その所在を明らかにするとともに、見学者に周知するため防火のための標識等の設置を図る。

第3 道路等施設の耐震化等の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施していくものとする。



1 道路施設の耐震化

(1) 道路の防災対策

市は、都市計画道路の整備に併せて防災上の観点からも整備を進める。

また、土砂崩落、落石等の危険箇所については、法面防護工の設備等を推進し、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように努める。

国道、県道についてはそれぞれの道路管理者に対して対策の実施を要請する。

(2) 橋梁の整備

市が管理する橋梁については、耐震上問題のあるものが存在する可能性があるため、国や県、周辺自治体の動向を勘案し、橋梁（補強既設橋梁を含む。）に対する耐震点検と、現耐震基準を満たす補強工事の実施を検討するものとする。

2 鉄道施設の耐震化

鉄道施設の安全対策を推進するため、次のように東日本旅客鉄道(株)及び関東鉄道(株)に要請する。

(1) 駅舎の安全対策

建物の位置及び構造については、建築基準法その他関係法令に基づく耐震性を確保する。

(2) 構造物の現況調査

橋梁、擁壁等の耐震安全性を確認する。

(3) 橋梁補強工事

必要に応じて橋台及び橋脚の補強工事を実施する。

第2章 地震災害予防計画
第2節 災害に強いまちづくり
第3 道路等施設の耐震化等の推進

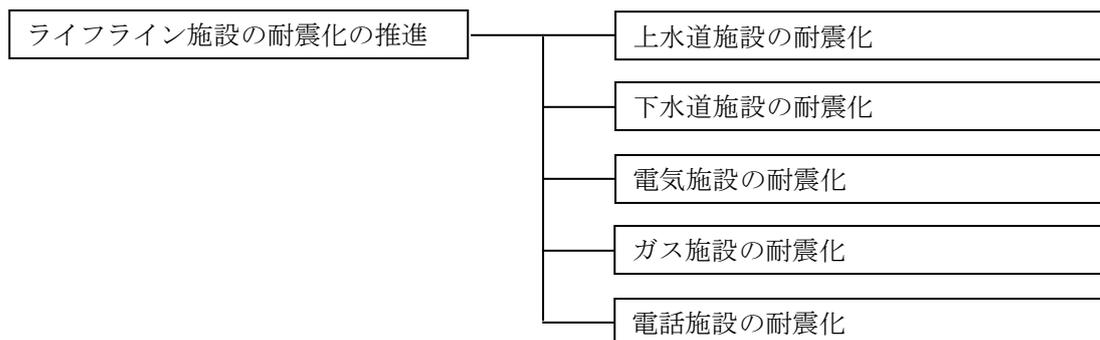
3 河川施設の耐震化等

市及び各土地改良区が管理する河川関連施設の耐震点検や、必要に応じた水門、排水機場等の改築、改良を検討するとともに、適切な河川改修及び浚せつ等の実施に努めるものとする。

また、国土交通省、茨城県に対して、それぞれが管理する河川施設の耐震点検及び液状化対策等について、実施を要請していく。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に食い止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。



1 上水道施設の耐震化

[茨城県南水道企業団]

水道施設の耐震化について目標を定め、計画的な事業を推進する。

(1) 配水池等の補強

配水池及び管理棟の重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強又は更新を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管及び耐震性に劣る管路の更新については、目標を定め整備を図る。

(3) 給水装置等の耐震化

給水装置等の耐震化を進めるよう、利用者に理解と協力を求め指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

1) 可とう性、伸縮性を有する継手を採用する。

2) 耐震性の高い構造・材料を採用し推進する。

(4) 新設施設の耐震化

新設する施設については、計画・調査・設計及び施工の各段階において耐震化対策及び液状化対策を講ずる。

2 下水道施設の耐震化

[市下水道課]

緊急輸送路や避難所などへの影響度を第一に考慮して、ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう整備する。併せて、液状化対策について目標を定め、計画的な事業を推進する。

(1) 既存施設の耐震化

1) 耐震診断及び耐震補強工事

新耐震設計基準に適合しない施設は耐震診断の実施及び耐震補強工事の実施に努める。

2) 耐震化の具体例

- ①可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- ②地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化等

新設する施設については、計画・調査・設計及び施工の各段階において耐震化対策及び液状化対策を講ずる。

3 電気施設の地震対策

[東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）]

保有する電力施設に対し、災害の発生を未然に防止するため、次の予防措置を実施する。

(1) 電力施設の現況

1) 変電設備

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その他の地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

2) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

③ 配電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

④ 通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

4 ガス施設の耐震化

(1) 都市ガス施設の耐震化

[東京ガスネットワーク株式会社 茨城南導管・設備センター]

都市ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、可燃物の流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

1) 施設の現況

① ガス導管

ア ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計し、施工している。

イ 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

ウ 鋼管の接合方法は、アーク溶接または可とう性に富んだ機械的接合としている。

エ 鋳鉄管の接合部は、印ろう型、ガス型であったが、その後、可とう性に富む機械的接合に移行している。

オ ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同等の性質を有する融着接合としている。

カ ガス導管には、緊急遮断のため、又は供給操作上必要により遮断弁を設置している。設置場所は整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所などである。

キ 需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターを取付けている。

ク ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

② 通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えるように設計・建設されているので、かなりの耐震性を有している。

③ 巡視・点検

ガス供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規定による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。

2) 予防計画

市の被害想定調査及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガス漏洩による二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

① 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため事業所に地震計を設置する。

② 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。

③ 導管網は、供給停止地区の極小化を図るため、事前に遮断弁等により適切な規模の防災ブロックに分割する。

④ 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。

⑤ 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。

⑥ 通信施設の整備・増強を推進する。

(2) プロパンガスの安全対策

[茨城県高圧ガス保安協会]

市内の大部分の地域で利用されているプロパンガスの安全対策を実施するよう努める。

1) 容器は地震時に転倒しないよう、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

2) ゴムホースの接続部は、離脱防止のためホースバンドにより固定する。

- 3) 配管は地盤の若干の移動や家屋の震動に耐えられるよう固定し、可とう性をもたせる。
- 4) 配管には、即時に全配管のガスが止められるよう元バルブを操作しやすい位置に取り付ける。

5 電話施設の耐震化

[東日本電信電話株式会社（茨城支店）]

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 電気通信設備等の耐震性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- 1) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- 2) 主要中継交換機の分散設置
- 3) 通信ケーブル地中化の推進
- 4) 大都市におけるとう道（共同溝を含む。）網の構築
- 5) 電気通信設備に対する予備電源の確保
- 6) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- 7) 社内システムの高信頼化

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- 1) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- 2) 災害等時のトラヒックコントロール
- 3) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用

(4) 災害時措置計画

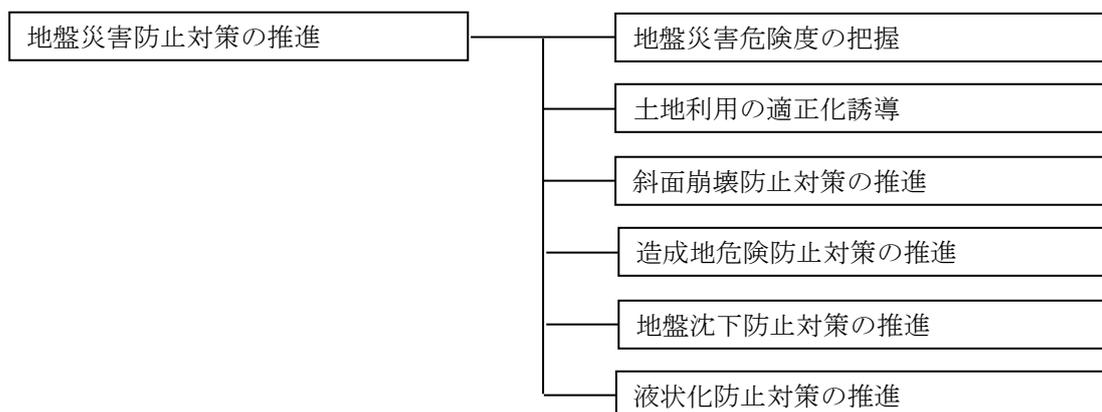
災害時等において、重要な通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。

6 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第5 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、市民に対して地震や洪水等に関する災害ハザードマップを公表し、被害想定区域を住民に周知していくとともに、災害危険度の高い場所については、災害防除や被害軽減のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。



1 地盤災害危険度の把握

防災アセスメントの結果明らかとなった災害危険箇所については、その調査結果を分析し、優先度の高い箇所より順次防災対策を実施して安全化を図る。

(1) 急傾斜地

市は、急傾斜地崩壊危険箇所についてその箇所の傾斜角度・高さ・湧水の有無など、がけ崩れの原因となる情報を分析する。

(2) 軟弱地盤

本市の軟弱地盤は市の南側の低地に広く分布する。特に破竹川南側から大徳町、須藤堀町にかけては厚く分布している。これらの軟弱地盤地域には、10～30m以上の沖積泥層の上部に砂・シルト・粘土などが重なる地質で形成されており、地震による地盤の振動も大きく、さらに地盤の液状化が懸念される。

2 土地利用の適正化誘導

地震災害予防のため、土地の利用に当たっては、国土利用計画、都市計画その他の土地利用に関する計画等に基づくとともに、地形や地質等の自然条件にも十分配慮しつつ、市域の保全と安全性の確保のために、適正な土地利用への誘導を図る。

3 斜面崩壊防止対策の推進

(1) 急傾斜地対策

土砂災害防止法の施行により、茨城県から「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」の法指定を受けた当市の当域については、平成24年度に公表している「土砂災害ハザードマップ」（龍ヶ崎市HP掲載）のとおりであるが、安全で快適な生活環境を確保するための対策に努め、被害の軽減を図るものとする。

1) 土地所有者等に対する指導

- ① 危険な擁壁や自然崖について改善の指導、勧告を行う。
- ② 所有者に維持保全義務を認識させる。
- ③ 地震発生後や大雨時に茨城県竜ヶ崎工事事務所等との連携によりパトロールを実施し、危険箇所付近の住民に注意を促す。

2) 崩壊防止工事の実施

建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等の指導を行う。

4 造成地危険防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

建築基準法等において規定されている災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為は認めない。

5 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例及び龍ヶ崎市公害防止条例により広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

6 液状化防止対策等の推進

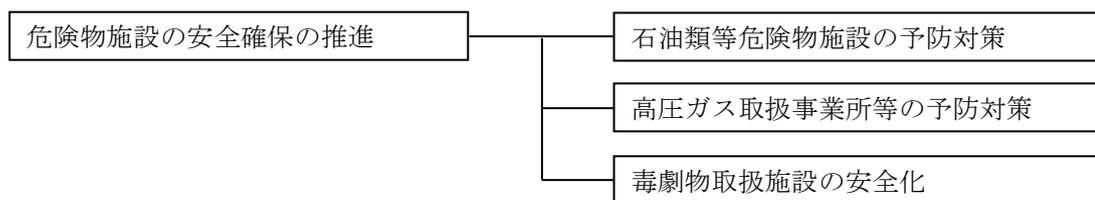
液状化による被害を軽減するため、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河川敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化に努めるとともに、ハザードマップを作成・公表し、被害想定区域を住民に周知し、有効な地盤改良対策を行えるよう指導・助言を行う。併せて、締固め、置換え、固結等の有効な地盤改良を行うよう努める。

また、県、市及び土地改良区は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。

第6 危険物施設の安全確保の推進

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質を含む。）施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全確保対策を推進することとし、今後とも法令遵守の徹底を図る。

そのため、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保等）の作成指導を徹底するほか、稲敷広域消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査を強化し、危険物等施設の安全確保並びに施設の耐震性向上に努める。



1 石油类等危険物施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、き裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令上必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、必要な助言又は指導を行うよう稲敷広域消防本部に要請する。

また、市及び稲敷広域消防本部は、県の実施する危険物取扱者に対する取扱作業の保安に関する講習会に市内在勤の危険物取扱者に参加を呼びかける。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高压ガス取扱施設等の予防対策

茨城県は高压ガス取扱事業所等の予防対策として、防災マニュアルの整備・施設の耐震化の促進・事業所間の相互応援体制の検討、整備・地震対策用安全器具の普及・LPガス集中監視システムの普及を推進している。市及び稲敷広域消防本部は、県が推進するこれらの予防対策に協力するとともに、市内の高压ガス取扱事業所に対し、県の指導に沿うよう指導する。

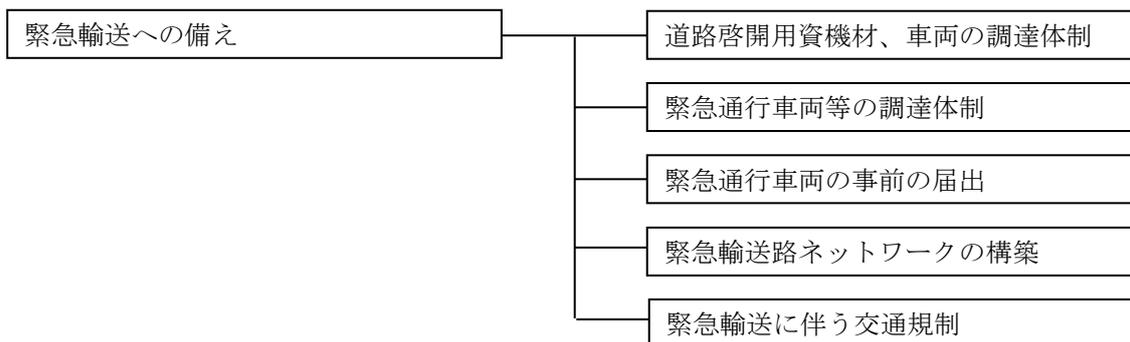
3 毒劇物取扱施設の予防対策

茨城県は毒劇物を多量に取扱う施設の管理者に対し、施設の耐震化についての理解を求め、防災体制の整備を指導し、管理者に対する保安教育を実施して、災害予防の強化を図っている。市は、県が実施するこれらの指導に協力するとともに、市内の毒劇物取扱施設に対し、県の指導に沿うよう指導する。

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。



1 道路啓開用資機材、車両の調達体制

大地震が発生すると、市有の車両はすべて総務部で集中管理される。この際、下記車両は道路啓開用として優先的に使用できるよう定めておく。

令和5年1月1日現在

課名	車種	台数
生活環境課	ダンプトラック	1
	トラック	2
	軽ダンプトラック	1
道路公園課	ダンプトラック	7
	クレーン付トラック	1
	ダンパー車	3
	高圧洗浄車	2
	軽トラック	3
	軽ダンプ	1
	大型ショベルカー	1
	廻送車	1
	ワゴン	1

上記の車両のみでは不足することが考えられるため、資機材レンタル業者等の民間業者と災害時における協力に関する協定の締結を進める。

なお、応急復旧業務を行うに当たっては、民間企業との協力体制を構築することが重要との観点から、平成18年度に龍ヶ崎市建設業組合と、平成20年度に龍ヶ崎市管工事業協会と、平成22年度に龍ヶ崎市中心建設共同会と災害時における協力に関する協定を締結した。

2 緊急通行車両の調達体制

市は災害発生時に救助に必要な物資の輸送手段を確保し、被災者等の救援活動を円滑に行うため、平成22年度において、社団法人茨城県トラック協会県南支部と物資輸送業務協定を締結した。

また、燃料の確保のために、平成23年度において、茨城県石油商業組合牛久・龍ヶ崎支部と燃料の優先供給等の協力に関する協定を締結した。

3 緊急通行車両の事前の届出

市は、震災後の応急対策活動を迅速に実施するため、応急対策に使用する車両を「緊急通行車両の事前届出・確認手続要領」に基づいて茨城県公安委員会に届け出しておく。

(1) 事前届出の対象車両

市が保有している車両及び市との契約により常時市の活動のために専用に使用している車両並びに災害時に市が関係団体等から調達する車両のうち、次に掲げる災害応急対策等を実施する計画のある車両を対象とする。

1) 災害対策基本法に規定する災害応急対策

- ① 警戒の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項（広報車等）
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項（消防団車両等）
- ③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項（学用品等の輸送車両等）
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項（特殊車両、建機等搬送車両等）
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項（汚物収集車等）
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項（緊急物資等輸送車両）
- ⑨ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2) 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災応急対策

- ① 地震の予知情報の伝達及び避難の指示に関する事項（広報車等）
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項（消防団車両等）
- ③ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ④ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項（特殊車両、建機等搬送車両等）
- ⑤ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項（緊急物資等輸送車両）
- ⑦ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項（食糧、医薬品等搬送車両、汚物収集車等）
- ⑧ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請手続

「緊急通行車両の事前届出・確認手続要領」に基づく事前届出の手続は、次により行う。

1) 申請者

- ① 市が所有する車両：市長（管財課長が届出を行い、防災安全課へ報告する）
- ② 市との契約により常時市の活動に専用に使用される車両：所管課長（所管課長が届出を行い、防災安全課へ報告する）
- ③ 災害時に関係団体から調達する予定の車両：所管課長（所管課長が届出を行い、防災安全課

へ報告する)

2) 申請先

竜ヶ崎警察署又は茨城県警察本部交通部交通規制課

3) 申請書類

① 緊急通行車両等事前届出書 2通

② 輸送協定書等に基づく当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、上記(1)に掲げる災害応急対策等を実施する計画がある旨の理由書等を添付する。）

※事前届出書は、竜ヶ崎警察署及び茨城県警察本部交通部交通規制課に備え付けてあるので必要部数を申し出て入手する。届出書は2通必要であるが、1部を作成し、そのコピーを付けて2通とする。

4) 届出済証の交付

届出済証は、茨城県警察本部交通部交通規制課において申請書類を審査の上作成し、竜ヶ崎警察署に送付した後、竜ヶ崎警察署から担当者に連絡される。その後、担当者が受け取る。

5) 届出済証の再交付及び変更届出

① 再交付

届出済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合は、竜ヶ崎警察署又は茨城県警察本部交通部交通規制課に再交付の申請を行う。

再交付は、届出書に「再交付」と書き加えるとともに、備考欄に再交付の理由を記載して、2部（1部はコピー）提出する。再交付の場合は、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類は省略することができる。

② 変更届出

届出済証の交付を受けた車両が廃車等により緊急通行車両等として使用しない車両となった場合など、届出車両に変更が生じたときは、変更届出を行う。

変更届出は、届出書に「変更」と書き加えるとともに、備考欄に変更の理由を記載して、2部（1部はコピー）提出する。変更届出の場合についても、輸送協定書等に基づく当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類は省略することができる。

6) 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、竜ヶ崎警察署又は茨城県警察本部交通部交通規制課に、速やかに届出済証を返還する。

4 緊急輸送路ネットワークの構築

緊急物資等搬送のため、茨城県地域防災計画において指定されている緊急交通路との整合を図りながら、市内の主要防災拠点（市庁舎、拠点避難所等）を結ぶ緊急輸送路ネットワークの指定を推進する。指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」及び「第3次緊急輸送道路」を整備する。

1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

- ・ 広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸
- ・ 交通軸と防災拠点(Aランク)を連絡する道路、又は防災拠点(Aランク)を相互に連絡する道路

2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

- ・ 第1次緊急輸送道路と防災拠点(Bランク)を連絡する道路、又は防災拠点(A、Bランク)を相互に連

絡する道路

- ・第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

- ・第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路

※防災拠点

Aランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院等）

Bランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊等）

Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関等）

また、広域的な災害応急対策を実施するために、主要な幹線道路を円滑かつ効率的に運用できるように、以下の点に留意してネットワークの整備に努める。

- (1) 指定された緊急輸送路の沿線地域の不燃化及び耐震化を都市計画に位置付け推進する
- (2) 主要幹線道路の管理者及び近隣市町村と広域的連携活動を実施するための連絡体制の整備
- (3) 広域輸送基地の指定及び近隣市町村との相互使用協定の締結

●茨城県緊急輸送道路一覧（龍ヶ崎市関連抜粋）

第1次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
国道 6	国道 6 号	取手市県境（千葉県）	北茨城市県境（福島県）

第2次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
県道 4	千葉竜ヶ崎線	北相馬郡利根町県境（千葉県）から	龍ヶ崎市馴柴町 主要地方道竜ヶ崎潮来線（馴柴東交差点）まで
県道 34	竜ヶ崎阿見線	龍ヶ崎市藤ヶ丘一般県道八代庄兵衛新田線（竜ヶ岡中央交差点）から	牛久市正直町 国道 408 号（正直町交差点）まで
県道 48	土浦竜ヶ崎線	牛久市岡見町 国道 408 号交差点から	龍ヶ崎市馴柴町 主要地方道竜ヶ崎潮来線（馴柴東交差点）まで
県道 68	美浦栄線	龍ヶ崎市八代町 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差から	北相馬郡利根町県境（千葉県）まで <small>（北相馬郡利根町加納新田 主要地方道取手東線まで）</small>
県道 68	美浦栄線	稲敷郡河内町幸谷 一般県道河内竜ヶ崎線交差から	龍ヶ崎市宮沢町 主要地方道美浦栄線（梶内交差点）まで
県道 243	八代庄兵衛新田線	龍ヶ崎市八代町 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差から	龍ヶ崎市庄兵衛新田町 国道 6 号（牛久沼東交差点）まで

第3次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
県道 5	竜ヶ崎潮来線	龍ヶ崎市馴柴町 主要地方道竜ヶ崎潮来線（馴柴東交差点）から	竜ヶ崎地方卸売場まで
県道 68	美浦栄線	稲敷郡河内町幸谷 主要地方道取手東線交差から	竜ヶ崎飛行場まで
県道 271	龍ヶ崎市停車場線	龍ヶ崎市駅から	龍ヶ崎市馴柴町 主要地方道土浦竜ヶ崎線交差まで

5 緊急輸送に伴う交通規制

災害時には、まず、救助・救急及び災害の拡大防止等のために交通規制が実施される。
そのため、竜ヶ崎警察署と連携して、救助・救急等のために確保された緊急輸送路と調整を図りつつ物資の輸送等に必要な輸送道路を確保する体制を整える。

6 ヘリポートの指定・整備

災害時における重傷者の後方医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材その他救援物資の緊急輸送の中継地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上、小中学校のグラウンドや公園等を災害応急・ヘリコプター離着陸場として指定する。

●2-3-1 ヘリコプター離着陸場候補地

また、ヘリポートの災害時有効活用に向け、関係機関及び住民に対し、緊急時におけるヘリポート利用等について周知を図る。

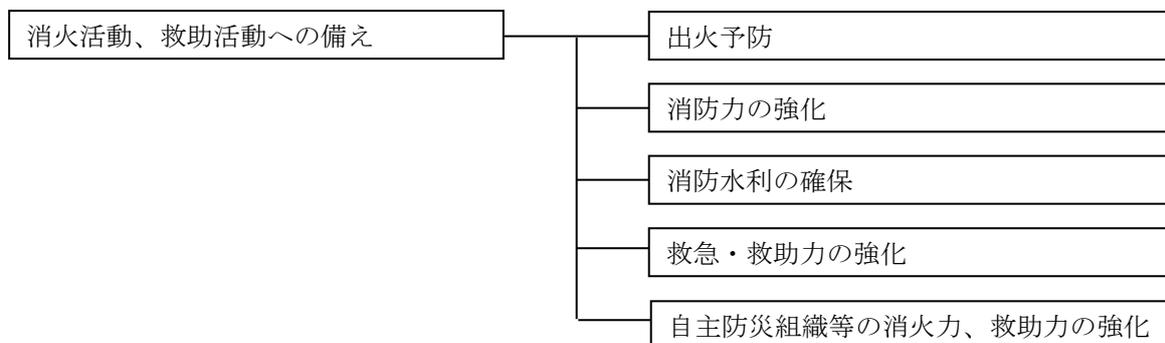
7 救援物資等の集積場所の指定・整備

市は、広域的な救援物資等の受入・保管・仕分・個別配送等を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における広域的救援物資等の集積場所を指定し、併せて必要な環境整備を行う。

第2 消火活動、救急救助活動への備え

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当協力の向上を図る。



1 出火予防

(1) 全般

平常時の備えや災害時に市民があわてず冷静に行動するための指針となる防災の手引きを市民全戸配布し、普及・啓発の徹底を図る。主な掲載内容は、地震を感じた際の行動(屋内・屋外)、非常時持ち出し品の内容、電話が通じない時の連絡方法、家族での防災会議等である。

(2) 一般火気器具からの出火防止

- 1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。とりわけ最も危険性が高いのは油鍋等を使用している場合である。市は稲敷広域消防本部と協力して地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。
- 2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するためには、ガス供給を遮断し燃焼を停止することが極めて効果的である。義務化されたマイコンメーターの設置の完全徹底を東京ガスネットワーク㈱により実施させる。また、灯油ストーブには対震自動消火装置が備えられているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、稲敷広域消防本部と協力して管理の徹底を指導する。
- 3) 市は、稲敷広域消防本部と協力して、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のコンセントを抜き、特に避難する場合などはブレーカーを遮断することなどの初期対策を普及啓発する。

(3) 化学薬品からの出火防止

地震時における出火要因として一般火気器具に次いで多いものが化学薬品である。

化学薬品は学校や研究機関等で薬品保管庫や戸棚に収納されているが、これらが地震により棚から落下したり、棚が転倒することにより容器が破損したり、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。そのため混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理が必要である。市は、稲敷広域消防本部と協力して、引火性の化学薬品は出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図るよう指導する。

(4) その他の出火防止

一般火気器具、化学薬品以外の出火要因として、危険物施設や電気関係等が考えられる。危険物施設は各種の安全規制が強化されていることから、地震時における出火件数はそれほど多くない。しかし、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きくなる。また、電気施設からの出火も過去の震災時に発生している。これは停電後の復旧段階で出火したものであり、この種の電気による火災を防止するため市は、電気供給会社と緊密な連携を図りつつ、一般家庭や事業所等の屋内配線の状況及び使用電気器具等の状況を確認した後、電気復旧を行うなど、施設の管理の徹底に努めるものとする。

(5) 住宅防火診断

住宅火災における出火防止を図るため、火災防止安全装置装着機器や消火器及び住宅用火災警報器の設置を推奨し、その普及を進める。

また、消防団等を活用した住宅防火診断等により防火対策を進める。

(6) 消防広報・公聴活動

平素から火災予防の意識及び知識の啓発と普及を図り、出火及び人命が危険にさらされる事態回避に向け、予防広報を実施し、防火防災の普及高揚に努める。

2 消防力の強化

稲敷広域消防本部及び龍ヶ崎市消防団は、震災対策に有効な消防力の整備に努める。

なお消防団は、災害時には市災害対策本部消防部として、稲敷広域消防本部と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに、平常時は地域住民に対して出火防止、初期消火等の指導を行うなど地震火災対策において重要な役割を担っている。そのため、災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

消防ポンプ自動車等の現況 (令和7年4月1日現在)

	化学車	水槽付ポンプ車	消防ポンプ車	救急車	指揮車	小型P積載車	救助工作車	はしご車	水槽車	バイク	広報車	船艇	資機材搬送車 (水防用トラック含む)	支援車	マイクロバス	機動調査車
龍ヶ崎消防署	1	1	2	3	1		1			2		2	2	1	1	1
西部出張所		1		1							1					
龍ヶ崎市消防団		1	10		2	23			1							
計	1	3	12	4	3	23	1		1	2	1	2	2	1	1	1
稲敷広域消防本部全体	3	11	10	18	7		3	2	0	15	6	10	7	1	2	1

3 消防水利の確保

地震時には水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想される。市では、これまで防火水槽の整備（飲料水兼用耐震性貯水槽 3 箇所を含む）を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、ビルの保有水の活用、プールや河川等の自然水利の確保をより一層推進していく。

4 救急救助力の強化

(1) 救急・救助体制の強化

市は、広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助事象に対処するため、稲敷広域消防本部と協力して、迅速的確な人命救助体制の充実を図る。

(2) 応急救護体制の整備

市は、普遍的又は集中的に発生することが予想される救急救護事象に対応するため、稲敷広域消防本部と協力して、応急救護体制の整備を図るとともに、救急資機材の備蓄と開発を進め、医療機関との連携のもとに、一貫性のある応急救護体制の確立を図る。

この際、地震発生後速やかに、小中学校及びコミュニティセンター等に避難所を設置し、各避難所付近で発生している負傷者等の被災情報を把握し、配置した MCA 無線等を以って速やかに災害対策本部に報告させ、被害情報収集能力の強化を図る。

(3) 傷病者等の搬送体制の確立

迅速な傷病者の搬送を行うため、救急車両、ヘリコプター、民間患者搬送事業者等による救急搬送体制の確立を図る。

- 1) 高規格救急自動車の整備促進と併せて病院等が所有する緊急用車両の活用を図る。
- 2) 自衛隊ヘリコプター、県防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター、民間所有ヘリコプター等による救急搬送体制の確立のため、臨時ヘリポートの指定・整備、臨時ヘリポートと災害現場等との車両による搬送体制を推進する。
- 3) 民間患者搬送事業者等との協力体制を推進し、多数傷病者の搬送体制を確立する。

(4) 市民指導の推進

市民の自主救護能力を向上させるために、市は、稲敷広域消防本部と協力して、AED（自動体外式除細動器）を使った普通救命講習会の開催やパンフレットの配布を計画して応急救護知識、技術の普及活動の推進を図る。また、寝たきり、独居老人や、身体の不自由な者等避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るため、隣保共助による救護体制の充実を図る。救急・救助の第一歩は、被災状況の発見、通報であり、避難所に配置した職員に通報することが極めて重要であることを説明し市民等からの情報収集体制を確立するよう推進する。

(5) 避難行動要支援者に対する救護体制の整備

災害に対し、自分の生命・身体を守るための対応力が不十分な障がい者、傷病者、独居の高齢者の避難行動要支援者の安全確保を図るため、「龍ヶ崎市災害時要支援者避難支援プラン」を策定した。今後、制度の普及促進を図ると共に、必要な事項を検討し、救護体制の整備を図る。

また、自主防災組織、事業所の防災組織等により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

5 自主防災組織等の消火力、救助力の強化

(1) 初期消火力の強化

- 1) 地震時における初期消火は、家庭や事業所等地域住民の自主的な活動に期待するところが大きい。地震時は同時多発火災が予想され、消防機関が担う役割が増大し、十分に対処できないことが考えられることから、地域の自主防災体制を充実し地震時に有効的に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、市民による初期消火を高め、稲敷広域消防本部及び龍ヶ崎市消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立するように努める。
- 2) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所の自主防災対策の強化を図るとともに、職場では従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

3) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していくものとする。また、自主防災組織等に対し、消火器、バケツ等の消火資機材の設置の支援に努める。

(2) 救助力の強化

1) 救助資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、市はこうした地域の取り組みを支援する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。

市及び稲敷広域消防本部は、その指導助言にあるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

軽傷者については、家庭又は自主防災組織で、処理できるよう AED（自動体外式除細動器）を使った普通救命講習会の実施や、医薬品の常備を指導する。

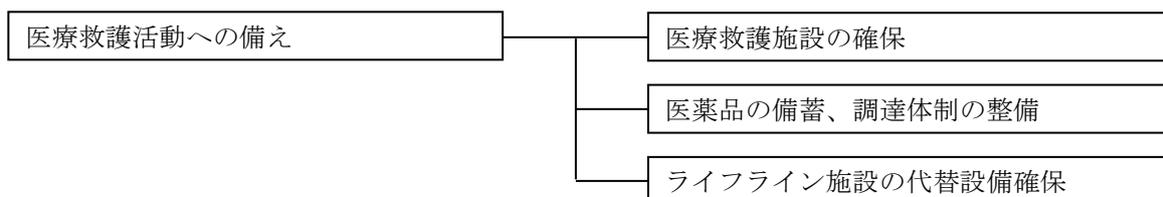
傷病者のうち介護を要する者を最寄りの救護所へ搬送し、重傷者を現地から救護施設へ搬送する要請などの対処ができるような、市民による救護体制のあり方を検討し、自主防災組織に指導していく。

(3) 自主防災組織活動マニュアルの作成

●自主防災組織活動マニュアル作成の手引き

第3 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、建物の倒壊等によって多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、十分な医療活動ができない恐れがある。この医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、平常時から、市及び防災関係機関が連携し救護を行う場所（施設）、チーム編成、連絡網及び指揮命令系統などに関する事項を定め、医療救護活動に備える。



1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市は医療救護活動上重要な拠点となる龍ヶ崎消防署と市役所保健福祉棟の耐震性を確保し、必要に応じて補修・耐震・免震・改修を行う。

また、各医療機関の入院患者等の安全及び医療機能を継続するために、次の防災措置について整備を図るよう、各々の医療機関に対し要請するものとする。

- ①医療施設等の耐震・免震性及び不燃性の強化
- ②医薬品、医療資機材の備蓄及び配備
- ③水、食糧の備蓄及び配備
- ④自家発電装置等の強化及び配備
- ⑤医療要員の非常参集体制の整備
- ⑥救護班の編成
- ⑦傷病者の円滑な受入れ体制の整備

(2) 災害時医療体制等の整備

地震発生直後は、119番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害により、救急医療体制が十分に機能しないことが考えられる。このため初期段階における災害時医療体制を整備する。そのため、市、一般社団法人龍ヶ崎市医師会、龍ヶ崎市歯科医師会、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署、竜ヶ崎保健所は相互に、及び各機関と連携し、次の項目について計画の検討と連絡調整を図り、災害時の医療救護活動の円滑な実施に努める。

- ①救護班の編成
- ②救護班の出動
- ③活動方法等
- ④指揮命令系統、連絡網

また、市は、市内医療機関が加入している電話が非常緊急通話用電話番号の指定を受けることができるよう、東日本電信電話株式会社と協議し、指定の促進を図る。

(3) 医療救護所

多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の処置に混乱が予想される事態が認められる場合、市は、医療活動を円滑かつ的確に実施するため、学校施設等に医療救護所を開設して医療活動を確保する。

(4) 後方医療機関の確保

1) 災害拠点病院の整備

災害時に後方医療機関としての役割を担う地域中核病院として、龍ヶ崎済生会病院を誘致し、平成14年度に開設した。

また、多数の被災者が発生し、市内の医療機関で対応が不可能な事態、市内の医療施設が被災により使用不能となる事態を想定し、あらかじめ傷病者の治療にあたる市外の医療施設確保に努める。

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うため茨城県保健医療部災害対策マニュアル（令和5年7月改正）を策定している。

また、災害発生時の傷病者の受け入れや医療従事者の災害発生現場への派遣など、災害医療の中心的役割を担う災害拠点病院を指定しており、取手・竜ヶ崎医療圏では、JAとりで総合医療センター、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院が指定されている。

2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定

県は、地震等いやくよる大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。

※DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名編成を基本とする。

【指定状況】 基幹災害拠点病院：1 地域災害拠点病院：17 DMAT指定医療機関：21

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	国立病院機構水戸医療センター
地域	日立	(株)日立製作所日立総合病院
〃	常陸太田・ひたちなか	(株)日立製作所ひたちなか総合病院
〃	水戸	茨城県立中央病院、水戸済生会総合病院
〃	鹿行	小山記念病院、神栖済生会病院
〃	土浦	総合病院土浦協同病院
〃	つくば	筑波メディカルセンター病院、筑波大学附属病院、筑波記念病院
〃	取手・竜ヶ崎	JAとりで総合医療センター、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院
〃	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
〃	古河・坂東	古河赤十字病院、茨城西南医療センター病院
災害拠点病院以外のDMAT指定医療機関		水戸協同病院
		取手北相馬保健医療センター医師会病院
		城西病院

2 医薬品の備蓄・調達体制の整備

(1) 茨城県災害用医薬品等確保対策要綱による備蓄

茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、災害初期における人命救助に万全を期するため、茨城県医薬品卸業組合長に医薬品等の確保、備蓄を委託している。これによる指定備蓄者は次のとおりである。

災害用医薬品の指定備蓄業者

指 定 備 蓄 業 者	備 蓄 場 所	電 話 番 号
(株)スズケン 土浦支店	土浦市大字永国 991-2	029-823-8511
(株)メディセオ つくばFLC つくば支店	土浦市卸町 1-3-20	029-843-6090
東邦薬品(株)土浦事業所	土浦市真鍋 2-2-27	029-822-0821
アルフレッサ(株)つくば物流センター	つくば市上横場字道心 場 2007-3	029-839-3520

(2) 龍ヶ崎市の備蓄・調達体制

市は、市内医薬品等販売業者と協定を締結して、流通在庫備蓄を進める。また、避難場所等の備蓄倉庫にも応急用外傷薬や衛生用品を計画的に備蓄する。

(3) 一般社団法人龍ヶ崎市医師会、県医薬品卸業者等との連携

防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の配備にあたっては、配備する医薬品・薬品等について、医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。

また、医師会、県医薬品卸業者等との協定締結を推進し、災害時の連絡の連携体制と専門的技術の提供体制を確立する。

3 ライフライン施設の代替設備の確保

(1) 自家発電装置の整備

病院はライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するための電力を確保するため、病院においては、自家発電装置について3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置を整備する必要がある。

(2) 災害用井戸の整備

ライフラインが寸断された場合に、診療能力を維持する水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。

また、受水槽（貯水槽）の耐震化等を促進することにより、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用を確保する必要がある。

4 医療機関による訓練等の実施

災害時における様々な条件下での医療行為を想定し、計画的に防災訓練等を実施し、医療関係者の防災意識と災害時の医療行為知識向上を図る。防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

5 医療関係団体との協力体制の強化

市は災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより、協力体制の強化を図る。医療関係団体は、県・市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。さらに協議会の設置又は会議等を通じ、平時から相互連絡・連携体制を確保する。

6 医療ボランティアの確保

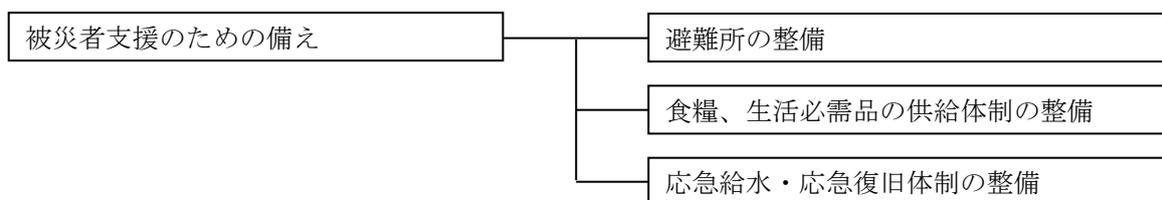
医療ボランティアを受け入れるため、医師会等医療機関団体は、医療ボランティアの受入体制とチーム編成による医療救護活動などの体制を整えておく。

第4 被災者支援のための備え

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き支援を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所となる施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。そのため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。その際、効率的な運営を行うための避難所の設置・運営マニュアルを整備する。

● 「避難所運営マニュアル」



1 被災者支援のための備え

- (1) 県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他の関係機関との連携が機能しない事態が想定されることから、遠方の市町村等との広域連携体制の整備に努める。
- (2) 発災後に迅速な対応を図るとともに、多様な災害にも的確に対応するため、備蓄品を集中管理するとともに、各地区の避難拠点施設周辺での保管、さらには大規模災害に備えた広域的な分散備蓄を推進する。
- (3) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮した物資の調達・確保を行うものとする。

2 避難所の整備

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

1) 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、コミュニティセンター、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、

必要に応じ、大震災時による火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

2) 指定避難所の指定

市は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、コミュニティセンター等の公共建築物とする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

●指定緊急避難場所と指定避難所の関係

	指定緊急避難場所	指定避難所
考え方	①災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための場所	災害が発生した後に、自宅で生活できない被災者が避難生活をするための施設
指定	災害種類ごとに指定（洪水、集中豪雨、土砂災害、地震、大規模な火事など）	災害種類ごとに指定（学校体育館等を指定）
基準	①災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、開放されること。 ②異常な現象が発生した場合に危険が及ばない区域にあること ③地震により安全な構造なもの	①被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模 ②速やかに被災者を受け入れ又は生活物資の配布が可能な構造を有すること ③想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること
種別	場所又は施設	施設
備考	相互に兼ねることができる	

(2) 指定避難所の耐震性確保

龍ヶ崎市では最大で約 5,200 人の被災者が発生することが想定されており、これらの被災者を収容保護するために十分な避難所を確保する必要がある。

市で指定している避難所（資料編 2-3-2）で、収容可能人員は 10,898 人である。このうち、龍ヶ崎小学校区及び龍ヶ崎西小学校区の避難所の収容可能人員は 3,003 人となっている。

この地区は、建物倒壊危険性・延焼危険性が高く、人口も多いため、被災者を確実に収容することができるように、昭和 56 年以前に建築された指定避難所の耐震診断を実施し、必要に応じた補強・改修が実施されている。

その他の地区の避難所うち、建物倒壊の危険が高い地点に位置するものは、大宮小学校・大宮コミュニティセンター・馴染小学校・川原代小学校・城西中学校・川原代コミュニティセンター・北文間運動広場・北文間コミュニティセンターである。これらの施設のうち昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断の実施及び必要に応じた補強・改築・新築が実施されている。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備に努めるものとする。また、男女双方の視点やプライベートに配慮した空間や設備の整備を推進するとともに、障がい者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦などの要配慮者にも配慮した物資、設備の整備に努める。標準的な防災コンテナ内備蓄品は次に示すとおりである。

備蓄食関係	ライスクッキー(400食)、アルファ米(1,300食)、おかゆ(600食)、カップ容器(500個)、飲料水(20:150本、500ml:600本)、飲料水携行袋(300枚)、野菜ジュース(420食) なお、ライスクッキー、アルファ米、おかゆ、野菜ジュース等を備蓄する際に、食物アレルギー対策について留意する。
給水関係	浄化装置(1台)、浄化装置用塩素(2本)、浄化装置用フィルター(12本)、ゴムホース(1本)
トイレ関係	簡易トイレセット(10組)、凝固紙付便袋(1,000枚)、使用済収納袋(100枚)、トイレトペーパー(100巻)
救出活動用備品	スコップ(6本)、のこぎり(3挺)、大型パール(3本)、おの(3挺)、ヘルメット(15個)、エンジンチェンソー(1台)、チェーンオイル(1缶)、2サイクルオイル(1缶)、混合油ポリ袋(1個)、ハンディライト(6個)、単一電池(16個)、軍手(10双)、担架、トラロープ(1本)、
避難所運営用備品	折りたたみリアカー(1台)、ブルーシート(10枚)、救急箱(1箱)、工具一式(1式)、証明投光器(6台)、発電機(2台)、4サイクルオイル(1缶)、ガソリン携行缶(2缶)、電源延長ドラムコード(2台)、ハンドスピーカー(2個)、単2電池(6個)、単3電池(10個)、単4電池(4個)、釜セット(2セット)、アルミ水ひしゃく(1本)、ガスコンロ(2台)、ガムテープ(3本)、ハンドポンプ(1個)
こどもの災害用備蓄品	アレルギー対応粉ミルク(17缶)、使い捨てほ乳ボトル(50個)、粉ミルク用の水(24本)、紙おむつ(Lサイズ、テープ型)(54枚)、おしり拭き(400枚)、使用済み紙おむつ等廃棄用ビニール袋(90枚)、使い捨て手袋(100枚)、市指定可燃ごみ袋(大)(1包)、ランタン照明(2個)、ランタン照明用乾電池(単3電池)10本、カセットコンロ(1台)、カセットコンロ用ガス(3本)、収納用ケース(1箱)
その他	女性生理用ナプキン、乳児用紙おむつ、大人用紙おむつ、毛布、ハンドタオル

これらのうち、平常時に通常使用している設備(放送設備、学校等の医務室、通信機材等)は、機材の落下・転倒防止措置を徹底しておく。また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など要配慮者への配慮を積極的に行っていくものとする。さらに、市は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者に配慮した避難所の整備

自分の生命・身体を守るための対応力が不十分な障がい者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）に配慮し、コミュニティセンター等の福祉避難所の整備に努めるとともに、適切な避難誘導を実施するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、「龍ヶ崎市災害時要支援者避難支援プラン」等に基づく避難誘導體制の整備、訓練の実施に努める。

- 1) 避難行動要支援者の把握
- 2) 避難経路の選定
- 3) 避難誘導責任者及び援助者の選定
- 4) 避難準備情報等の発表
- 5) 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施
- 6) 避難所における支援
- 7) 外国人や旅行者等不案内者への避難所・避難経路等の周知対策
- 8) 夜間及び休日等における避難誘導體制の整備

3 食糧、生活必需品の供給体制の整備

(1) 食糧の備蓄

備蓄体制は、公的備蓄（市が倉庫等に備蓄する方法）と流通在庫備蓄（企業等との協定に基づいて在庫量を確保する方法）及び家庭内備蓄（市民自らが非常用に準備しておく方法）の3形態とする。

1) 公的備蓄

市が備蓄する食糧は被災者及び市災害対策本部職員分とし、品目及び数量は次のとおりとする。

品目	ライスクッキー、アルファ米、ペットボトル入り飲料水、アレルギー対応商品など
数量	被災者分として、予想される最大被災者数 5,200 人（被害想定調査の結果による。冬の夕方に発災した場合）の3日分 5,200 人×3 食×3 日=46,800 食

2) 流通在庫備蓄

市の備蓄食糧が、目標数量に達していない段階での発災や、目標数量に達していても、なお不足する事態に備えて、市内の食品小売販売業者との間に、流通在庫食品の提供を求める協定を締結する。また、毎年この協定を見直し、災害時の確実な供給を図る。

供給の協定を行う品目は次のとおり。

ビスケット、レトルト食品、即席めん、粉ミルク、缶詰、梅干、漬物、調味料（みそ、しょうゆ、塩等）、飲料水（ペットボトル）、アレルギー対応食品など

3) 家庭内備蓄

避難時に持ち出し可能な備蓄食糧として最低でも3日分、可能な限り1週間分の備蓄を平常時から確保しておくように防災の手引きやパンフレット、学校等の防災教育を通して市民に広く周知する。

(2) 生活必需品の備蓄

生活必需品の備蓄体制は、食糧の備蓄体制と同様に、公的備蓄、流通在庫備蓄、家庭内備蓄の3

形態とする。

1) 公的備蓄

市が備蓄する生活必需品等は、予想される最大被災者数 5,200 人分として避難生活に必要な不可欠な次の物品とする。

毛布、簡易トイレ、ビニールシート、タオル、乾電池、紙コップ、トイレトペーパー、バケツ、炊事用具、かまど、かま、救急箱、生理用品など

2) 流通在庫備蓄

市は、市内の小売販売業者との間に生活必需品の提供を求める協定を締結し、次の物品を確保する。

日用品雑貨	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
衣料品	作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等
炊事用具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
食器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
光熱材料	ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等

また、品目については、高齢者や障がい者のほか、乳幼児や妊産婦などの要配慮者を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

3) 家庭内備蓄

市民に対し、防災の手引きやパンフレットや学校等の防災教育を通じて、非常用持出袋を用意しておくよう広く周知する。非常持出袋には最低 3 日分の飲料水や食糧の他に次のようなものを入れておくように案内する。

箸、フォーク、スプーン、缶切、下着、靴下、タオル、ビニール敷物、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ひも、ナイフ、懐中電灯、マッチ、救急薬品、常用薬、ラジオ、乾電池、小銭、雨具等

また、幼児及び高齢者がいる家庭においては、実情に応じた品目を備蓄するよう啓発する。

(3) 食糧、生活必需品の調達体制の整備

1) 備蓄倉庫の整備によって公的備蓄する食糧及び生活必需品は、備蓄倉庫を設置して保管する。備蓄倉庫は、市役所敷地内（市役所西部出張所を含む）及び拠点となる避難所に設置されている。

備蓄拠点及び補完的備蓄拠点となる避難所は次のとおりであり、保存期限に留意した管理運営に努める必要がある。

① 備蓄拠点

龍ヶ崎小学校 龍ヶ崎西小学校 大宮小学校 長戸コミュニティセンター（旧長戸小学校）
 八原小学校 馴馬台小学校 松葉小学校 長山小学校 馴柴小学校 川原代小学校 北文
 間運動広場 久保台小学校 城ノ内小学校

② 補完的備蓄拠点

龍ヶ崎中学校 旧城南中学校 長山中学校 中根台中学校 城西中学校 城ノ内中学校
 たつのこアリーナ 龍ヶ崎市駅西口 にぎわい広場 馴馬財産区会館

2) 搬送体制の整備

(1) (2)によって流通在庫備蓄した食糧及び生活必需品は、発災時には事業者によって上記1)の備蓄拠点まで搬送するよう、協定書に定めておく。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 市の体制の整備

1) 飲料水の確保

市は、想定される最大断水人数（約 61,000 人）分の応急給水を実施するための飲料水を確保する。このため、市内に 3 基設置してある飲料水兼用耐震性貯水槽を有効的に活用する。また、学校等公共施設の高架受水槽の水を応急給水として利用するための計画を定めておく。更に、避難所となるコミュニティセンター13ヶ所へ井戸を設置し、飲料水や生活用水を確保する。（資料編 2-3-3）

2) 応急給水用資機材の備蓄

市は、応急給水用資機材として浄水機・飲料水携帯袋の備蓄を進める。さらに、コミュニティセンターに井戸を設置して飲料水・生活水の確保を図り、また、給水タンクを配置するなどして給水体制の多重化を図る。また移動給水を確保するため、飲料水運搬用の給水タンクを 2 台、龍ヶ崎市消防団が装備する水槽付ポンプ車 1 台を配備する。

(2) 茨城県南水道企業団との協力体制

茨城県南水道企業団は、災害時の行動指針として次の事項を定めておくものとする。

また、龍ヶ崎市域への応急給水のための役割分担や連絡体制について、市は、県及び茨城県南水道企業団との間で十分調整を図っておくものとする。

1) 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。

2) 県及び他の都道府県域から、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。

3) 外部の支援者に依頼する役割とその受け入れ体制を定めること。

① 集結場所、駐車場所、居留場所

② 職員と支援者の役割分担と連絡手段

4) 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。

① 緊急時給水拠点の位置等の情報に関する広報や給水拠点の表示の徹底

② 地震規模、被害状況に応じた断水期間の目安

③ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法

5 り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者生活再建支援システムを利用して被災者にり災証明書を交付するものとする。

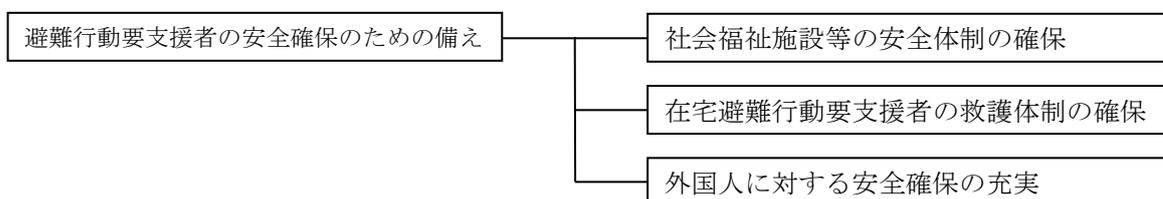
市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務体制の充実強化に努めるものとする。

第5 避難行動要支援者の安全確保のための備え

近年の災害事例においては要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）のうち、避難行動要支援者（災害発生時に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）が被害を受ける場合が多いことから、特別に配慮した避難等の行動支援を積極的に推進する。

このため、市及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者等」という。）等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備していくよう努めるものとする。

また、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難路の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。



1 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織の確立

市は、施設等管理者に対し、災害時の職員の職務分担・動員・避難誘導に関する計画の作成及び、入所者の情報（緊急連絡先・家族構成・日常生活自立度等）の整理・保管を指導・助言する。

施設管理者は、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るための情報伝達、救助等の体制づくりを自主防災組織等の協力を得て進めるものとする。なお、市は福祉施設、病院、自主防災組織等に対して重度の避難行動要支援者について発災時に①だれが、②だれを、③どこへ、④どのようにして避難させ、救助をするか等の対応策をあらかじめ定めておくよう指導する。

(2) 施設の安全性確保

施設管理者は、施設の耐震診断及び必要な耐震補強の実施に努めるとともに、救助袋や昇降機、排煙装置、スプリンクラー、非常用自家発電機等の防災設備の設置を促進する。

また、窓ガラスやロッカー、キャビネット等の飛散・落下・転倒防止措置を徹底し、食糧、飲料水、医薬品、生活必需品、移送用具、防災資機材等の備蓄に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、休日等における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、市で実施する総合防災訓練に、施設職員及び入所者の参加を促進する。

2 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、民生委員の協力を得て避難行動要支援者に関する次の情報を把握し、保管する。

・住所 ・家族構成 ・緊急連絡先 ・日常生活自立度 ・かかりつけ医療機関等 ・その他必要なこと
--

この際、プライバシーを保護するために、この情報の取扱いには十分注意し、万全を期す。

また、住民自治組織等の地区組織では、近隣の在宅避難行動要支援者家庭等との日常からの近所づきあい等を通してコミュニケーションを図っておくことにより、災害時の避難介助や救出活動の円滑化を目指す。

(2) 避難行動要支援者支援チームの設置

市は、「避難行動要支援者支援チーム」を設けるなど、避難行動要支援者支援業務を的確に実施する体制の整備を検討する。

チームの編成にあたっては、消防団や自主防災組織など地域の自主防災活動を展開する市民との協力体制を十分考慮するとともに、市福祉関係機関やこれに従事する者などの協力を得て、避難支援プラン等を作成し、これを基に避難支援活動を実施する。

また、福祉関係者に対する防災研修等の定期的な実施を検討する。

(3) 避難支援プラン策定のための情報収集

市は避難支援プランを策定するために、個人情報となるデータに配慮しながら、避難行動要支援者情報の把握と共有化に向け、避難行動要支援者名簿を作成する。

共有した情報は、福祉関係部局及び防災関係部局との連携により、消防団員・警察等の救援機関、自主防災組織、避難支援者等への適切な情報提供を実施し、避難行動要支援者の安否確認及び安全な避難活動のために活用する。

(4) 避難支援計画の具体化

福祉関係部局及び防災関係部局は、避難行動要支援者が避難する際、どのような支援が必要かを見極め、避難行動要支援者一人に対しての支援者の人数や救援に際しての優先順位など、具体的な対応策を検討し、これを具体化した災害時要援護者支援プランを作成した。今後は、個別避難計画の作成等、支援体制の拡充を推進していく。

●「龍ヶ崎市災害時要支援者避難支援プラン」

(5) 避難行動要支援者への緊急通報等

市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報伝達のマニュアルを作成するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

1) 緊急通報システムへの加入促進

震災時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、高齢者及び障がい者などに対し緊急時に対応するために緊急通報システムの整備を進めており、消防本部には緊急通報システムのセンター装置が整備されている。このため、高齢者及び障がい者に対して、緊急通報システムへの加入を促進する。

2) 防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者及びその介護者等を対象に、緊急通報に関する情報周知のためのパンフレット、チラシ、防災行動マニュアル等を作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

(6) 避難行動要支援者に配慮した避難所運営体制等の整備

障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送やテレビファクシミリの設置、避難行動要支援者等を考慮した生活援助物資の備蓄及び調達先の確保等、避難行動要支援者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

(7) 避難行動要支援者に対する防災対策の充実

1) 近隣住民のコミュニティづくり

災害時において緊急に避難する際は、近隣住民の助け合いによる避難行動が重要となるため、平常時から地域活動を通じ、避難行動要支援者家庭等とのコミュニケーションづくりを推進する。

2) 福祉避難所（避難行動要支援者用避難所）

避難所における避難生活は、避難行動要支援者にとって、また、その介護者や家族にとって身体的、精神的負担が多くなることが予想されるため、避難行動要支援者用に一般の避難所とは別に公共施設（コミュニティセンター）に福祉避難所を設置し、これに収容する。

また、福祉避難所で対応が不可能な事態等を想定し、あらかじめ、避難行動要支援者の収容可能な市内及び市外の社会福祉施設等の確保に努める。

さらに、福祉避難所では、高齢者や障がい者の介護、乳幼児の保育のための資機材の調達を行うとともに、聴覚障がい者とのコミュニケーション対策として、手話通訳や要約筆記を行うボランティア団体に対し人材の派遣要請を行う。

(8) 防災訓練の実施

自主防災組織やボランティア等の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施や、総合防災訓練に避難行動要支援者及びその避難支援等関係者の参加を促進する。

3 外国人に対する安全確保の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人の防災訓練への参加

市は、外国人の防災への行動認識を高めるため、市が実施する防災訓練に外国人の参加を呼びかける。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

県及び市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

1) 外国人相談体制の充実

市は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び（公財）茨城県国際交流協会の外国人相談窓口を紹介する。

2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難所等の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、県とともに案内板のデザインの統一化について検討を進める。

3) 外国人への行政情報の提供

市は、県とともに生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブックにより情報提供を行う。また、住民情報案内システム、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供の検討を進める。

4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、県とともに外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いな

第2章 地震災害予防計画

第3節 地震被害軽減への備え

第5 避難行動要支援者の安全確保のための備え

がら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

5) 語学ボランティアの確保等

市は、県とともに災害発生時における語学ボランティア活動を支援するとともに、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるよう、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

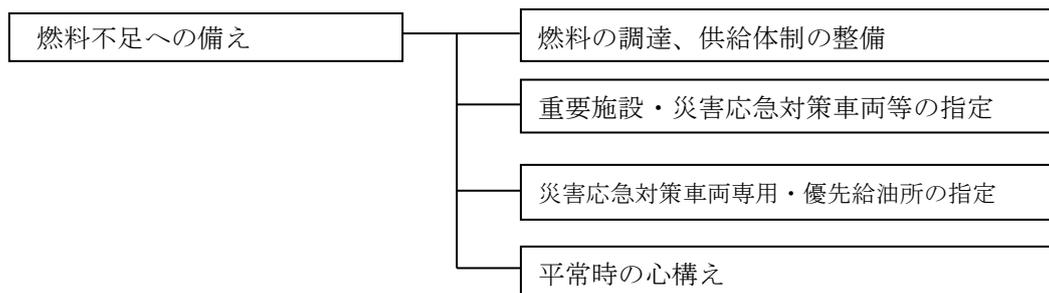
6) 語学ボランティアの養成・登録

市は、（公財）茨城県国際交流協会が養成するボランティアリーダーや、語学ボランティア登録を市民に広報し、参加を呼びかける。

第6 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、茨城県石油商業組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等に資する。

大規模地震が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、予め、市、石油商業組合等の間で連絡方法を複数用意するとともに、定期的に点検する。



1 燃料の調達、供給体制の整備

- (1) 災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、茨城県石油商業組合牛久・龍ヶ崎支部と協定等を締結し、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受けられるように給油所を指定しておく。
- (2) 茨城県石油商業組合牛久・龍ヶ崎支部と石油類燃料の優先供給等に関し協力を要請した事項
 - 1) 災害対策業務に用いる車両及び機器類等への燃料供給
 - 2) 避難所への燃料供給
 - 3) 庁舎・斎場その他行政業務継続に必要な施設への燃料供給

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

- (1) 災害応急対策車両の指定
災害応急対策や医療の提供を行うための重要施設及び災害応急対策車両をあらかじめ指定しておく。また、指定車両には、ステッカーを作成し備えておく。
- (2) 災害応急対策車両管理者等の責務
災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに市に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

- (1) 市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けられるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。
- (2) 市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 平常時の心構え

- (1) 市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対

第2章 地震災害予防計画
第3節 地震被害軽減への備え
第6 燃料不足への備え

し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

- (2) 日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

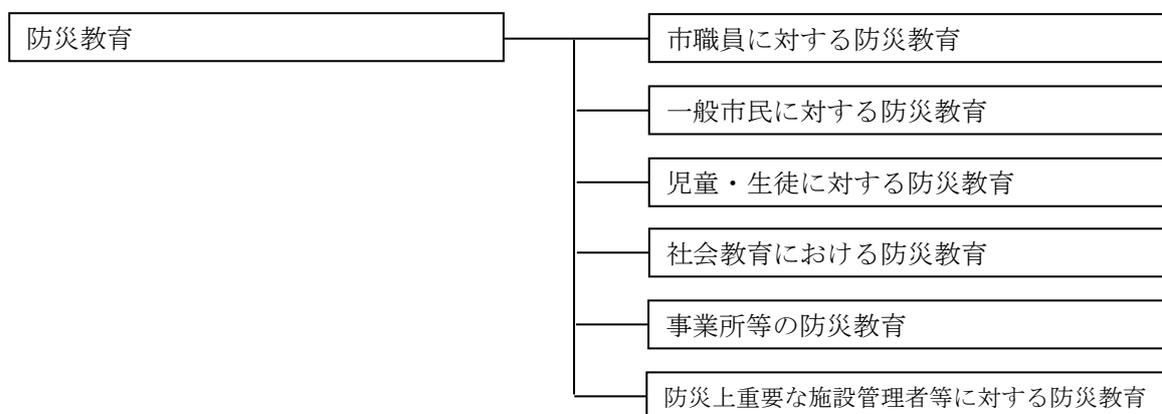
第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自ら守り（自助）、お互いに助け合うという意識と行動（共助）が必要である。このため、市は、県や防災関係機関とともに、防災教育活動（公助）を推進するものとする。

また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修を推進するものとする。

なお、防災教育・訓練を実施する際、要配慮者対策に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。



1 市職員に対する防災教育

市職員に対し、「龍ヶ崎市地域防災計画（地震災害対策計画編）」の概要、活動体制その他の防災に関する講習会、研究会を開催し、「龍ヶ崎市職員地震災害時初動対応マニュアル」とあわせて、その内容、運用等を周知徹底する。

また、県その他防災関係機関が行う講習会、演習・訓練に関係職員を派遣し、防災知識、技術、技能を修得させる。

2 一般市民に対する防災教育

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災の寄与に努めることが求められるため、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

(1) 普及・啓発すべき内容

住民に対し、地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1) 「自助」「共助」の推進

- ① 概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについて推進する。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
家具等における家具の配置などについても、見直しを推進する。
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認による輻輳を回避するため災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャルネットワークシステム等の利用で複数の手段の確保を推進する。

④ 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の確保や地域内での顔の見える関係の構築を推進する。

3 児童・生徒に対する防災教育

(1) 小学校・中学校・高等学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行ない、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

- 1) 地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など様々な災害を想定した防災教育を行う。
- 2) 災害時に一人ひとりがどのような行動をすべきかなど自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や学校等を核とした地域での避難訓練や避難所の運営などを実施するにあたっては、登下校など学校外も含めたあらゆる局面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助に関する研修会を通じて指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 社会教育における防災教育

市民各層の防災意識を高めるための事業を推進する。

- (1) コミュニティセンター等の施設において防災教室等の学習機会を開催する。
- (2) P T Aなどの各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発を図るように努める。
- (3) 消防団・自主防災組織等の人員の中で、防災士などの防災リーダーを育成し、組織の拡充や防災力の向上を図る。

5 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、社会的な位置づけを認識し、従業員に対して防災研修や防災教育に努める。

6 防災上重要な施設管理者等に対する防災教育

防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火及び避難誘導等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る防災体制の強化を図る。

(1) 指導の方法

- 1) 防火管理者等に対し、技能講習会等を含む講習会を実施し、事業所等の震災時における防災体制を強化する。
- 2) 事業者独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて、震災時における行動力を強化する。
- 3) 防災管理者等の自主的研究会、連絡会等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- 4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等、必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

(2) 指導の内容

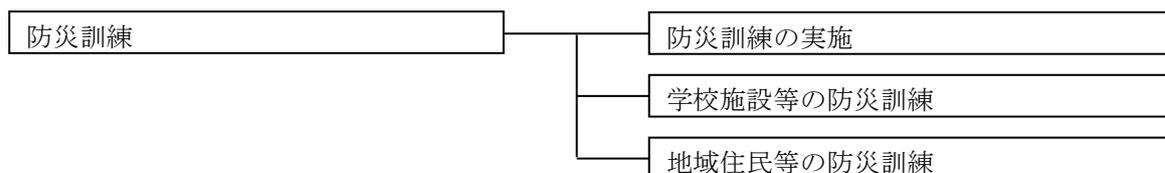
- 1) 「龍ヶ崎市地域防災計画（地震災害対策計画編）」及びこれに伴う各機関の防災体制と、各事業所等の自主防災体制
- 2) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- 3) パニック防止のための緊急放送等の体制整備
- 4) 出火防止及び初期消火等の震災時における行動体制

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては起震車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

第2 防災訓練

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報後の対応行動を訓練するなど、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していく必要がある。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。この際、展示型の訓練でなく、より実践的な、課題発見型検証型の訓練を行うことにより、訓練の結果得られた課題や検証の結果を踏まえ、仕組みや対策の具体的な見直しを行う。



1 総合防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

大地震の発生を想定し、市及び防災関係機関が市民と一体となり、総合的な訓練を実施する。

この訓練を行うことにより、各機関相互及び市民と緊密な協力体制を確立するとともに、防災訓練の習熟及び市民の防災意識の高揚を図る。

1) 実施の時期及び場所

市民防災の日（8月24日）を基本に実施する。訓練の会場は、市内で総合訓練に適した場所とする。

2) 訓練の参加者

- ① 龍ヶ崎市
- ② ライフライン管理者
- ③ 消防
- ④ 防災関係機関
- ⑤ 病院、社会福祉施設等
- ⑥ 警察
- ⑦ 小中学校・高等学校、保育所、幼稚園、社会教育団体等
- ⑧ 自衛隊
- ⑨ 市民（住民自治組織、自主防災組織、要配慮者、事業所等）

3) 訓練の内容

- ① 災害対策本部設置・運営
- ② 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- ③ ライフライン復旧
- ④ 各種火災消火
- ⑤ 応急給水
- ⑥ 道路復旧・障害物排除
- ⑦ 応急救護
- ⑧ ボランティアによる炊出し
- ⑨ 被害情報収集伝達
- ⑩ 救出・救助・救護・応急医療
- ⑪ 避難行動要支援者の支援（避難所への避難等）
- ⑫ 緊急救援物資輸送、配布

⑬ 交通規制及び交通整理

また、訓練にあたっては展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 市職員の非常参集等訓練

市職員の非常配備体制を確立するため、訓練を実施する。

1) 訓練内容

- ① 非常参集訓練
- ② 本部運営訓練
- ③ 情報収集・伝達訓練
- ④ その他「龍ヶ崎市職員地震災害時初動対応マニュアル」を活用した訓練

2) 通信訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう MCA 無線機等を使用して定期的に通信訓練を行うとともに、非常用電源装置を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 防災訓練時の交通規制

竜ヶ崎警察署は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められるときは、防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路区間を指定して、歩行者、又は車両の通行を禁止又は制限するものとする。

2 学校施設等の防災訓練

(1) 学校の防災訓練

各学校長は、市及び稲敷広域消防本部の指導のもと、定期的に防災訓練を実施する。訓練の内容は避難訓練を中心とし、震災に対して沈着・冷静・敏速に行動することの必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につける。

(2) 病院及び社会福祉施設の防災訓練

傷病者、身体障がい者及び高齢者等の災害対応力が比較的低い者を収容している施設の管理者は、定期的（年1回等）に避難訓練を実施して、災害時の避難誘導の円滑化に努めるとともに、訓練時に不都合があった問題（段差、廊下等の障害物、担架等の不足等）の解消を図る。

3 地域住民等の防災訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店等の防火管理者は、消防法の規定に基づいて策定した消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、稲敷広域消防本部並びに地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献することが望ましい。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び稲敷広域消防本部の指導のもと、地域の事業所とともに、年1回以上の組織的な訓練を実施していくことが望ましい。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた場合、市及び稲敷広域消防本部は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・主体的に参加し、家族防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するものとする。

4 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努めるものとする。

5 市・地域・学校等と連携する訓練

市・地域・学校等合同による大規模地震発生を想定した合同防災訓練を年1回以上実施し、各々が連携して初動対応能力の向上を図るとともに災害情報の収集・共有及び避難所設置運営等の強化を図る。

第3 災害に関する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、調査研究機関や県の実施する災害に関する調査研究の成果を収集するとともに、市においても、市域の災害危険性を把握して地震災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

災害に関する調査研究

基礎的情報の整理及び防災アセスメントの実施

1 基礎的情報の整理及び防災アセスメントの実施

(1) 基礎的情報の整理

市内の自然条件並びに社会条件を整理することにより、市、県、調査研究機関の実施する震災に関する調査研究のための基礎資料として利用できるようにする。このため次の情報を収集・整理・更新していく。

1) 自然条件

- ① ボーリング柱状図
- ② 表層地質図
- ③ 地形分類図 等

2) 社会条件

- ① 建築物の用途、規模、構造等の現況
- ② 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- ③ ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- ④ 耐震性貯水槽等消防水利の現況等
- ⑤ 昼夜間人口、要配慮者の人口分布
- ⑥ 市民の防災意識等

(2) 防災アセスメントの実施

市では平成5年度に龍ヶ崎市震災対策等調査分析事業（以下「防災アセスメント」という）を実施し、本計画は、この成果に基づいて策定している。今後も、必要と認めたときに防災アセスメントを実施し、震災対策の立案や公共施設の耐震強化予防、市民への普及啓発のための資料として活用する。この際には、(1)で整理した基礎的情報を十分に活用する。

(3) 震災対策に関する調査研究

市各部課はそれぞれ所管する事務について、過去の地震災害事例を基礎として被害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にいくとめる方法は何かを常に調査研究し、被害の軽減に努めるものとする。

震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

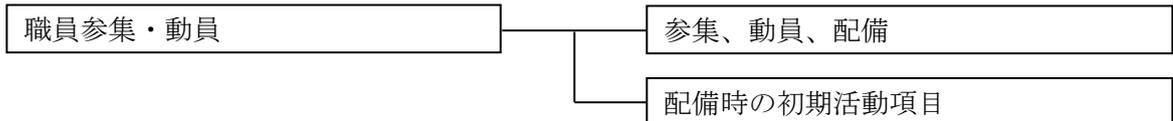
- 1) 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 2) 地震被害軽減のための調査研究
- 3) 防災教育・訓練のための調査研究
- 4) 応援・派遣に関する調査研究
- 5) 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 6) 被災者生活救援のための調査研究
- 7) 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 8) 震災復興のための調査研究

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

市は、龍ヶ崎市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。



1 参集・動員・配備

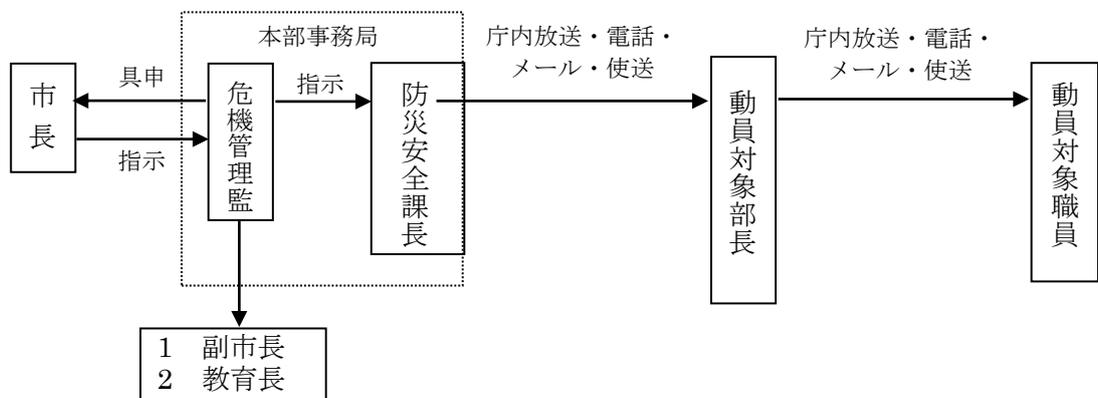
発災直後の職員の参集・動員・配備については、「龍ヶ崎市職員地震災害時初動対応マニュアル」によるものとする。

2 職員動員の方法

(1) 勤務時間内

1) 動員伝達系統

勤務時間内における動員のための伝達系統は次のとおり



2) 動員伝達方法

本部事務局は、庁内放送又は庁内電話により、警戒本部又は災害対策本部の体制に基づき職員に動員の伝達をする。庁内放送又は庁内電話が使用できないときは、本部事務局職員が口頭により各部長に動員を伝達する。

① 庁内放送文（例）

市長の緊急命令を伝達します（2回繰返す）。只今の強い地震で市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。

庁内放送により動員の伝達を受けた出先機関を所轄する部長は、電話により出先機関勤務職員に動員を伝達する。電話が使用できない場合は、班員の使送により動員を伝達する。

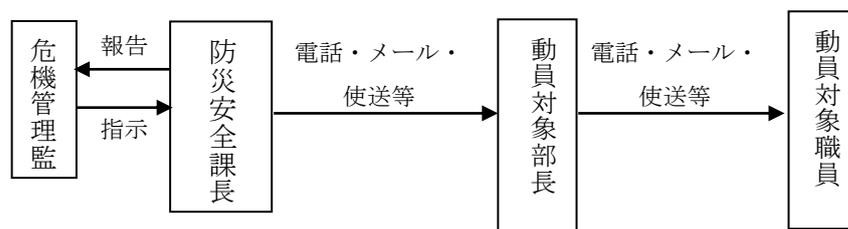
(2) 勤務時間外

1) 動員伝達系統

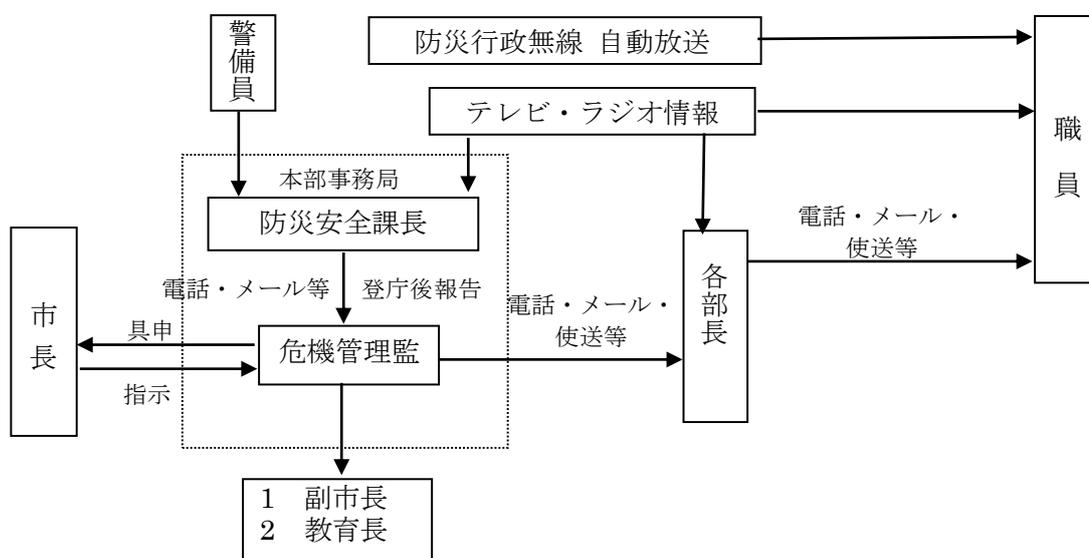
勤務時間外における動員のための伝達系統は次のとおりとする。

① 震度4の場合

一般的小規模災害時の連絡系統図による。



② 震度5弱以上の場合



2) 動員伝達方法

① 震度4の場合

本部事務局は、警戒本部の体制に基づき、必要に応じて電話・メール等により職員に動員の伝達をする。ただし通信が不可能な場合は、あらかじめ定められている区分及び災害時職員配備計画に従い、自発的に参集する。

② 震度5弱以上の場合

本部事務局は、「龍ヶ崎市職員地震災害時初動対応マニュアル」に基づき、第一次非常体制の自動配備をする。

③ 震度5強以上の場合

本部事務局は、「龍ヶ崎市職員地震災害時初動対応マニュアル」に基づき、全職員の自動配備をする。

(3) 動員状況の調整及び報告

- 1) 本部事務局は職員の参集状況や災害の規模により要員が不足する班が生じたときは、各部・班の職員を柔軟に移動させるものとする。
- 2) 各部長は、各班長が取りまとめた職員の参集・動員状況を速やかに把握確認し、災害時職員配備計画兼動員状況報告書（第1号様式）により本部事務局に報告するものとする。
また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間単位とする。

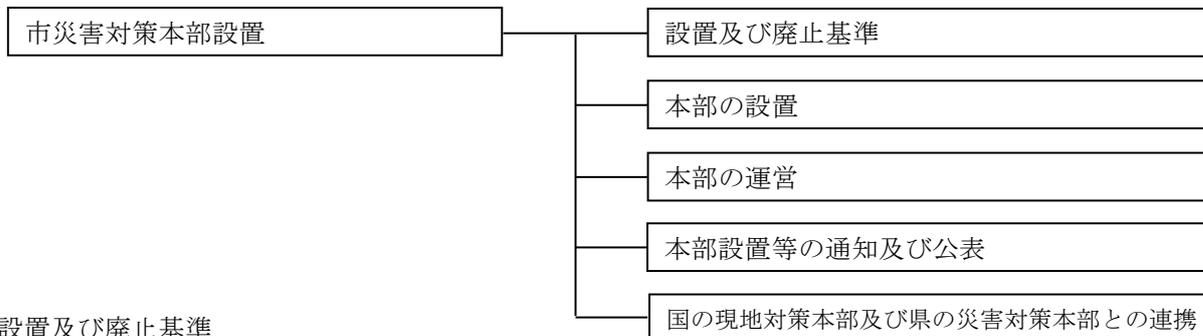
●災害時職員配備計画兼動員状況報告書（資料編 3-1-1）

3 配備時の初期活動項目

- ・本部長、副本部長に対する連絡
- ・職員の動員と配備指令
- ・防災行政無線の開局
- ・県及び防災関係機関との連絡
- ・災害に関する情報の収集及び伝達
- ・被害状況の把握
- ・地区活動拠点への要員配備（勤務時間外においては、龍ヶ崎市地区活動拠点運営マニュアルに基づく指定職員の配備 ●龍ヶ崎市地区活動拠点運営マニュアル）

第2 市災害対策本部設置

市及び防災関係機関は、市内の地域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。



1 設置及び廃止基準

(1) 市災害対策本部設置基準

本部は、次の場合に設置する。また、市内震度が5弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。

1) 東海地震の「警戒宣言」が発令された場合

●東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画（資料編 3-1-2）

2) その他市長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部廃止基準

本部は、次の場合に廃止する。

①災害応急対策が概ね完了した場合

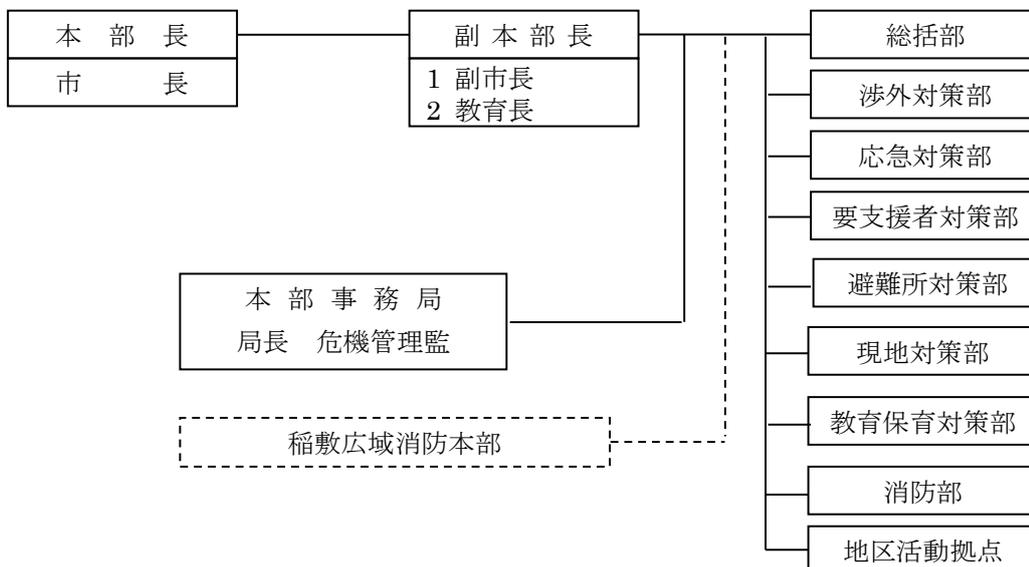
②その他本部長が必要なしと認めた場合

(3) 動員配備基準との対応

災害対策本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第3章 第1節 第1参集、動員、配備」に示したとおりである。

(4) 災害対策本部組織

災害対策本部は本部長を市長、副本部長を副市長（又は教育長）が務め、事務局長を危機管理監が務める。本部には部が設けられ、各部長が本部員を構成する。



第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 市災害対策本部設置

災害対策本部各部各班の事務分掌

名称等	初動活動班名	課等名	初動対応時の主な事務分掌
本部事務局 危機管理監	—	防災安全課	災害対策本部の設置及び運営 災害対策本部、各部との連絡調整 本部長、副本部長の秘書 職員参集状況の取りまとめと配置の調整
		人事行政課（人事G）	
		秘書広聴課（秘書広聴G）	
		財政課（財政G）	
		管財課（管財・営繕G）（施設・車両管理）	

名称等	初動活動班名	課等名	初動対応時の主な事務分掌
総括部	総務班 ① 人事行政課長（事務局兼）	人事行政課（法務・選挙G）	国・県・自衛隊等への応援要請 ボランティアセンターとの調整
	② 財政課長（事務局兼）	財政課（契約指導検査G）	
総務部長 議会事務局長	情報収集班 ① デジタル都市推進課長 ② 議会事務局課長	デジタル都市推進課	建物・道路等の被害状況の収集及び報告 気象警報等のとりまとめ 市内ライフライン等の被害状況の取りまとめ 市内ネットワーク関係
		議会事務局	
		監査委員事務局	

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 市災害対策本部設置

名称等	初動活動班名	課等名	初動対応時の主な事務分掌
渉外対策部	情報伝達・広報班 ① 秘書広聴課長(事務局兼) ② まちの魅力創造課長	秘書広聴課(広報・プロモーションG)	災害情報の記録、発信及び広報 報道関係との連絡・調整
		まちの魅力創造課(空家対策室除く)	
総合政策部長	相談窓口班 ① 企画課長	企画課	市民からの問い合わせ対応 (コールセンターの設置・運営) 被災者生活再建システムの運用(り災証明書発行)
		まちの魅力創造課(空家対策室)	
		税務課(大規模災害時被災・り災証明)	

名称等	初動活動班名	課等名	初動対応時の主な事務分掌
応急対策部 都市整備部長	応急復旧班 ① 道路公園課長 ② 下水道課長	道路公園課	道路・下水道・公園・河川等公共施設の被害状況の確認及び応急対策 市庁舎等の応急復旧
		下水道課	
		都市計画課	
		管財課	

第3章 地震災害応急対策計画
 第1節 初動対応
 第2 市災害対策本部設置

名称等	初動活動班名	課等名	初動対応時の主な事務分掌
要支援者対策部 福祉部長	要支援者対策班 ① 福祉総務課長 ② 障がい福祉課長	福祉総務課	災害時避難行動要支援者の安否確認・避難誘導（社会福祉協議会と連携） 介護福祉施設、障がい者福祉施設との連絡・調整 ボランティア対策（社会福祉協議会と連携）
		障がい福祉課	
		こども家庭センター	
		保育課	
		保護課	
避難所対策部 市民生活部長 健康スポーツ部長	避難所班 ①地域づくり推進課長 ②介護保険課長	地域づくり推進課	第1次避難所の開設及び運営 帰宅困難者対策 被災者生活再建支援システムの運用（避難所の管理等） 所管施設の応急復旧 避難所の開設にあたり各施設との調整
		税務課	
		納税課	
		市民窓口課	
		介護保険課	
		保険年金課	
		スポーツ推進課	
		教育総務課 （学校施設調整）	
	救護班 ①健康増進課長 ②医療対策課長	健康増進課	医療機関との連絡調整 避難所巡回による避難者の健康管理 龍ヶ崎消防署応急救護所での活動支援 （傷病者の応急手当て） 医薬品（救援物資調達品）の一元管理
		医療対策課	

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 市災害対策本部設置

名称等	初動活動班名	課等名	初動対応時の主な事務分掌
現地対策部 市民経済部長	物資調達班 ①商工観光課長 ②農業政策課長	商工観光課	生活必需品等物資の確保及び配送 救援物資の受入及び配送
		農業政策課	
		農業委員会事務局	
市民経済部長	飲料水確保班 ①生活環境課長 ②会計課長	生活環境課	飲料水の確保、給水 ごみ・ガレキの処理
		会計課	
教育保育対策部 教育部長	教育保育対策班 ①教育総務課長 ②文化・生涯学習課長	教育総務課	児童・生徒の避難及び施設利用者の安全確保 園児の避難及び安全確保 学童保育 教職員の動員 所管施設の応急復旧 避難所運営の補助
		指導課	
		教育センター	
		文化・生涯学習課	
		学校給食センター	
		保育課 (保育施設調整)	
消防部	消防班	龍ヶ崎市 消防団	消火・救急・救助活動

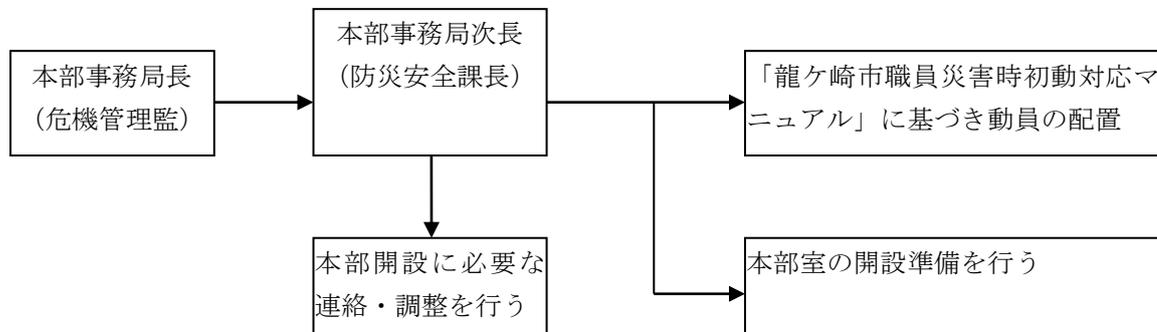
各部長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努めるものとする。

ただし災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

2 本部の設置

(1) 設置に関する指示及び伝達

災害対策本部事務局長は、次の流れで本部設置に関する指示を行うとともに、副本部長に連絡する。



(2) 本部室の設営

災害対策本部事務局は、「災害対策本部備品一覧」及び「本部室配置概要図」（資料編 3-1-3）に基づき、次の区分に従い、速やかに本部室を整備する。本部室は市役所附属棟 1 階会議室に設営することを基本とするが、市役所が使用不能の場合には第 1 順位にたつのこアリーナ、第 2 順位に他の公共施設に設営する。

この場合の整備はその施設の備品を使用し、不足する物品は速やかに調達する。市災害対策本部を設置した場合、職員は次の区分により参集する。

● 「災害対策本部備品一覧」・「本部室配置例概要図」（資料編 3-1-4）

(3) 本部設置時の職員の参集及び動員

1) 参集場所

災害対策本部を設置した場合、職員は次の区分により参集する。

参集場所	参集者	設置場所
本部室	本部長 副本部長 本部事務局長 各部長	附属棟 1 階会議室
所属する課	上記以外の者	

2) 本部員の動員

危機管理監は、市災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を防災安全課長に命じて実施する。

なお、動員の手順は「第 3 章第 1 節第 1 参集、動員、配備」に示すとおりである。

3 本部の運営

(1) 本部室の運営

本部室では、本部長の指示のもと、災害対策に関する重要な事項について決定するための本部会議を開催する。また、本部室運営のための庶務は災害対策本部事務局が担当する。

(2) 本部会議の協議事項

本部会議は、本部長・副本部長・本部員で組織し、おおむね次に掲げる事項について協議する。

本部員となる各部長は、災害情報・被害状況及び応急対策の状況等必要な事項について、随時、本部事務局に報告する。報告の様式は、龍ヶ崎市災害対策本部要綱に示す様式1及び様式3とする。

- ①本部の動員配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
 - ②災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
 - ③本部長の市民に対する指示又は避難指示に関すること。
 - ④災害救助法の適用に関すること。
 - ⑤自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
 - ⑥他の地方公共団体に対する応援要請に関すること。
 - ⑦災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
 - ⑧その他の災害に関する重要な事項
- (3) 本部会議の開催
- ①本部会議は、特別な指示がない限り、本部室で開催する。
 - ②各本部員はそれぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 - ③本部員は、必要により班長、その他所要の班員を伴って、会議に出席することができる。
 - ④本部員は、会議の招集が必要と認めるときは、副本部長にその旨申し出るものとする。
- (4) 各部連絡補助員
- ①本部連絡員（各部の次長）は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報の取りまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する任務に当たる。
 - ②各部の連絡員は、必要に応じて本部長の命により、所定の場所に常駐するものとする。
- (5) 決定事項の周知
- 会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が班員に周知を要すると認めたものについては、各本部員は、速やかにその徹底を図るものとする。
- (6) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請
- 本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。
- 要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。
- (7) 職員の健康管理及び給食等
- 本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配慮し、適切な措置をとるものとする。
- (8) 関係者以外の立入り制限
- 本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

4 本部設置等の通知及び公表

本部事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。

通知先及び公表先	方法	担当
茨城県防災・危機管理課	Tel 029-301-2885 県防 8-100-8440 県防 FAX 8-100-8450	本部事務局長
茨城県県南県民センター	Tel 029-822-7010 県防 8-103-8403 県防 FAX 8-103-8453	
稲敷広域消防本部	Tel 0297-64-0123 県防 8-830-8400 県防 FAX 8-830-8450	
竜ヶ崎警察署	Tel 0297-62-0110	
隣接市町村長及び相互応援協定締結市長	電話、県防災行政無線、文書	情報伝達・広報班長
報道機関	口頭又は文書	
市民	防災行政無線固定系、広報車	
その他必要と認める機関		

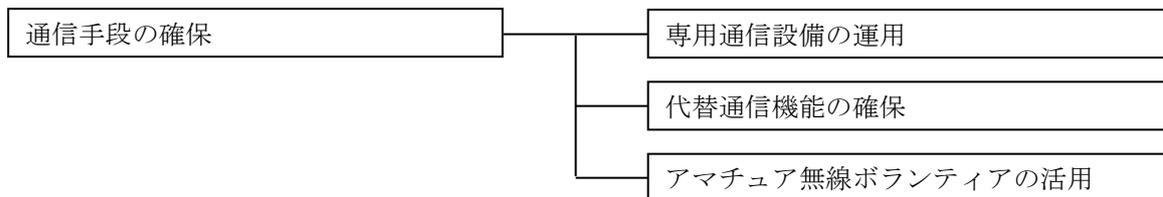
5 国の現地災害対策本部及び県の災害対策本部との連携

市は、国の現地災害対策本部及び県の災害対策本部との連携を図り総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。



1 専用通信設備の運用

地震後、直ちに通信設備の機能確認を行い、支障が生じている場合は緊急に復旧させる。東日本電信電話(株)等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、代替通信機能の確保により通信手段を確保するものとする。

防災行政無線固定系親局	本部事務局
防災行政無線遠隔制御機	本部事務局 龍ヶ崎消防署
防災行政無線固定局	本部事務局
防災行政無線移動系	各所管部課
デジタルMCA無線移動系	本部事務局・各所管部課

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次の代替手段を用いるものとする。

東日本電信電話(株)の有線回線が利用可能な場合	東日本電信電話(株)の有線回線が利用不可能な場合	
	専用電気通信施設	その他
災害時優先電話 非常・緊急電報 携帯電話 インターネット通信	茨城県防災行政無線設備 (衛星電話含む) 稲敷広域消防本部無線設備 龍ヶ崎市消防団無線設備 警察電話(有線、無線)設備 国土交通省無線設備 東日本旅客鉄道(株)無線設備 東京電力パワーグリッド(株)無線設備	無線通信設備 使送 自衛隊の通信支援 アマチュア無線

(1) NTTの災害時優先通信等の利用

1) NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

① 災害時優先電話の指定

市は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする（事前対策）

② 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては、利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先となり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

2) 非常・緊急電報

非常・緊急電報は災害時における非常・緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される。

① 非常・緊急電報の利用

非常・緊急用電報を頼信する場合は、市外局番なしの「115」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込む。

- ア 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- イ 発信電話番号と機関名称等
- ウ 電報の宛先住所と機関名称等
- エ 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。

② 非常・緊急用電報の内容等

区分	通信の内容	機関等
非常電報	1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3. 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互 消防機関と災害救助機関相互
	4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と全各欄に掲げる機関との間

区分	通信の内容	機関等
緊急電報	1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると知った者と(1)の機関との間
	3. 治安維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関の間
	4. 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6. 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

(2) 公衆電気通信施設（東日本電信電話㈱の有線電話）が利用できない場合

1) 専用電気通信施設の利用

次に掲げる専用通信施設の設置者は、災害時の通信連絡にあたっては、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、必要あるときは市の緊急通信に協力するものとする。

- ①茨城県防災行政無線設備
- ②稲敷広域消防本部消防無線設備
- ③龍ヶ崎市消防団無線設備
- ④警察電話（有線・無線）設備
- ⑤国土交通省無線設備
- ⑥東日本旅客鉄道㈱通信設備
- ⑦東京電力パワーグリッド㈱通信設備
- ⑧その他防災関係機関の専用通信設備

2) 警察通信設備の使用手続

警察電話使用要請は、茨城県が定める「警察電話使用申込書」に準じて行うものとする。

●「警察電話使用申込書」（資料3-2-1）

(3) 非常無線通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常無線通信を利用するものとする。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

1) 通信の内容

- ①人命の救助に関するもの
- ②天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通規制その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧遭難者救助に関するもの
- ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪災害対策本部相互間において発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの

2) 取扱い無線局

官公庁、会社、アマチュア無線等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

3) 頼信の手続き

非常無線通信を依頼する場合は、通信文を次の手順で電報頼信紙等に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- ① 宛て先の住所・氏名（職名）及び電話番号
- ② 本文はできる限り簡潔に記載し字数は 200 字以内にする（片仮名換算）
- ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のますをあげない。
- ④ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送られたい。」のように）を記入する。
- ⑤ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(4) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合は、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(5) 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。この場合は、第3章第3節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保に基づき要請手続きを行う。

- (6) 市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び㈱LuckyFM 茨城放送に要請することができる。この場合、市長は知事を通じて放送要請を行う。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

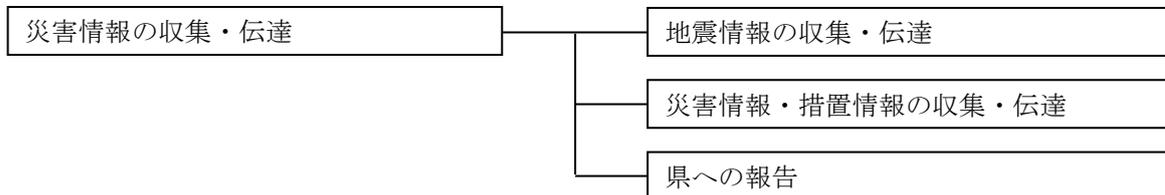
(1) アマチュア無線ボランティアの確保

市（防災安全課）は、市内のアマチュア無線局に対し、平常時から災害時の情報収集及び通信確保のための協力依頼をしておく。

大地震時には、防災行政無線等により、開局可能な無線局に対し、関東地方非常通信協議会が運営する「受入窓口」に登録するよう呼びかける。

第2 災害情報の収集・伝達

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。



1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4以上のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

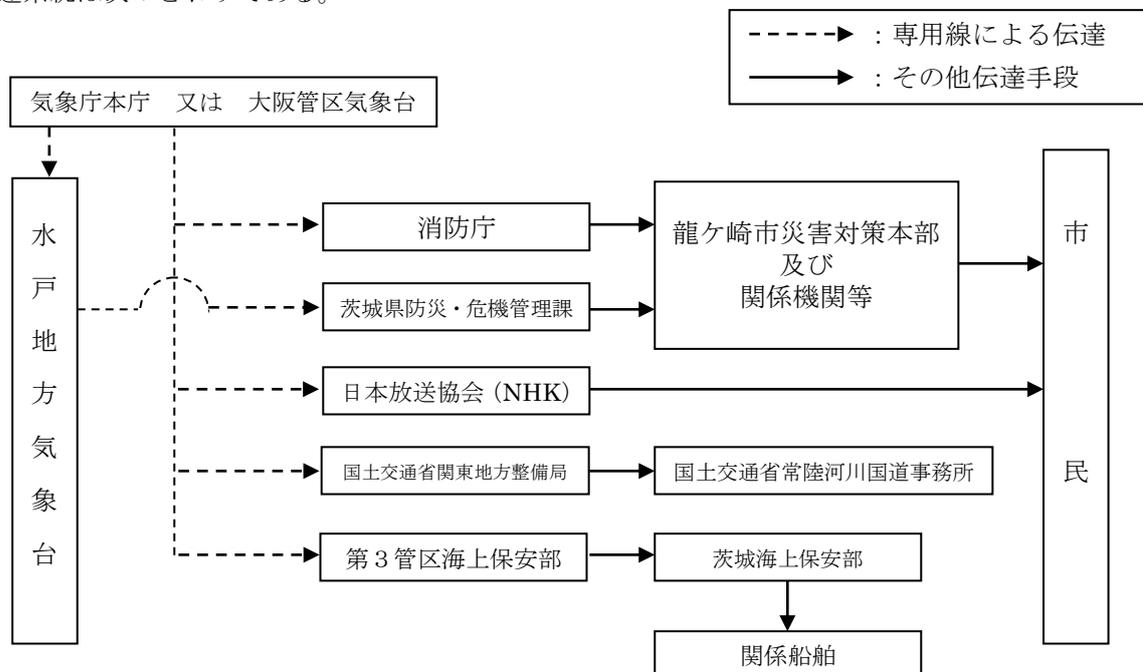
【伝達機関】

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集伝達系統

地震発生後の初動体制確保のため、気象庁から発表される地震情報入手する。地震情報の伝達系統は次のとおりである。



(2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

気象庁から発表される震度階級は気象庁震度階級関連解説表による。(資料編3-2-2)。

(3) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、水戸地方气象台、県(防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 災害情報・措置情報の収集・伝達・報告

被害概況の収集は、発災直後の初期段階と発災から1日程度経過した救援活動の段階とに分けて実施する。初期段階では、おもに人命に係る災害情報を把握し、救援活動期には被害状況を中心に把握する。

(1) 人命に係る災害情報の把握

人命に係る災害情報の内容、収集担当等は次のとおりとし、特に人命の救助救出に係る倒壊家屋数、火災発生地区、二次災害危険区域等の情報を優先し、市災害対策本部事務局を經由して本部長へ報告する。(資料編3-2-3)

第3章 地震災害応急対策計画
 第2節 災害情報の収集・伝達
 第2 災害情報の収集・伝達

	収集すべき情報	収集先	収集担当	様式
要救助箇所	家屋倒壊（生き埋め現場） 土砂災害（生き埋め現場、発生危険箇所） 火災（出火箇所、延焼範囲、危険区域） その他（土木施設の破壊等による） 行方不明者（氏名、性別等）	市民 龍ヶ崎市消防団 龍ヶ崎警察署 稲敷広域消防本部 登庁した職員等	消防班 登庁した職員	様式第1号
医療情報	医療機関の被災状況（物的被害又は医療従事者の被災による診療等の可否） 後方医療機関の収容状況	龍ヶ崎保健所 一般社団法人龍ヶ崎市医師会 稲敷広域消防本部 各医療機関等	救護班	様式第1号
交通状況	緊急輸送路等道路の被災状況 （被害箇所、状況、通行の可否）	龍ヶ崎警察署 龍ヶ崎工事事務所 市民 登庁した職員	情報収集班 応急復旧班 登庁した職員	様式第1号
市民の避難状況	指定避難場所への避難状況 （人数、負傷者数） 指定避難場所以外への避難状況 （所在地、人数、負傷者数）	避難所施設管理者 避難所勤務職員 市民等	避難行動要支援者対策班 避難所班	様式第2号

●被害報告関係（様式）（資料編 3-2-3）

<input type="radio"/> 被害概況報告書	様式第1号	総務班
<input type="radio"/> 避難概況報告書	様式第2号	避難所班

(2) 被害状況の報告

人命に係る災害情報の把握がおおむね終了した後、各部長は、「被害の分類認定基準」に基づいて所管に係る被害の状況を調査し、本部事務局を經由して本部長へ報告する。報告の方法は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭又は電話等をもって行うことができる。

●被害報告関係（資料編 3-2-3）

○人・住家の被害報告書（速報、確定）	様式第3号	総務班
○民生関係被害状況報告書	様式第4号	避難行動要支援者対策班
○土木関係被害状況報告書	様式第5号	応急復旧班
○建築物被害状況報告書	様式第6号	応急復旧班
○商工関係被害状況報告書	様式第7号	物資調達班
○衛生関係被害状況報告書	様式第8号	飲料水確保班
○火災速報	様式第9号	消防班
○公立学校被害報告書	様式第10号	教育保育対策班
○農産物被害報告書	様式第11号	物資調達班
○その他の施設被害報告書	様式第12号	関係各課

●被害の分類 認定基準（資料編 3-2-4）

(3) 航空機による被害概況の把握

1) 県への情報提供の要請

県は、地震発生後直ちに防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空から被害概況把握を行うため、市は、市域の被害概況の情報の提供を要請する。

2) 自衛隊への被害概況調査の要請

市独自では被害概況の把握が困難な場合は、ヘリコプター等による上空からの情報収集の活動を要請する。要請方法は本章第3節第1自衛隊派遣要請・受入体制の確保を参照する。

また、自衛隊は、県災害対策本部からの要請又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用いて被害概況の把握を行うとともに、把握結果については速やかに市に対して報告がある。

3) 民間への被害概況調査の要請

市独自では被害概況の把握が困難な場合は、航空機による上空からの情報収集の活動を龍ヶ崎飛行場、新中央航空機へ要請する。

3 県への報告

市災害対策本部事務局は、「2 災害情報・措置情報の収集・伝達・報告」により受けた情報を取りまとめ、次により県へ報告する。

(1) 情報収集伝達活動

1) 市内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対し、原則として防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完

了後 10 日以内に行うものとする。様式については、別紙様式第 1 号「災害概況速報」、別紙様式第 2 号「災害概況報告」を参照。（資料編 3-2-3）

- ①市災害対策本部が設置されたとき
 - ②災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき
 - ④地震が発生し、震度 4 以上を記録したとき
 - ⑤災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- 併せて、「火災・災害等速報要領」に基づく直接速報基準該当事案については、消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- 2) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じる恐れがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

- 3) 災害規模が大きく、市災害対策本部の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- 4) 市民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

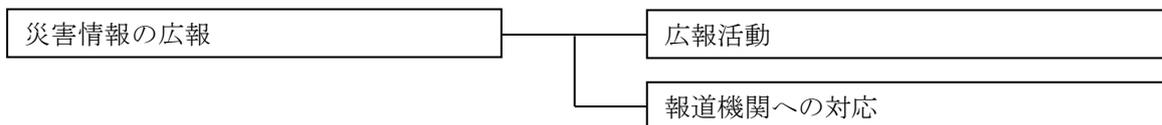
(2) 情報の伝達手段

報告の方法は、原則として防災情報システム等によるものとし、緊急を要する場合は電話等の手段により行うものとする。

また、通信が不通の場合には、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めるものとする。

第3 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災市民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。



1 広報活動

(1) 実施機関

広報活動は、市災害対策本部長が責任者となり、情報伝達・広報班が実施する。ただし、災害の状況に応じて稲敷広域消防本部その他の機関においても実施するものとする。

(2) 実施要領

収集した情報及び対策を速やかに市民に広報する実施方法は次のとおりである。

- 1) 防災行政無線、広報車又はインターネット及びモバイル通信網等を通じて住民への周知徹底を図る。また、避難所となる小中学校やコミュニティセンター等にMCA無線を使い情報を伝達し、伝達を受けた施設は、掲示版等に情報を掲示する。ただし、交通・通信施設が途絶した場合には、最低限必要な事項についてオートバイ、自転車、徒歩等により周知する。
- 2) 広報の内容は、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすく広報する。
- 3) 発表にあたっては、市災害対策本部長の承認を得た正しい情報を迅速に広報する。

(3) 広報内容

- 1) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- 2) 避難指示の出されている地域、指示の内容
- 3) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- 4) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- 5) 近隣の助け合いの呼びかけ
- 6) 公的な避難所、救護所の開設状況
- 7) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- 8) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- 9) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- 10) し尿処理、衛生に関する情報
- 11) 被災者への相談サービスの開設状況
- 12) 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- 13) 臨時休校等の情報
- 14) ボランティア組織からの連絡
- 15) 全般的な被害状況
- 16) 防災関係機関が実施している対策の状況

(4) 帰宅困難者に対する災害避難情報等の提供

災害時における交通機能麻痺や、道路の寸断などにより、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難な状況にある被災者に対し、気象情報、防災情報、交通情

報等の各種災害関連情報等の積極的な提供に努める。

(5) 要配慮者に対する情報伝達手段の確保

要配慮者に対する情報伝達手段として、住民自治組織や自主防災組織等による近隣住民相互の情報連絡体制を確保するとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方等の避難行動要支援者に対する情報伝達に関する事項については、災害時要援護者避難支援プランに沿って実施する。

(6) 広報手段

市が市民に対して実施する広報の手段は次のとおり。

- 1) 防災行政無線（固定系）
- 2) 広報車
- 3) ハンドマイク等
- 4) ビラの配布
- 5) 立看板、掲示板
- 6) 市のホームページ
- 7) メール配信
- 8) X
- 9) フェイスブック
- 10) エリアメール等
- 11) Lアラート（避難所の設置等について放送事業者等を通じて情報提供）
- 12) 音声一斉伝送サービス
- 13) LINE
- 14) 防災アプリ

(7) 民間への広報要請

市独自では必要な広報を実施することが困難な場合は、情報伝達・広報班は、航空機による広報活動を、龍ヶ崎飛行場、新中央航空機へ要請する。また、市のサーバへのアクセス数増加の状況によっては、市のホームページのキャッシュサイトの掲載を LINE ヤフー株式会社に要請する。

(8) 自衛隊等への広報要請

市独自では必要な広報を実施することが困難な場合は、自衛隊、県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動を要請する。要請方法は本章第3節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保を参照する。

(9) 被災者等への情報提供

市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るものとする。また、県民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に答えるため、ホームページ、X、LINE、防災アプリ、メール配信等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、市は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとするとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(10) 広報の例文（資料編 3-2-5）

2 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市として可能な範囲で提供するものとする。ただし、災害対策の初動期は、情報が入らない旨を述べ取材を制限する。

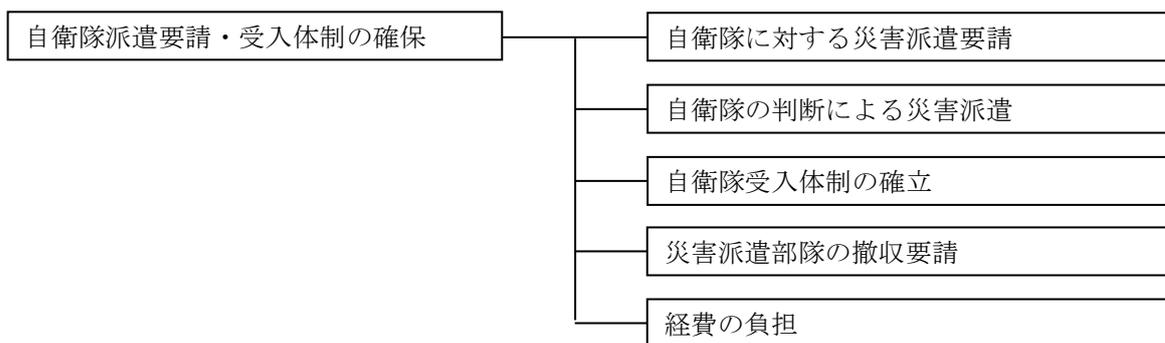
(2) 報道機関への発表

- 1) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、市災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。
- 2) 発表は、原則として市災害対策本部長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ、市災害対策本部長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- 3) 災害対策本部長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

市長は大規模災害に際して自衛隊の派遣が必要と判断された時は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。ここでは、自衛隊に対する迅速・適切な要請手続きができるよう、派遣要請にあたっての必要な情報、手続き方法や受入れ体制を明確にする。



1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

市長は、市内に災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に派遣要請を依頼する。

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報及び市の通信の途絶の状況から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、派遣要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

災害派遣要件の範囲	
1) 公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
2) 緊急性	差し迫った必要性があること
3) 非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと

(2) 災害派遣の要請先

知事の陸上自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて行う。

ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。

また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、直接当該部隊に要請する。

●緊急に災害派遣を必要とする場合の連絡先（資料編 3-3-1）

(3) 災害派遣要請の手続き

1) 要請窓口

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課（電話 029-301-2879）

2) 要請方法

市長は、様式第1号「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」により知事に対してその旨申し出る。ただし、緊急を要する場合は、取りあえず電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

●自衛隊の災害派遣要請（様式）（資料編 3-3-2）

なお、緊急避難、人命救助のように事態が急迫し、知事に要請を依頼する暇がない場合は、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨文書を提出するものとする。

(4) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

(5) 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は当該地域を担当する部隊（陸上自衛隊武器学校総務課警備訓練班）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

2 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、地震災害が発生又は発生の恐れがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項は、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待つ暇がないと認められること

3 自衛隊受入れ体制の確立

(1) 体制整備の連絡

市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を市災害対策本部事務局員から指名する。
- ③ 派遣部隊の展開、宿営の拠点を準備する（森林公園等）。

2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者（知事）に報告する。

(3) ヘリコプターの受入れ

市長及び防災関係機関の長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、下記事項に留意し受入態勢を整える

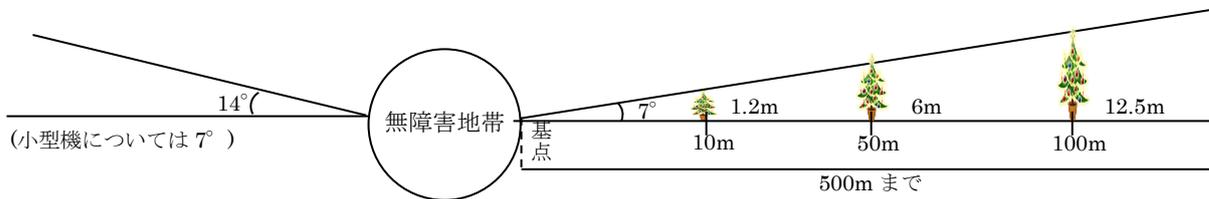
1) ヘリコプター発着場（ヘリポート）

名 称	所 在 地
龍ヶ崎市小貝川市民運動公園（多目的広場）	川原代町 33 番地 1 地先
龍ヶ崎市小貝川市民運動公園（野球場）	同上
龍ヶ崎飛行場	半田町 3177
龍ヶ崎市総合運動公園 （たつのこフィールド）	中里 2 丁目 1-7

なお、この場所が使用できない場合は、次の基準に基づき他の場所を選定する。

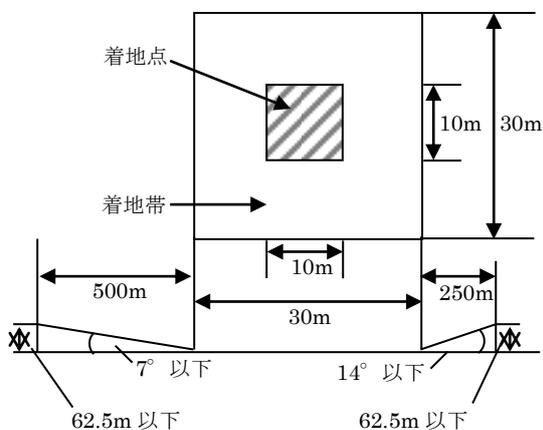
2) ヘリコプター発着場代替地の選定基準

上記1)にヘリコプター発着場が確保できない場合は、下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

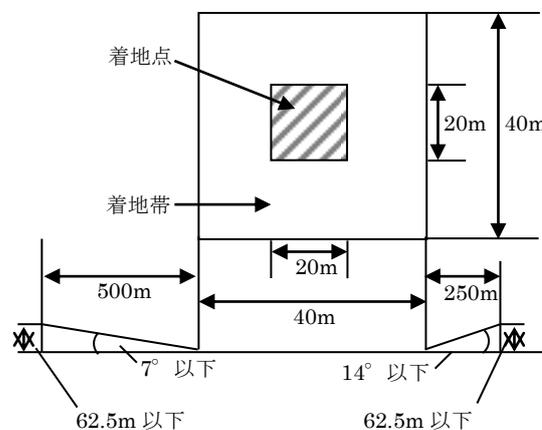


① 離着地点及び無障害地帯の基準

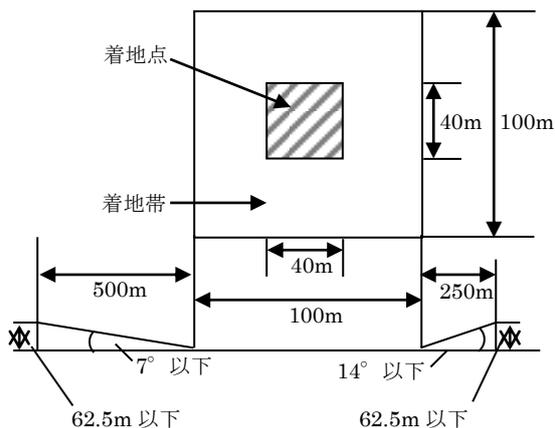
・小型機（OH-6）の場合



・中型機（UH-1、UH-60J）の場合



・大型機（CH-47）の場合



② 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

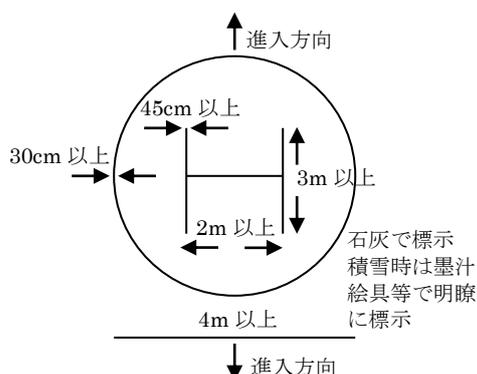
③ ヘリコプター発着場代替地の選定基準に基づき、ヘリコプター発着場（ヘリポート）以外にヘリポート離着陸場候補地を選定する。なお、この候補地は、その適否の確認に努める。

●2-3-1 ヘリコプター離着陸場候補地

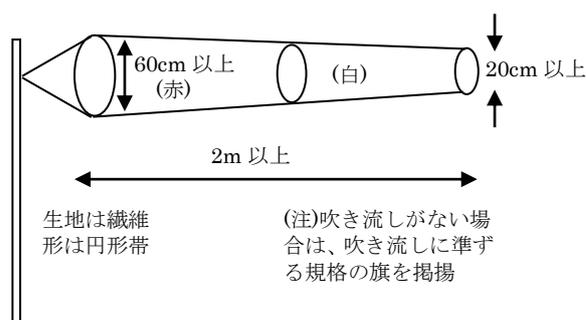
3) 着陸地点の標示

着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

① H記号の基準



② 吹き流しの基準



4) 危害予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において、運行上の障害となる恐れのある範囲には、立ち入りを禁ずる。

② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、要請の目的を達したとき、又はその必要がなくなったときは、文書（様式第2号「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）」）をもって知事に対し、撤収要請を依頼する。

●自衛隊の災害派遣部隊の撤収（様式）（資料編3-3-2）

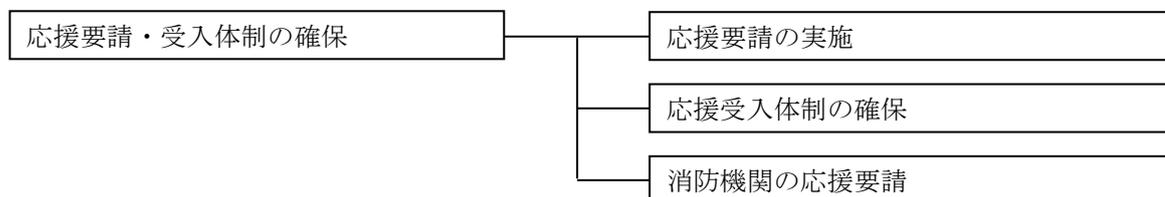
5 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議するものとする。

第2 応援要請・受入体制の確保

災害が発生した場合において、市の行政機関だけでは対応が不十分であり、市長が必要を認めるときは、災害対策基本法や各種協定に基づき、他の機関に応援を要請し応急対策等に万全を期すとともに、受入体制の確保を図る。



1 応援要請の実施

(1) 要請者

他の機関に対する応援の要請は、市長が実施する。市長は、当該地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 茨城県との協力

1) 県との協力

- ①市は、茨城県と災害対策上必要な資料の交換等平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに協力して市域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- ②市長は災害が発生し、市の能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、県又は他の市町村あるいは自衛隊等の協力について、必要に応じ、所定の手続きにより知事に要請するものとする。
- ③市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市域内で行われる県の応急対策について積極的に協力するものとする。
- ④知事より他の市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障がない限り協力するものとする。

2) 応急措置等の要請要領

県に対し応援の要請又は職員派遣のあつせんを求める場合には、知事（県災害対策本部）に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし事態が急迫し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

事 項	根拠法令
① 応援要請時に記載する事項 ア 災害の状況 イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） カ その他必要な事項	災害対策基本法第68条
② 職員派遣あつせん時に記載する事項 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間	

エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項	
--------------------------	--

(3) 他市町村との協力

他市町村に対し応援を要請する場合、「災害時等の相互応援に関する協定」、並びに「消防相互応援協定書」等により相互応援協定書等一覧に掲げる要請事項を明らかにした上、他の市町村長に要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

●相互応援協定書等一覧（資料編 3-3-3）

(4) 指定地方行政機関への職員派遣の要請

市長は、市における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(5) 指定地方公共機関への職員派遣の要請

市長は、市における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(6) 民間団体等に対する要請

市長は、市における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市長は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

- ① 市災害対策本部事務局は、活動拠点となる施設、宿泊施設、資機材置場、車両の駐車スペース等を確保し、提供する。
- ② 派遣職員が、現地で活動し易いように、地図等地理情報を提供する。
- ③ 災害ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

- ① 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費
- ② 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

3 消防機関の応援要請

市長及び稲敷広域消防本部消防長は、独自の消防力では十分な活動が困難である場合、他の消防機関による応援隊の派遣を受けて市域の応急対策を遂行する。

第3章 地震災害応急対策計画
第3節 応援・派遣
第2 応援要請・受入体制の確保

- (1) 市長は、独自の消防力では十分な活動が困難な場合は、速やかに隣接市町村長に対して消防相互応援協定に基づく応援要請を行うものとする。
- (2) 稲敷広域消防本部消防長は、独自の消防力では十分な活動が困難な場合には、下記に示す各種協定に基づく広域応援の要請について検討し市長へ報告する。

協 定 種 別	根 拠 法 令
隣接消防相互応援協定 茨城県広域消防相互応援協定	消防組織法第39条
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱	消防組織法第44条

第3 他市町村被災時の応援

他市町村が被災し、被災市町村独自では応急対策等の実施が困難な場合には、相互応援協定等に基づいて物的・人的応援を迅速かつ的確に実施する。応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災自治体の指揮の下に行動するものとする。



1 災害時等の相互応援に関する協定に基づく応援活動

(1) 派遣の調整

「災害時等の相互応援に関する協定（平成6年4月）」「災害時に係わる相互応援に関する協定（平成19年1月）」「大規模災害時における相互応援に関する協定（平成24年5月）」に基づき、協定を締結する他市町村からの応援要請があった場合、防災安全課は、応援を要請された食料・飲料水・資機材・物資・車両・職員等の派遣及び調整・被災者の受入れを行う。

(2) 応援の実施

防災安全課は、龍ヶ崎市内の被災状況から応援を派遣することが可能であると判断した場合、被災市町村への職員の派遣・物資の供給等の応援を実施する。

その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、龍ヶ崎市からの派遣部隊内で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(3) 被災者受入れ施設の提供等

防災安全課は、被災市町村の被災者を一時受入するための公的住宅、医療機関並びに避難行動要支援者を受入れるための社会福祉施設等の提供を求められた場合、これらの提供若しくは斡旋を行うものとする。

(4) 応援経費の負担

「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村と協議して定めることができる。

応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、龍ヶ崎市が当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

2 消防相互応援協定に基づく応援活動

(1) 応援隊の派遣

消防組織法第39条に規定する「消防相互応援協定書」に基づき派遣される応援隊は、火災の場合には特別応援（要請による応援）及び普通応援（要請を待たずに隣接地域に出動する応援）の方法がある。また、その他の災害の場合には、要請を受けた側の認定により応援隊を派遣する。

いずれの場合でも応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援側に通報するものとする。

(2) 応援の実施

派遣された応援隊は、受援地の消防長（署長）又は、その代理者の指揮により応援を実施する。その際、派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料、情報伝達手段に至るまで隊内で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(3) 応援経費の負担

「消防相互応援協定書」に基づき応援に要した費用については、次に掲げる方法によって処理するものとする。

① 要請に基づく応援の場合

- ア 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は隊員及び一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者間において協議の上決定する。
- イ 応援出動ポンプ用燃料、消火薬剤は原則として応援側の負担とする。
ただし、使用時間が長期にわたるときは受援側の負担とするも、一応協議の上決定する。
- ウ 応援出動手当及び被服等の損料等は応援側の負担とする。

② 前項以外の出動の場合

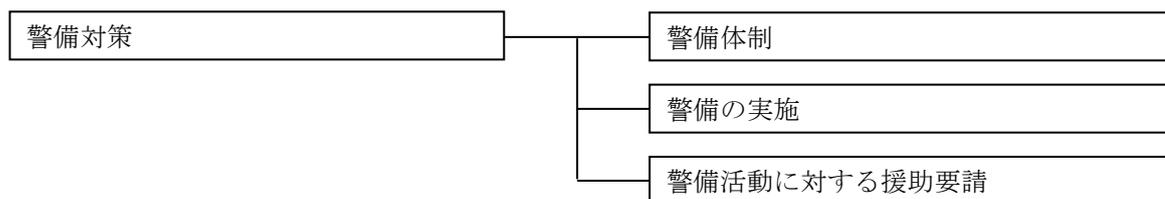
- ア 応援に要した費用は原則として、応援側の負担とする。
- イ 前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議の上決定するものとする。

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策

大規模地震災害が発生した場合には、関係機関による地震災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速かつ的確に推進し、地震災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため、竜ヶ崎警察署は、茨城県警察災害警備計画及び竜ヶ崎警察署大震災警備計画に基づき早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通規制等所要の災害警備活動を行う。



1 警備体制

(1) 警察署警備本部の設置

大震災が発生したときは、茨城県警察本部に警備本部が設置される。また、竜ヶ崎警察署には警察署警備本部を設置して、現地警備の指揮体制を確立する。

(2) 警備要員の参集、招集

別に定める「茨城県警察災害警備計画及び竜ヶ崎警察署大震災警備計画」によって実施する。

(3) 警備の編成及び配置運用

別に定める「茨城県警察災害警備計画及び竜ヶ崎警察署大震災警備計画」によって実施する。

2 警備の実施

(1) 被害実態の把握

① 初期段階は、主に次の状況を把握する。

- ア 火災の発生状況
- イ 死傷者等人的被害の発生状況
- ウ 家屋等の倒壊等建物被害の状況
- エ 市民の避難状況
- オ 主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況
- カ 電気、ガス、水道及び通信施設等ライフラインの被害状況
- キ 堤防、護岸等の損壊状況

② 初期的段階以降は、主に次の状況を把握する。

- ア 被災者の動向
- イ 被災地、避難所等の被害状況及び流言飛語の状況
- ウ 被災道路、橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- エ 電気、ガス、水道及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- オ 市及び日赤、病院等の救護対策の状況

(2) 救出救助

① 救出救助措置

ア 倒壊家屋の密集地域、病院、学校、崖崩れ現場等で多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。

イ 救出した負傷者は、応急措置をした後、救急隊や日赤救護班等関係防災機関に引継ぎ、病院に収容する。

ウ 倒壊家屋等からの救出の際は、現場の資機材等を活用して二次災害の防止措置を講じて救出する。

② 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するとともに、龍ヶ崎市建設業組合等の協力を得て、迅速かつ効果的に行う。

(3) 避難誘導

1) 避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて行う。

- ① 大火の発生等が予想される時は、要配慮者を優先して安全な避難場所に避難させる。
- ② 避難対象地域が広域にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導する。
- ③ 住民自治組織、事業所、自主防災組織等の組織を単位として、統制ある避難誘導を行う。
- ④ 病院、学校、大規模小売店等多くの人が集まる施設においては、施設管理者等の誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所定の部隊を派遣し、施設管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。

2) 避難誘導時の広報

避難誘導にあたっては、被害の実態及び拡大予想、避難経路や避難場所等の迅速な現場広報を行う。

(4) 交通対策

第3章第4節第3による。

(5) 遺体の検視、見分

1) 検視場所及び遺体の収容所（安置所）の確保

検視は、龍ヶ崎警察署及び市要支援者対策班が協議し、検視場所を確保して行う。また、検視を終えた遺体は、要支援者対策班が収容所（安置所）に輸送し、収容する。

2) 関係機関の協力確保

検視は、日本法医学会、茨城県医師会警察医会及び茨城県警察歯科医師会、その他関係機関の協力を得て行う。

3) 身元不明遺体の措置

身元不明遺体は見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存して、事後に身元確認ができる措置を取り、要支援者対策班が引き継ぐ。

(6) 地域安全対策

安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法や窃盗犯等の被災地域に密着した犯罪の予防活動等を行う。

1) 犯罪の予防

① 地域安全情報の収集、提供

各種犯罪の発生状況及び市民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、犯罪の未然防止等に努める。

② 地域安全活動

ア 警戒警備の強化

警戒活動を強化して一般防犯活動に務めるとともに、避難場所、食糧救援物資、復旧資材
その他生活必需物資の集積所等に対して、重点的な警戒活動を行う。

イ 警察安全相談所の開設

必要により警察安全相談所を開設し、避難行動要支援者に対する便宜供与や、死傷者の確
認、その他の相談活動を行う。

2) 行方不明者の調査及び要保護者の保護

① 行方不明者相談所の開設

必要に応じ、竜ヶ崎警察署に行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び要保護者の
保護に関する相談活動を行う。

② 要保護者の措置

要保護者を保護したときは、避難所、病院その他の関係機関、施設に対し、必要な照会や手
配を行い、保護者等の発見に努める。

保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がない者及びそれが容易に判明しない者につい
ては、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関もしくは施設に通告、又は引継ぐ。

③ 行方不明者の措置

行方不明者の届出を受理したときは、避難所、病院その他の関係機関に必要な手配を行うな
ど、該当者の発見に努める。

3) 流言飛語に対する措置

災害発生時には流言飛語が発生して、人心の不安を招いたり、各種犯罪を誘発したりする要
因ともなる。このことから市民に対し、災害の実態、避難者の状況、防災関係機関の活動状況
等の情報を積極的に提供し、市民の不安を除去することに努める。

(7) 保安対策

1) 危険物等に対する措置

①鉄砲・火薬類等の販売業者及び所有者に対し、窃盗や紛失事故等がないように、厳重な保管指
導に努めるとともに、家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委
託及び竜ヶ崎警察署での一時預かり措置を行う。

②石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては、関係機関との連携を図り、警
戒要員を派遣して、警戒区域内の立入り禁止制限及び避難誘導並びに広報等を実施し、危険物
による災害の未然防止と拡大防止に努める。

2) 経済事犯等に対する措置

商品の買占めや不当高価販売、土地家屋等の賃貸あるいは所有権をめぐる紛争等の事案発生
に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集や主管行政機関との連絡を緊密に行うと
ともに、悪質経済事犯については重点的な取締りを行う。

(8) 防災関係機関に対する協力

1) 消防活動に対する協力

火災発生等の場合における消防車両の通行の確保や警戒区域の設定等にあたっては、警備要
員を派遣して協力する。

2) 水防活動に対する協力

堤防、護岸の決壊、亀裂等が発生した場合は、必要な警備要員を派遣し、水防関係車両の優
先通行や警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。

3) その他

防災関係機関が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道路の応急復旧、救護等の活動に

第3章 地震災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策

対しては、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣して側面から支援する。

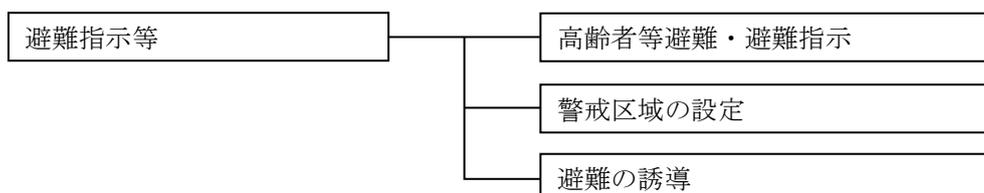
3 警備活動に対する援助要求

災害の規模が大きく、県内の警備要員、車両、航空機及び資機材をもって、対処できないときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣等、警察法第60条第1項に基づく援助要求を行う。

第2 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は、関係機関の協力を得て、市民の避難に関する指示及び避難準備情報を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

なお、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。



1 避難指示等

(1) 避難指示等

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する当該地域の住民は、避難場所等へ避難行動を開始 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・危険な場所から全員避難

1) 実施責任者

避難を要する地域住民に対する避難のための立ち退きの指示は、災害対策基本法第60条の規定により市長が発令する。

また、警察官、水防管理者（稲敷広域消防本部）、知事又はその命を受けた県職員、自衛官は、それぞれ法律にもとづき避難の指示を発令できる権限を有している。

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法令	避難指示を行なった場合の措置
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第60条	知事に報告
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条	市長に報告
			警察官職務執行法第4条	公安委員会に報告
知事又はその命を受けた職員	指示	洪水・津波・高潮	水防法第29条	区域を管轄する警察署長に通知
		地すべり	地すべり等防止法第25条	
水防管理者	指示	洪水・津波・高潮	水防法第29条	
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第29条（その場に警察官がない場合に限る）	市長に通知

2) 避難対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいるすべての者を指す。

3) 避難指示の基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- ① 地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき
- ② がけくずれ等の地変が発生し、又は発生する恐れがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はその恐れがあり、市民に生命の危険が認められるとき
- ④ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき

(2) 避難指示等の内容

避難の指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 1) 避難指示等の発令者
- 2) 避難の理由
- 3) 避難指示等の対象範囲
- 4) 避難場所
- 5) 避難の誘導者
- 6) 避難経路
- 7) 注意事項（戸締り、携行品、服装、火気など）
- 8) その他必要な事項

(3) 避難措置の周知

1) 関係機関への伝達

避難の指示及び避難準備（避難行動要支援者避難）情報を行った者は、おおむね以下により必要な事項を伝達する。

- ① 市長の措置
市長→県知事（防災・危機管理課）
- ② 警察官の措置
ア 災害対策基本法に基づく措置

警察官→警察署長→市長→県知事（防災・危機管理課）

イ 職権に基づく措置

警察官→警察署長→県警本部長→県知事（防災・危機管理課）→市長

③ 自衛官の措置

自衛官→市長→県知事（防災・危機管理課）

2) 住民への周知

避難指示等を発令した者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、メール配信、エリアメール等、X、LINE、防災アプリ、フェイスブック、Lアラート等の広報手段を活用し、直接市民に対し周知するとともに、報道機関の協力を得た広報も行うものとする。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫を施した呼びかけを行うものとする。避難の必要が無くなった場合も、同様とする。この場合、文書（点字板を含む）や掲示板による周知も行い、視覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

また、市民に伝達する場合は、次表のようにあらかじめ定めておき、非常事態の発生に際して混乱して戸惑うことのないようにする。

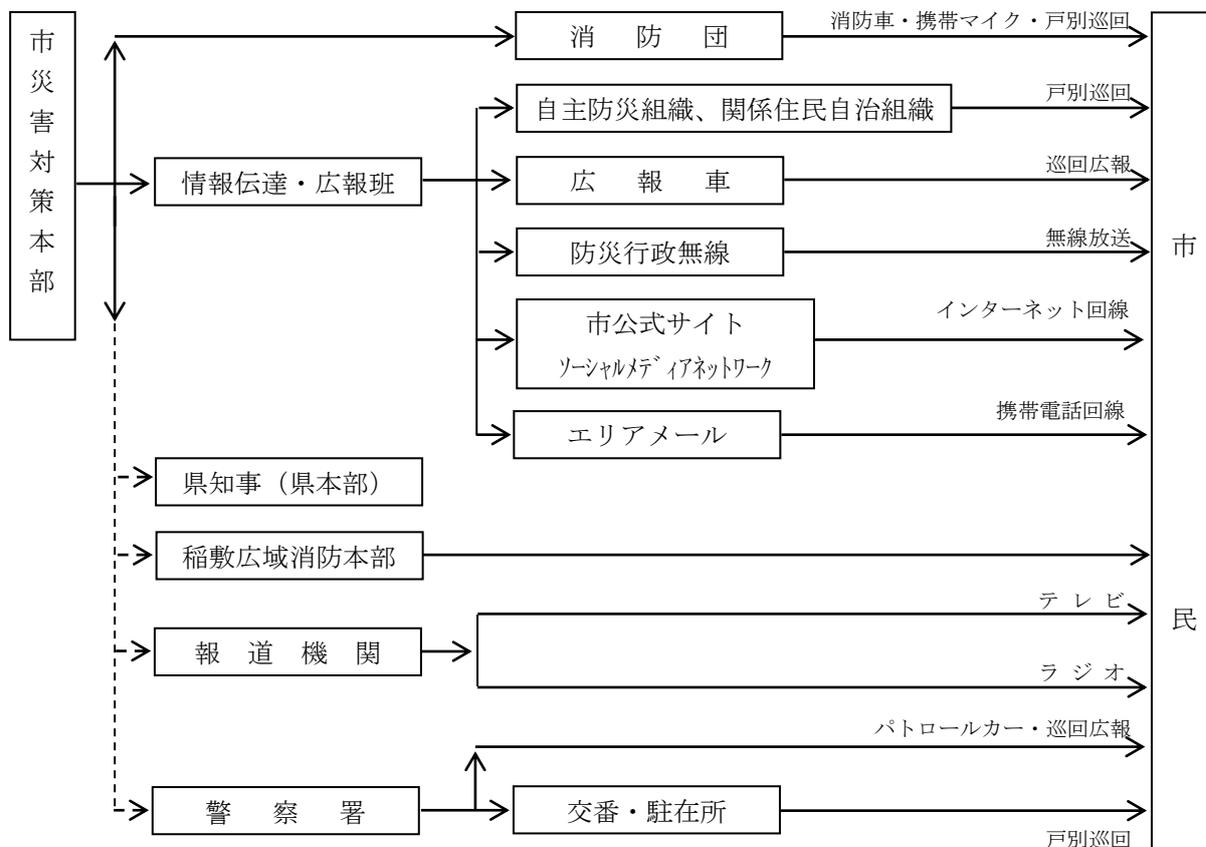
避難指示等の伝え方

項目	伝達内容
発令者	「龍ヶ崎市災害対策本部より、お知らせいたします」など
避難の理由	「先程の地震により〇〇付近から火災が発生しました。 △△方面に延焼が拡大する恐れがあり、大変危険ですので」など
避難の対象範囲	「〇〇地区の住民は」など
避難場所	「〇〇へ避難してください」など
避難の誘導者	「避難に当たっては、〇〇（警察官、消防団、市職員など）の指示に従ってください」など

避難の指示、誘導

- ◎ お知らせします。〇〇町周辺は、〇〇のため避難指示が出されました。
避難先は〇〇小学校です。戸締まりをして家族そろって早く避難してください。
- ◎ 現在、〇〇付近で水路から水があふれ、一部では床上浸水になっています。
大切なものは高い所に上げ、直ちに避難を開始してください。
付近の消防団員は安全に誘導して下さい。
また、近所の方は、互いに助け合って避難してください。
- ◎ ただいま、〇〇町一带に避難指示が出されました。
風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難してください。

龍ヶ崎市における避難指示等伝達系統



(注)-----は、連絡又は通知を示す

(4) 避難措置及び解除の措置

避難の指示等を発令した者は、避難措置及びその解除について次の通知事項をまとめ、報道機関の協力を得ながら市民へ発表すると共に、その旨を県に報告する。

また、市民への避難措置解除の周知は、避難措置発表時同様、防災行政無線、広報車等の広報手段を活用し、市民に対し周知する。避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

<p>【通知事項】</p> <p>①発令者 ②発令理由及びその日時 ③避難対象区域 ④避難場所又は避難所</p> <p>⑤その他必要な事項</p>

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命や身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又その区域から退去を命ずることができる（警戒区域設定権）。

この警戒区域の設定は、次の点で避難の指示（災害対策基本法第60条）と異なる。

- 1) 避難の「指示」が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は地域的にとらえて、立入りの制限・禁止・退去命令によって、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
 - 2) 警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使される。
 - 3) 警戒区域設定権に基づく、禁止・制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反者には、罰金又は拘留の罰則が科されるが（災害対策基本法第116条第2項）、避難の指示については罰則がない。
- (2) 警戒区域設定の周知
- 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導

(1) 避難の誘導

- 1) 避難者の誘導は、市職員、警察官、消防職・団員等が住民自治組織の長や自主防災組織のリーダーなどの協力を得て行う。誘導に当たっては、極力安全と統制を図る。市は、避難行動要支援者が避難できるよう、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。
- 2) 避難順位はおおむね次によるものとする。
 - ① 高齢者、乳幼児、障がい者等
 - ② 学童
 - ③ 上記以外の一般住民
 - ④ 防災従事者
- 3) 避難誘導にあたり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供に努める。避難者が自分で避難が不可能の時は、車両、救助用ロープ等を使用して行う。なお、被災地域が広大で大規模な避難が必要となり、市において処理できないときは県その他の機関に対して速やかに応援を要請するものとする。

(2) 避難経路の確保

避難経路は、市災害対策本部長から特定の指示がなされた場合については、その経路により指示する。特別の指示がなされないときは、避難指示等を発令した者が指定するが、状況により指定が困難なときは、特に指定しないこともある。

避難経路の指定に際しては、火災、落下物、危険物、パニックの危険のない経路を選定する。

また、可能な限り指示者が経路を事前に実際に確認すること。

避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができないときは、市災害対策本部を經由して避難路の確保（道路の啓開）を要請する。

(3) 指定緊急避難場所

- 1) 市で定めている指定緊急避難場所及び指定避難所は、第2章第2節第1及び第2章第3節第4に示した。これらの指定避難所を開設する前には、必ず各施設の被災状況を確認したうえで、誘導を実施する。
- 2) 地域ごとの避難場所及び指定避難所は、平常時より広報紙などにより市民に周知する。
- 3) 緊急避難路は、緊急避難場所及び指定避難所へ通ずる県道・幹線市道等とし、避難誘導等に際しては、あらかじめ被災状況等の沿道の安全性を確認する。

4 広域避難（広域一時滞在）

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

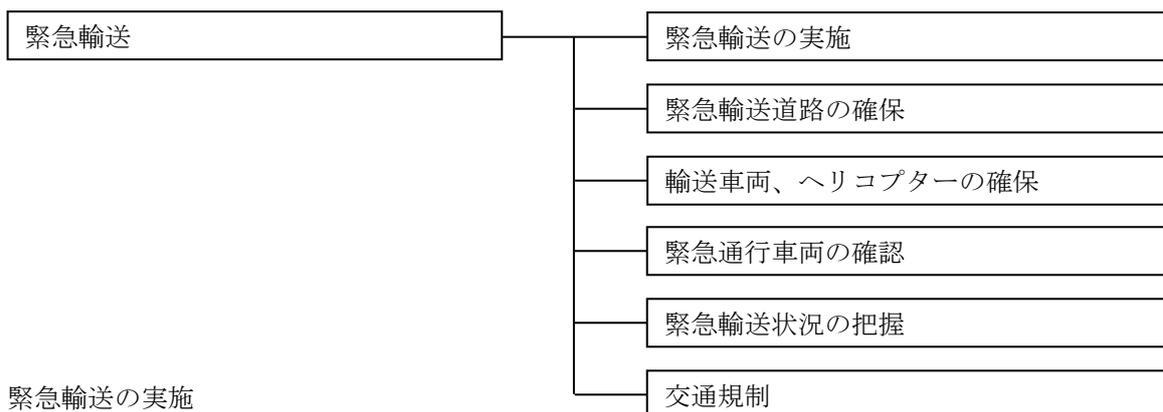
県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市から要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を当市に代わって行うものとする。

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

第3 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、運送事業者等連携し、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備や輸送体制の充実等を図るとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速かつ的確に実施する。



1 緊急輸送の実施

(1) 実施機関

- 1) 輸送の責任者には、市民経済部長があたる。
- 2) 市で必要とする車両等は、物資調達班が調達し、集中管理する。
- 3) 輸送の責任者は、交通関係施設等の被害状況及び復旧状況について、都市整備部と連絡を取り状況に応じた対応方法を考慮する。

(2) 優先順位

緊急輸送は、次の優先順位に従って行う。

1) 総括的に優先されるもの

- ① 人命の救助、安全の確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

① 第1段階（地震発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 市域外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- エ 市及び関係機関等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

② 第2段階（応急対策活動期）

- ア 上記（①）の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

③ 第3段階（復旧活動期）

- ア 上記（②）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急に道路交通を確保する道路

物資輸送や応急対策のために必要な道路としての条件は、

- 1) 市域外の地域及び他都市と、本市の要所を連絡できること
- 2) 有効幅員が広いこと
- 3) 正常な都市機能の早期回復に有利であること

などであり、これらを満たす路線として、市内の都市計画道路、幹線市道等のうちから選定する。

(2) 被害状況の把握

応急復旧班は市の管理する緊急輸送道路の被害状況を、把握する。

被害状況調査の対象施設及び調査要点は、次表のとおりとする。

対象施設		調査要点	
道路 構造物 本体	道 路	平坦道路	大きな路面陥没、き裂、路上障害物
		低盛土～高盛土	大きな路面陥没、路体沈下、流出
		斜面 切土のり面	大規模斜面崩壊、大きな路面決壊
	橋 梁	全 体	落橋
		橋 面	高欄、地覆のずれ又は折れ角、蛇行 縦断線形の折れ角 伸縮部のひらき、盛り上がり、段差
		橋梁上部工	不連続な（折れ）たわみ
		側面下部工	沈下、傾斜、大きなひび割れ、コンクリート剥離
	カルバート地下歩道	大きな路面陥没	
横断歩道橋	落橋、橋脚の大破損		
本体 以外	沿道施設	道路上への建築物等の大きな倒壊	
	占用施設	道路機能に大きな影響を与えていないか	
	その他	大規模な浸水、大規模火災、車両渋滞状況	

また、地震発生後の道路の状況を調査項目に留意のうえ、次表により5段階に分け把握して、図に示したうえ報告する。

被害程度	被害状況の概要	交通機能
被害なし	目視調査により特に被害が認められない場合	通行可
被害軽微	被害が軽微で通常の通行には支障がない場合	通行可
小被害	若干の被害はあるが通行は可能な場合	注意表示
中被害	ある程度の被害があり通常の通行が困難な場合	通行規制
大被害	通行ができない場合	通行止め

(3) 緊急輸送道路啓開の実施

応急復旧班は、上記(2)で把握した緊急輸送路の被害状況を、県工事事務所及び竜ヶ崎警察署へ連絡するとともに、啓開作業を実施する。また、国・県道については、各道路管理者が啓開作業を実施する。

総務班は、応急復旧班と調整のうえ、必要に応じて竜ヶ崎市建設業組合等に啓開作業を依頼する。

この際、作業の進捗状況及び完了予定等を把握して、市災害対策本部事務局に報告する。

3 輸送車両、ヘリコプターの確保

(1) 車両による輸送

1) 車輛の確保、調達

① 市有車両等の確保

ア 車両等の把握、配車については、物資調達班が行う。

イ 各部班において車両等を必要とするときは、用途、使用時間、台数等必要事項を添えて物資調達班に配車の要請をする。

ウ 物資調達班は、車両の要請があった場合は、配車計画簿（別表1）により使用車両等を決定し、速やかに配車する。

●配車計画簿（資料編 3-4-1）

② 市有以外の車両等の確保

市有車両等が不足する場合は、営業用、自家用車等を借上げるほか、必要に応じ関係機関に応援、協力を依頼するものとする。

(2) ヘリコプターによる輸送

また、状況に応じて物資投下地を定めておくものとする。

名 称	所 在 地
龍ヶ崎市小貝川市民運動公園（多目的広場）	川原代町 33 番地 1 地先
龍ヶ崎市小貝川市民運動公園（野球場）	
龍ヶ崎飛行場	半田町 3177
龍ヶ崎市総合運動公園 （たつのこフィールド）	中里 2 丁目 1-7
北竜台公園	小柴 1 丁目 10-4

また、状況に応じて物資投下地を定めておくものとする。

(3) その他の輸送手段

災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等により、車両又はヘリコプター以外による輸送手段についても考慮するものとする。

- 1) 鉄道による輸送
- 2) 舟艇による輸送
- 3) 人力による輸送

4 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

(1) 事前届出車両の確認

「緊急通行車両の事前届出・確認手続要領」により事前届出済の車両の確認は次により行われる。

- 1) 届出済証による確認申請の受理は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため、運転中の車両（道路交通法に限定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、竜ヶ崎警察署及び茨城県警察本

部交通規制課で行われる。届出書の「確認時記載欄」に必要事項を記載するとともに、届出済証を提出して、これと引換に標章及び確認証明書の交付を受ける。

●緊急通行車両確認証明書（資料編 3-4-2）

- 2) 届出済証の交付を受けている車両の確認申請を行った場合は、必要な審査は省略される。
- 3) 標章及び確認証明書の交付を受けたときは、標章を車両のダッシュボード等車両前面の見やすい場所に掲示する。また、緊急輸送等が終了した場合には、竜ヶ崎警察署又は茨城県警察本部交通規制課に返納する。

(2) その他の車両の確認

事前届出をしていない車両を緊急通行車両として使用する場合は、次により確認を求める。

- 1) 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は茨城県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。
- 2) 上記アにより確認したときは、知事又は茨城県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。
- 3) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。

なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、次のとおりである。



備考

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 緊急輸送状況の把握

市災害対策本部事務局は、県の設置する緊急交通路に関する情報伝達窓口にお問い合わせ、県道の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等を入手する。

6 交通規制

(1) 災害応急対策期

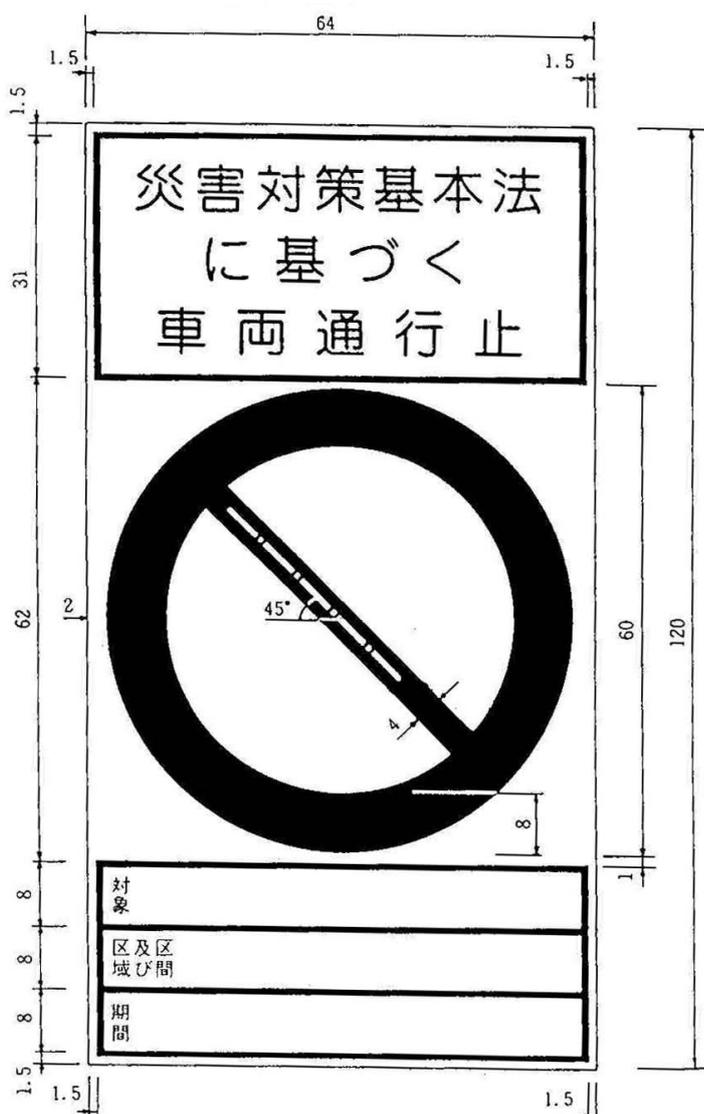
茨城県警察本部及び竜ヶ崎警察署の警察官、自衛官、消防吏員により次の措置がとられる。

① 被災地への流入車両の制限

震災発生直後において、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

② 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。



備考

- 1 色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

なお、県による被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次表のとおりである。

[緊急交通路指定予定路線]

	地区別	路線名
1	県北地区	常磐道（国道6号）
2	県央地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、51号）、東関東道
3	鹿行地区	国道51号、国道124号、国道355号
4	県南地区	常磐道（国道6号、国道294号、国道354号）、圏央道（国道354号、国道408号）、北関東道（国道50号）

注) 国道6号、50号、51号、354号及び国道408号は、常磐道、北関東道及び圏央道が使用不能の場合に緊急交通路として指定する場合である。

3) 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

4) 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立退き、撤去の広報、指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

5) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く住民に周知する。

(2) 復旧・復興期

茨城県警察本部、竜ヶ崎警察署により次の措置がとられる。

1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

2) 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路及び交通規制のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

3) 広報活動

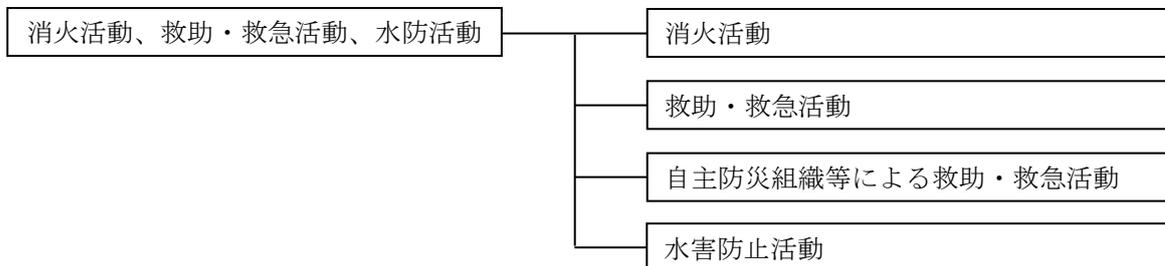
復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図る。

(3) 運転者のとるべき措置

- 1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ③ 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- 2) 避難のために車両を使用しないこと。
- 3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。
 - ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所。
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わないときや、運転者が現場にいないために措置することができなかつたときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動

地震発生による火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、市民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。



1 消火活動

(1) 消防機関（稲敷広域消防本部・龍ヶ崎市消防団）による消火活動

1) 消火活動の実施

稲敷広域消防本部は、「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防警防規程」及び「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防震災活動規程」に定める消防活動により、市域の消火活動を実施する。龍ヶ崎市消防団は、稲敷広域消防本部を支援し、消火活動を実施する。

2) 消防水利の現況

① 防火水槽

公設・私設防火水槽の現況

（令和7年1月1日現在）

容 量	数 量
40 立方メートル以上 60 立方メートル未満	412
60 立方メートル以上 100 立方メートル未満	15
100 立方メートル以上	3（飲料水兼用） 2（消火用）
合 計	432

② プール

火災時に水利として使用可能な市内のプールは、合計 15 基（学校 14 基）である。

(2) 自主防災組織等による消火活動

1) 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気、ガス、電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行う。

2) 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火及び延焼に関する警戒活動に努めるものとする。

2 救助・救急活動

(1) 消防機関（稲敷広域消防本部・龍ヶ崎市消防団）による救助・救急活動

稲敷広域消防本部は、「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防震災活動規程」により救助・救急活動を実施する。龍ヶ崎市消防団は次により救助活動に従事する。

- 1) 救助活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- 2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行う。
- 3) 被害状況により稲敷広域消防本部の到着が見込まれない場合、独自の判断で救出活動を実施する。
- 4) 要救出現場数が明らかに多く、消防機関等のみでは対応できない場合には、自主防災組織等市民の協力を得て対応する。

3 自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 水害防止活動

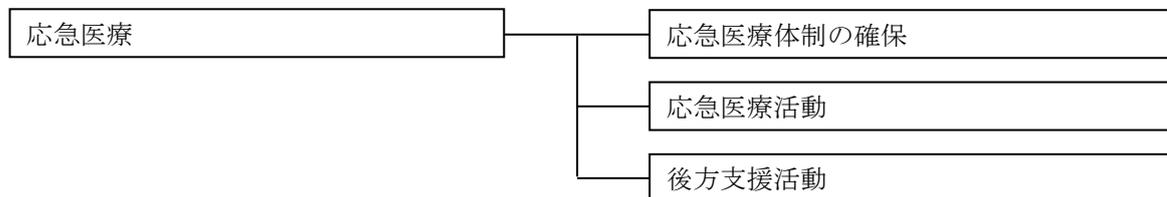
震災時における水防活動は、龍ヶ崎市地域防災計画一般災害編、稲敷広域消防本部水防計画、利根川水系県南水防事務組合水防計画及び国土交通省各河川事務所洪水対策計画書、茨城県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合、調整池、河川等の堤防、護岸の決壊による洪水の発生が予想されるので、市長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、管轄の水防管理団体、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難者及び被災者の救出に重点を置くものとする。

第5 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもと、一刻も速い医療救護活動を行う。



1 応急医療体制の確保

(1) 実施責任者

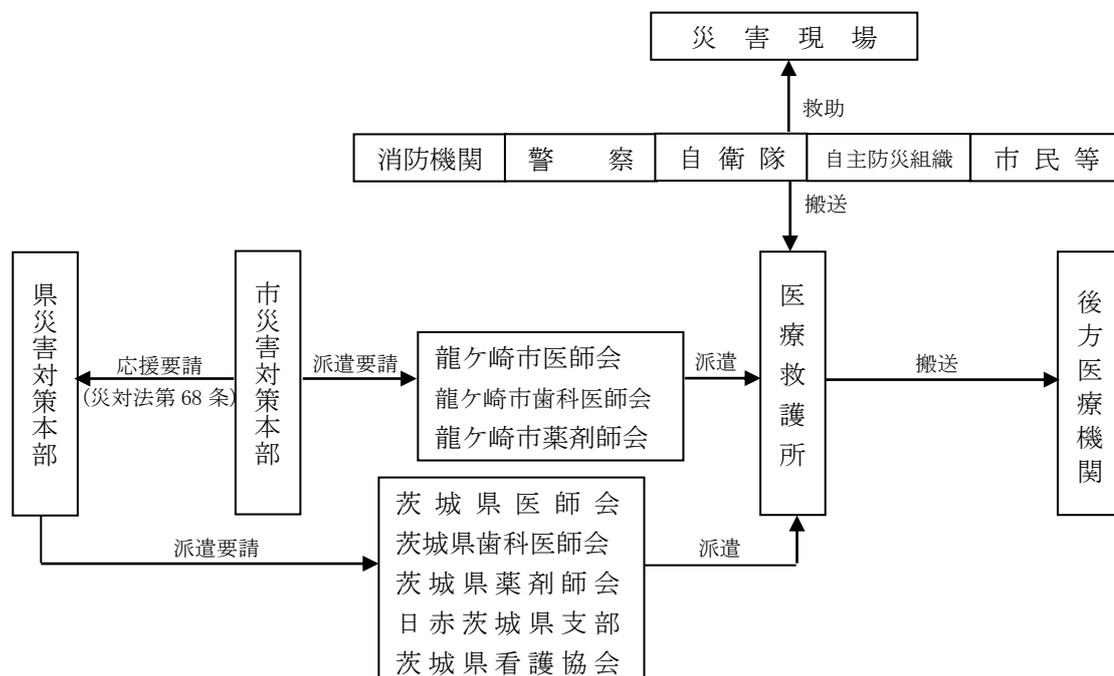
被災者に対する医療・助産は市長が実施責任者となり、救護班は龍ヶ崎市健康増進課（市役所保健福祉棟）に医療救護対策本部を設置し、医療救護班などの派遣を一般社団法人龍ヶ崎市医師会に要請するとともに、連絡調整など災害時医療の維持運営を関係機関の協力を得て実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事から委任されたとき又は知事による救助の暇がないときは、知事の補助機関として市長が行う。

(2) 応急医療体制の確保

1) 全体の体制

医療救護活動の実施体制は、この図による。



2) 情報収集

救護班は、次の項目について情報を収集する。

① 市内の病院及び防災協力医療機関からの情報収集

- 医師・看護師等の医療スタッフの状況
- 施設損壊状況……建物、医療機器類、備蓄等
- 患者受入れ体制……収容・手術等の可否

② 消防機関からの情報収集（被害状況…重点地域、二次災害等）

- ③ 医療救護所への医師等医療スタッフの出動配置体制の状況及び医療資機材の配備状況
- ④ 重症者等の受入れ可能な被災地外の病院の把握
 - クラッシュ症候群等重症者
 - 人工透析患者

2) 人員及び医療スタッフの協力要請

救護班は、災害時の医療救護活動に関する協定（平成14年3月5日）に基づき、一般社団法人龍ヶ崎市医師会に出動を要請する。また、災害の程度により県、自衛隊、日本赤十字社等へ協力を要請し、応急医療体制を確保する。

3) 医療救護班の編成及び医療救護所の設置

救護班は、出動した医療スタッフ等により、医療救護班を編成し、次の様式により連絡方法を明確にしておくとともに、医療救護所設置予定場所を把握しておくものとする。医療救護所は、学校等の避難所、病院とする。医療救護班は、医師、看護師、事務係（医療技術者その他の補助要因を含む）により構成する。

医療救護班編成表

班名	班長氏名	編成内容	連絡方法	備考
				出動時における医療品の準備等を記載

医療救護所設置場所

名称（場所）	収容能力	協力員数	場所の調達連絡先			備考
			責任者氏名	住所	電話	

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

市内の医療機関等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、医療救護所へ出動する医療スタッフを指定するものとする。

医療施設内で応急医療活動に携わる者は、トリアージ（治療における優先順位による患者の振り分け）を効果的に実施する。

(2) 医療救護班による医療活動

1) 医療救護所の活動

活動時期等		内容
初動期	発災から48時間	できる限り多数の患者を後方医療機関へ転送するために必要な最小限の治療を施す。
	48時間以降	収容患者のうちから、増悪患者を早期に発見し、緊急処置を実施する。

その他状況を勘案しながら、次の活動を行う。

- ① 既存慢性疾患に対する不安除去への対応
- ② 悪条件下での肉体的、精神的ストレスに対する対応
- ③ 防疫対策への支援

2) 後方医療機関の活動

- ① 転送された重傷者の受入れ
- ② 特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療（慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等）

3) 搬送（転送）活動

重傷者等の後方医療機関への搬送（転送）は、原則として稲敷広域消防本部が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

- ① 近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。
- ② 遠距離及び道路の破損等の場合は、県若しくは自衛隊等のヘリコプターによる。
- ③ 医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。
- ④ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医薬品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。

また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける（第2章第3節第3参照）。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

3 後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保

1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。この際、稲敷広域消防本部は県により提供される県全域の救急医療施設の応需情報を基に、応需可能な医療施設を選定する。

2) 被災病院等の入院患者の受入れ

県及び市災害対策本部は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により、被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

(2) 搬送体制の確保

1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンター及び県保健医療部現地対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて稲敷広域消防本部又は市災害対策本部に対し救急自動車、

ヘリコプター等の出動を要請する。

2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合は、県又は市災害対策本部が輸送車両の確保に努める。

(3) 医療ボランティア活動

1) 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

救護班は、竜ヶ崎保健所等を通して、医療ボランティアの登録状況を把握し、医療救護所又は後方医療施設へ振り分ける。

2) 活動内容

医療ボランティアの活動内容は次のとおり。

① 医師・看護師

ア 医療救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。

イ 被災地の医療機関において医療活動を行う。

ウ 後方医療施設において医療活動を行う。

② 薬剤師

ア 医療救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。

イ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

③ 保健師

ア 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。

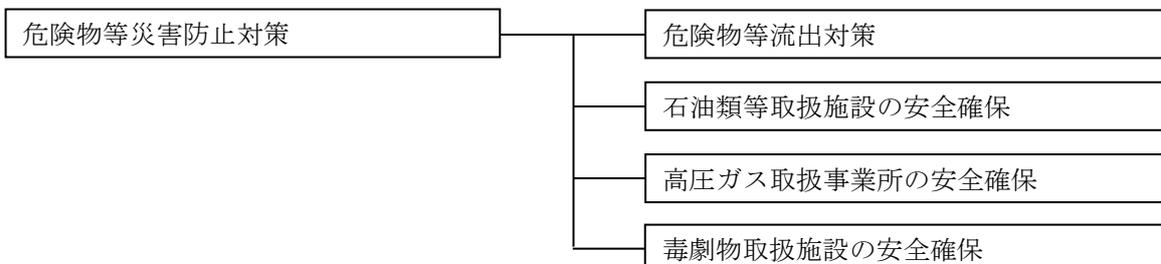
④ 歯科医師・歯科衛生士

ア 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

⑤ その他

第6 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。



1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、市災害対策本部及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市災害対策本部、稲敷広域消防本部及び竜ヶ崎警察署に通報するとともに、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 市の対応

市災害対策本部は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、稲敷広域消防本部に対し、速やかに被害状況等について報告を求めるものとし、その結果を県に報告する。

(4) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市災害対策本部、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

2) 市

市災害対策本部は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油類等取扱施設の安全確保

市又は稲敷広域消防本部は、危険物施設等の関係事業者に対し、地震が発生した場合には、関係施設の緊急点検を直ちに実施するよう指導するものとする。

(1) 事業者

危険物施設等の関係事業者は、地震発生時には、直ちに下記の項目について緊急点検を実施するとともに、その結果等により、危険物等による火災、危険物等の漏出その他の異常現象を発見した場合は、直ちに災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講ずるとともに、その旨を市災害対策本部、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署に通報するものとする。

- 1) 危険物等の漏洩の有無
 - 2) 関係施設の損傷の有無
 - 3) 関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無
 - 4) その他必要な事項
- (2) 市の対応

市災害対策本部は、危険物取扱事業者から、危険物流出等の通報を受けた場合には、稲敷広域消防本部に対し、消火・救出救助・広報活動の速やかな実施及び被害状況の調査・報告を求めるものとする。

- (3) 消防署及び警察署

稲敷広域消防本部は、危険物取扱事業者からの通報又は市災害対策本部からの要請を受けたときは、「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防警防規程」及び「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防震災活動規程」等により、消火・救出救助活動等を実施する。

3 高圧ガス取扱事業所の安全確保

- (1) 事業者

高圧ガス事業所の関係事業者は、地震発生時には、直ちに下記の項目について緊急点検を実施するとともに、その結果等により、可燃性ガス等による火災、ガスの漏出その他の異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を市災害対策本部、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署に通報するものとする。

- ①ガス漏洩の有無
- ②関係施設の損傷の有無
- ③関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無
- ④その他必要な事項

- (2) 市の対応

市災害対策本部は、高圧ガス取扱事業者から、危険物流出等の通報を受けた場合には、稲敷広域消防本部に対し、消火・救出救助・広報活動の速やかな実施及び被害状況の調査・報告を求めるものとする。

- (3) 消防署及び警察署

稲敷広域消防本部は、高圧ガス取扱事業者からの通報又は市災害対策本部からの要請を受けたときは、「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防警防規程」及び「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防震災活動規程」等により、消火・救出救助活動等を実施する。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

- (1) 事業者

毒物劇物製造業者等は施設及び設備等の被災状況を把握し、市災害対策本部、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署、竜ヶ崎保健所にその状況を連絡するとともに毒物及び劇物の漏洩、流出の拡大を防止する。また、毒物劇物製造業者等は関係機関と連携し、自衛消防組織により、毒物及び劇物による火災発生を防止する。

第3章 地震災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第6 危険物等災害防止対策

(2) 市の対応

市災害対策本部は、毒劇物取扱事業者から、毒劇物流出等の通報を受けた場合には、稲敷広域消防本部に対し、消火・救出救助・広報活動の速やかな実施及び被害状況の調査・報告を求めるものとする。

(3) 消防署及び警察署

稲敷広域消防本部は、毒劇物取扱事業者からの通報又は市災害対策本部からの要請を受けたときは、「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防警防規程」及び「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防震災活動規程」等により、消火・救出救助活動等を実施する。

第7 燃料不足対策

災害の発生に伴い、本市への燃料供給が滞る事態が発生した場合は、茨城県石油商業組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設に対し、燃料の優先供給を実施し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時に応急対策の実施及び市民生活に必要な施設及び車両の燃料を確保するため、茨城県石油商業組合龍ヶ崎支部と「災害時における燃料供給等に関する協定」を締結し、これに基づき燃料の調達供給を実施する。

また、併せて、茨城県石油商業組合龍ヶ崎支部や市の情報連絡体制を確立しておく。

2 重要施設・災害応急対策車両への燃料供給

(1) 重要施設・災害応急対策車両等への燃料供給

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電施設を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うものとするが、不測の事態により燃料等の不足が生じた場合は、市に対し燃料物の種類・数量を示し優先供給を依頼するものとする。

市は、重要施設等の管理者からの燃料等の優先供給依頼が適当と認められる場合、茨城県石油商業組合に対し、災害時の民間事業者等による燃料優先供給依頼を文書により行うものとする。

茨城県石油商業組合は、市からの要請に基づき、民家事業者等に燃料優先供給を実施するものとする。

(2) 災害応急対策車両専用・優先給油所

市からの要請に基づき、茨城県石油商業組合が災害応急対策車両専用・優先給油所を指定する場合は、その旨を明示し、混乱が生じないよう周知を図るものとする。

第5節 被災者生活救援

第1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急対策並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

被災者の把握

避難者、疎開者、自宅被災者の把握

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

避難所班は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等を登録する登録窓口を各避難所に設置し、被災者生活再建支援システムを運用し避難所の管理等を行う。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 避難者等の調査の実施

1) 調査の実施

避難所班は、避難所の開設・食料・水・生活必需品等の把握、被災者に関わる事項の調査を効率的に実施する。この際、調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめマニュアル化しておくものとする。

2) 調査結果の報告

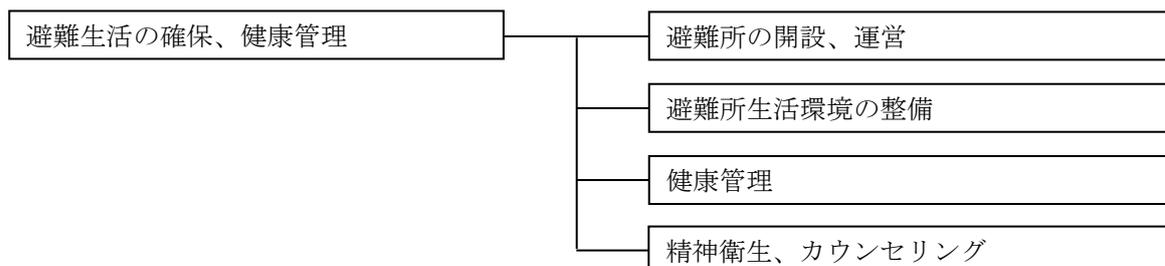
避難所班は上記1)による調査結果を市災害対策本部事務局に報告する。

市災害対策本部事務局は調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

3) この他、避難所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握にも努めるものとする。

第2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾患や食中毒の発生、あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。また、女性への配慮や要配慮者への配慮が必要である。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。



1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

●避難所関係様式（資料編 3-5-1）

1) 開設場所

避難所は、指定避難所に開設する。ただし、指定避難所に収容することが困難な場合や特別の理由がある場合は、次の場所に避難所を開設する。

① 順位

指定避難所を除く開設の順位は、次のとおりとする。

ア 既存の他の公共施設（建築物）

イ 既存の市の公園及び公共用地（テント等による野外仮設）

② 条件

ア 災害後において施設として使用可能であること。

イ 給水、給食等の救援活動が容易であること。

2) 避難所収容対象者

① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

② 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者

③ 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

3) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び仮設住宅の建設状況等を勘案し、知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受け施設管理者との調整により延長できるものとする。

この場合、教育施設にあつては、応急教育の実施に充分配慮し、支障のないよう調整を行う。

4) 避難所開設の要請

市災害対策本部事務局は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

5) 開設状況の報告

① 避難所勤務職員

避難所班は避難所の収容者名簿報告書（別紙様式第1号）を作成し、開設後、直ちに市民生活部長へ被災者生活再建支援システム又は伝令により報告する。又、避難所設置及び収容状況を別紙様式第2号により毎日市民生活部長へ報告する。

② 市災害対策本部事務局

市災害対策本部事務局は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

なお、避難所を閉鎖したときは、閉鎖施設名、閉鎖日時を県に報告する。

(2) 避難所の運営

1) 市職員の役割

避難所勤務の市職員（原則として1避難所につき2人を配置）は、市民、災害ボランティア及び警察官（医療救護所を併設する避難所にあつては医師等を含む。）の協力を得て、次の事項を実施する。詳細については、避難所運営マニュアルによる。

① 負傷者に対する応急の救護及び搬送（本章第4節 第5 応急医療に別掲）

② 避難した者の掌握

③ 避難所周辺の火災等の状況の確認

④ 避難した者への情報の伝達

⑤ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引渡し

⑥ その他避難所運営に当たっての留意事項

ア 避難所の自治組織の結成を促し、避難者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。

イ 可能な限り避難所間において連絡を取り合い、保管物品等で融通し合える物品等の情報交換を行い、柔軟な対応を行う。

ウ 避難所内の衛生管理に特に注意し、措置が必要と思われるときは、市民生活部長の指示を仰ぐ。

エ 原則として、食糧その他の物資の配分については、ボランティア等の協力を得て公平に行う。

オ 施設管理者と避難者の代表、自主防災組織の代表、ボランティアの責任者との連携を図り、避難所運営会議を開催するとともに、避難所の平穏かつ融和が図られるよう運営に努める。

カ 上記会議における要望等は、速やかに取りまとめの上、市民生活部長に報告する。

キ 必要物品等については、開設状況の報告に準じて施設名、収容人員及び世帯数と合わせ市

民生活部長に報告する。報告の回数は、原則として、1日1回とする。ただし、必要数等に大幅な変更がある場合は、随時とする。

- ク 市民生活部長との連絡を密にし、各避難所間に格差が生じないように努める。
- ケ 避難の長期化等必要に応じて、女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に充分配慮するよう努める。
- コ プライバシーの保護
- サ 男女双方の視点
 - ・女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室
 - ・生理用品・女性用下着の女性による配付
- シ 避難所の安全性の確保
 - ・巡回警備や防犯ブザーの配布

2) 自主防災組織等の役割

災害発生時には、自治体は被害情報の集約や発信、必要な物資・食料の確保、危険箇所への対応等におわれるため、避難所に十分な数の職員を配置できなくなる。これらのことから、避難所の運営は地域の自治組織や自主防災組織等で運営していただくよう調整する。

3) 施設管理者の役割

避難所の施設管理者は、避難所の開設及び避難した者に対する救援活動に協力するものとする。また、災害対策本部から派遣される職員が到着するまでは、避難所の管理を行う。

4) 避難所運営のための組織

① 市

- ア 原則として避難所班が避難所を運営する。1避難所に2人の市職員を配置する。この際、MCA無線を携行する。教育保育対策班は、積極的に避難所班の避難所運営を補佐する。
- イ 原則として、各避難所に負傷者搬送、要配慮者支援、物資搬入、仕分け（配分）、保管及び炊出しに係るボランティアを派遣する。
- ウ 災害対策本部長は、必要に応じて竜ヶ崎警察署長に対し警察官の配置を要請する。

② 避難した市民

特に避難生活が長期化する場合、自治組織を結成して、自発的に避難所勤務職員に協力して、避難所の運営に参加する。

③ ボランティア

各ボランティアグループは活動分野別に、責任者等の指示の下、避難所勤務職員に協力して避難所運営に当たる。

5) 避難所運営組織の役割

① 避難所運営会議

〔施設管理者、避難所勤務職員、避難者の代表、自主防災組織の代表、ボランティアの責任者〕

- ア 災害対策本部から情報の伝達
- イ 避難所生活でのルールの徹底(掃除、ごみの処理、トイレ清掃及び外部からの問合せ等)
- ウ 避難者からの要望等を避難者の代表が取りまとめて提出
- エ 必要な作業内容等の確認
- オ 避難所運営に必要な機材(洗濯機、掃除機等)の使用の了解
- カ その他避難所運営に関する事項等

② 避難者

避難者の代表は、避難所運営会議の内容を他の避難者へ伝達する。その他の避難者は、でき

る限り清掃や物品配分、給食・給水等を分担し、避難所勤務職員と協力して避難所運営に参加する。

③ ボランティア

ボランティアは次のような作業を分担し、避難者の生活を援助する。

ア 負傷者の搬送

イ 要配慮者の支援

ウ 物品搬入・配分・保管

エ 炊き出し

6) 糧集積地の指定及び管理

本部長が決定した食糧の集積地を予め設置し、これを活用して調達した食糧の集配を、効率的に行うよう努める。

また、食糧の集積地では、集積地ごとに市職員やその他防災関係機関の職員を管理責任者及び警備員として配置、食品管理の徹底に努める。

(3) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- 1) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- 2) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- 3) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- 4) 要配慮者への配慮
- 5) プライバシーの保護
- 6) その他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項

(4) 福祉避難所等の設定

- 1) コミュニティセンター等を福祉避難所として指定し、避難行動要支援者を優先的に避難させる。また、龍ヶ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プランにより、福祉施設の入所基準に該当する避難行動要支援者は、民間事業者が運営する施設（特別養護老人ホーム等）と調整し避難させる。

(5) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

インフルエンザ等の感染症予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気、トイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

2 避難所等における生活環境の整備

(1) 避難所等における衛生環境の維持

避難所班は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、医師、保健師等の巡回や、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策などを講じるよう努めるものとする。

また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配

布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市町村は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

3 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

1) 救護班は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談を行う。

2) 救護班における活動については、「龍ヶ崎市災害時保健活動マニュアル」に基づき、状況に応じた活動を実施する。

3) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

(2) 被災者の精神状態の把握

1) 救護班は県が竜ヶ崎保健所に設置するこころの健康相談窓口を市民に広報し、被災によって生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症（示している）する（した）者（被災者）及びPTSDによる不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行う。

2) 教育保育対策班は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

3) 教育保育対策班は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要配慮者のリストアップ

救護班は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

1) 支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

2) 救護班は、県と協力して症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(5) 救護班は、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。また、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓症/肺塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

(6) 避難所班は、継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、救護班と連携して適切に対応する。

4 精神衛生、カウンセリング

(1) 心の救護所の設置及び救護活動の実施

救護班は、竜ヶ崎保健所に設置されるこころの健康相談窓口に協力する。

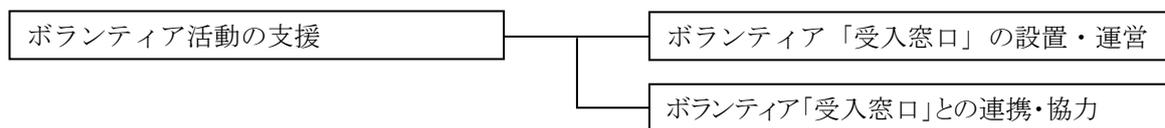
心の救護所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことが実施される。

- 1) 第一段階
 - ① 心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動
※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療
- 2) 第二段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）
 - ② 継続的な対応が必要なケースの把握、対応
- 3) 第三段階
 - ① 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動
 - ② PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応
- (2) 救護班は、竜ヶ崎保健所と連携し、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。
- (3) 救護班は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、竜ヶ崎保健所と連携し災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を作成し、被災者に配布する。
- (4) 精神科救急医療の確保
救護班は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者を受け入れるための病床の状況について竜ヶ崎保健所より情報を入手するとともに、必要な市民に情報を提供する。

第3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合、地震災害応急対策を迅速かつ確に実施するためには、市災害対策本部、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市災害対策本部は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。



1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと。

区 分	項 目	ページ
医 療	第3章 第4節 第5 応急医療 3 後方支援活動 (3) 医療ボランティア活動	133
語 学	第3章 第5節 第6 避難行動要支援者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策(5) 語学ボランティア「受入れ窓口」との連絡調整	157
アマチュア無線	第3章 第2節 第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用	95

(1) 受入体制の確保

要支援者対策班は、龍ヶ崎市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに要請して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入窓口」の運営

1) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

龍ヶ崎市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 被災者ニーズの把握、市災害対策本部からの情報収集
- ② ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティア連絡会議の開催
- ⑥ 市災害対策本部との連絡調整
- ⑦ ボランティア活動のための地図及び在宅避難行動要支援者のデータ作成・提供
- ⑧ ボランティア活動保険の加入手続き
- ⑨ その他被災者の生活支援に必要な活動

2) 災害ボランティアセンター配置職員の活動

要支援者対策班が、災害ボランティアセンターへ配置する職員の主な活動内容は、次に示すとおり。

- ① 市災害対策本部からの情報提供
- ② 市災害対策本部へのボランティア割り振り状況等の報告
- ③ 市災害対策本部へのボランティア連絡会議等の結果報告
- ④ 市災害対策本部へのボランティア受付窓口の広報依頼
- ⑤ その他市災害対策本部との連絡調整

2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力

(1) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) 活動拠点の提供

要支援者対策班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

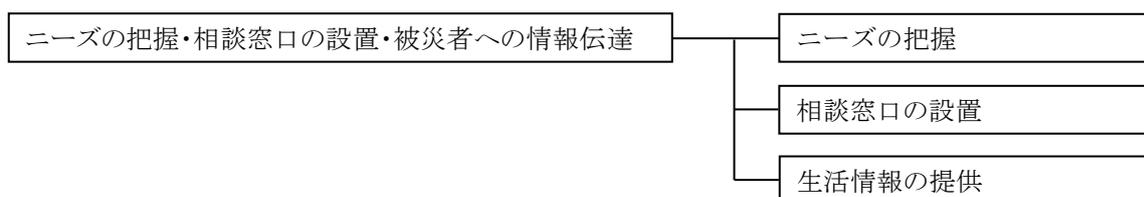
(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成を行うものとする。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。このため、被災者のニーズを十分に把握し、地震の被害、余震の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。



1 ニーズの把握

(1) 被災者ニーズの把握

避難所班は、各避難所で開催する避難所運営会議で出されるニーズを避難所勤務職員からの報告により集約する（「本節 第2 避難生活の確保、健康管理 2 避難生活環境の整備」）。特に把握すべき事項は次のとおり。

- 1) 家族、縁故者等の安否
- 2) 不足している生活物資の補給
- 3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- 4) メンタルケア
- 5) 介護サービス
- 6) 家財の持ち出し、家の片付け、引越し（荷物の搬入・搬出）
- 7) 女性への配慮（更衣室、授乳室、洗濯物の干し場の設置等）

(2) 避難行動要支援者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、要支援者対策班、避難所班、県職員、民生委員・児童委員、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- 1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- 2) 病院通院介助
- 3) 話相手
- 4) 応急仮設住宅への入居募集
- 5) 縁故者への連絡
- 6) 避難行動要支援者への連絡

(3) インターネット等によるニーズの把握

メール配信、フェイスブック、X、LINE、防災アプリ、エリアメール、その他インターネット等マルチメディアを活用し、市民やボランティア団体が発信する情報から、市民のニーズの把握に努める。

2 相談窓口の設置

相談窓口班は、被災者の多種多様な悩みに対応するため、被災者相談窓口を設置し運営する。被災者相談窓口は、市民からの問い合わせが多いと思われる内容に関係する各課から1名程度の人員を担当とし、市民の相談に対応する。

さらに、被災者のニーズに応じて、相談窓口には関係団体、業界団体、ボランティア組織等からも、人員の派遣を得て相談窓口を運営する。また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

予想される市民の相談内容は次のとおり。

- 1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- 3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- 4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 5) 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- 6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- 7) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 8) 消費（物価、必需品の入手）
- 9) 教育（学校）
- 10) 福祉（身体障がい者、高齢者、児童等）
- 11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- 12) 廃棄物（ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体）
- 13) 金融（融資、税の減免）
- 14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- 15) 手続き（り災証明、死亡認定等）
- 16) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

3 被災者への情報伝達

情報伝達・広報班は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

(1) 放送メディアへの情報提供

情報伝達・広報班は、市域の被災者のために有意義な情報を提供するため、県内のラジオ局等放送機関の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) インターネット等の活用

情報伝達・広報班は市域の被災者のために有意義な情報を提供するため、龍ヶ崎市公式ホームページ、メール配信、フェイスブック、X、LINE、防災アプリ、エリアメール、音声一斉伝送サービス等マルチメディアの活用やインターネットポータル会社の協力を得て、生活情報の提供を行う。

(3) 避難所等への情報提供

情報伝達・広報班は、避難所に対する文書情報の同時提供のため、東日本電信電話㈱、電器メ

第3章 地震災害応急対策計画

第5節 被災者生活救援

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

一カー等の協力を得て、ファクシミリを活用した定期的な生活情報の提供を行う。

また、様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。この際、電話、ファクシミリ等が不通の場合は MCA 無線機を積極的に活用する。

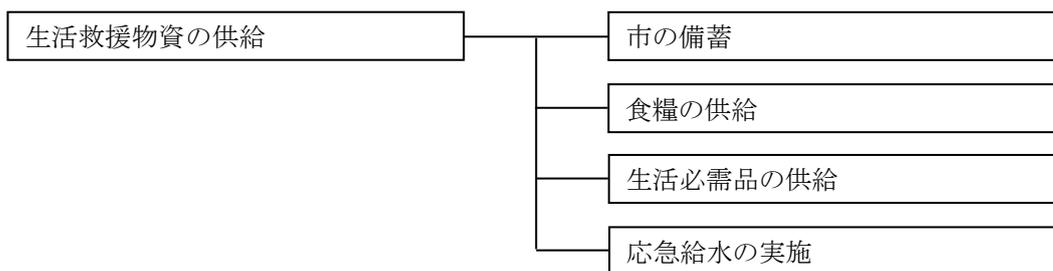
(4) 広報紙「りゅうほー」の活用

情報伝達・広報班は、広報紙「りゅうほー」に、被災者が必要とする生活情報や市災害対策本部からの連絡事項等を記載して、市民に配布する。この場合「りゅうほー」は、通常時の発行間隔に関係なく、随時発行する。

第5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者などに対しても物資が提供されるよう努めるものとする。



1 市の備蓄

市災害対策本部は、災害が発生し食糧等の供給が必要な場合は、市が備蓄している食糧、飲料水及び生活必需品を提供する（第2章 第3節 第4 被災者生活支援のための備え）。

(1) 公的備蓄

災害対策本部は、被災者支援のために必要があると判断したときは、各備蓄拠点（小中学校）である避難所施設管理者、避難所班により、市の備蓄食糧等を被災者に配布する。

(2) 流通在庫備蓄

物資調達班及び飲料水確保班は、被災者支援のために必要があると判断したときは、食料・飲料水等の提供について調整し、提供を関係機関等に依頼する。

2 食糧の供給

(1) 食糧の調達

1) 品目及び調達の方法

物資調達班は、市の備蓄で不足する場合の食糧の調達を次により行う。

品 目	調 達 方 法
米 穀	① 市内の米穀卸売業者及び小売業者から購入する。 ② 上記で不足する場合は、県知事を通じて農林水産省農産局に対して災害救助用米穀の供給を要請する。
パン・弁当	① 市内の製造業者に製造を依頼して購入する。 ② 食品の調達に関する協定により購入する。
副食・調味料	① 食品の調達に関する協定により購入する。
義援物資のうち の食糧品	① 物資調達班は、避難行動要支援者対策班と調整して、ボランティアの協力を得て主食及び副食に仕分ける。
乾 パ ン	① 炊出し等による供給までの間、市の備蓄を供給する。 ② 災害救助法適用時は知事から政府食糧を受領する。

2) 県、相互応援協定自治体、近隣市町村への協力の要請

災害対策本部は、市域が多大な被害を受けたことにより、市独自では食糧の供給の実施が困

難と認めるときは、県、相互応援協定自治体、近隣市町村に協力を要請する。

3) 食糧の輸送

- ① 物資調達班は、市内輸送業者に食糧の輸送を依頼する。
- ② 上記1)により購入した食糧は、購入先に輸送を依頼する。
- ③ 市災害対策本部事務局は、上記①②において、食糧の輸送が困難な場合には、県、自衛隊及びボランティア等に食糧の輸送を要請する。

(2) 食糧の供給

1) 供給の場所

食糧の供給は、原則として、小学校を拠点とする指定避難所等で実施する。

2) 供給の方法

- ① 避難所ごとの必要数は、避難所勤務職員が避難者の協力を得て把握し、供給する。
- ② 避難所に避難していない被災者（以下、自宅被災者という。）に対する供給の必要数は、供給拠点を自宅被災者に広報することにより、自宅被災者の申し出によって把握する。

3) 炊出しの対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等のため炊事ができない者
- ③ 住家の被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- ④ 旅館等の宿泊人及び一般家庭の来訪者

4) 炊出し等の実施の方法

- ① 食品の供給は、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。
- ② 炊出しによる供給は、ボランティア等の協力を得て、各避難所に実施する。

3 生活必需品の供給

(1) 生活必需品の調達

物資調達班は、生活必需品の調達を行う。この際、企業等からの義援物資の品目と同種のものとなる可能性が大きいとため、避難所班との連携のうえ実施する。

なお、以下の生活必需品には、義援物資も含むものとする。

1) 品 目

寝 具	毛布等
日用品雑貨	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ごみ袋、バケツ、軍手、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
衣 料 品	作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等、軍手
炊 事 用 具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
食 器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
光 熱 材 料	ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
そ の 他	ビニールシート等

2) 調達の方法

市の備蓄分を使用し、市の備蓄で不足する場合の調達を次により行う。

- ・生活必需品の提供に関する協定により、市内の販売業者から購入する。
- ・製造業者から直接購入する。

3) 県、相互応援協定自治体、近隣市町村への協力の要請

災害対策本部は、市域が多大な被害を受けたことにより、市独自では生活必需品の供給の実施が困難と認めるときは、県、相互応援協定自治体、近隣市町村に協力を要請する。県は、この時、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

4) 生活必需品の輸送

- ① 物資調達班は、市内輸送業者に生活必需品の輸送を依頼する。
- ② 上記2)により購入した生活必需品は、購入先に輸送を依頼する。
- ③ 災害対策本部事務局は、上記①②において、生活必需品の輸送が困難な場合には、県、自衛隊及びボランティア等に生活必需品の輸送を要請する。
- ④ 義援物資等、市へ直接送られる生活必需品等は、文化会館に搬入し、ボランティア等の協力を得て仕分けを行う。

(2) 生活必需品の供給

1) 供給の場所

生活必需品の供給は、原則として、小学校を拠点とする指定避難所で実施する。

2) 供給の方法

- ① 各避難所の必要数は、避難所班が避難者の協力を得て把握し、供給する。
- ② 自宅被災者に対する供給の必要数は、供給拠点を自宅被災者に広報することにより、自宅被災者の申し出によって把握する。ただし、身体障がい者等の拠点まで来ることの困難な被災者に対しては、ボランティアの協力を得て、避難行動要支援者対策班が把握し供給する。
- ③ 供給拠点における生活必需品等の仕分け等は、ボランティア等の協力を得て行う。

3) 手配する品目の優先順位

時期別に要求される品目の変化に迅速に対応するため、予想される変化を示し、また、発災後からの時期別に手配する品目の優先順位は、次によるものとする。

時 期	品目等	手配する品目の優先順位及び予想される品目の変化
初 動 期 発災から3日目まで		① 簡易トイレ ② 毛布又は布団 ③ 下着（男性用、女性用、子供用） ④ ほ乳ビン ⑤ 生理用品、紙おむつ ⑥ 懐中電灯、ローソク・マッチ、乾電池 ⑦ トイレットペーパー
混乱継続期 4日目から7日目まで		① 下着（男性用、女性用、子供用）、防寒着（冬期）、雨具 ② 風邪薬等医薬品（第2章第3節第3 医療救護活動への備えを参照） ③ ごみ袋 ④ テント、ビニールシート ⑤ 暖房器具（冬期）、うちわ（夏期） ⑥ タオル、手拭、せっけん、歯ブラシ等 ⑦ トイレットペーパー
救 援 期 8日目以降		① 炊事道具 ② 外着（作業着、靴下、運動靴、軍手等） ③ LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ ④ 食器 ⑤ 洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ等 ⑥ ティッシュペーパー、ウェットティッシュ ⑦ トイレットペーパー

4 応急給水の実施

(1) 応急給水資機材の調達

1) 茨城県南水道企業団

茨城県南水道企業団は、所有する給水車・応急給水資機材（ポリ容器、飲料水携行袋等）を、応急給水用として備蓄する。この他に新規に購入等による応急給水資機材を合わせて龍ヶ崎市域分の品目及び数量を飲料水確保班に連絡する。

2) 飲料水確保班

飲料水確保班は、茨城県南水道企業団の所有する給水車、応急給水資機材で、龍ヶ崎市域分の品目及び数量を、茨城県南水道企業団に確認し、市が所有する車載型給水タンク、浄水装置、飲料水携行袋と茨城県南水道企業団の調達する資機材で不足する場合は、県に調達を要請する等、市で確保する。

応急給水資機材

	給水車	給水タンク	ポリ容器	飲料水携行袋	浄水装置
茨城県南水道企業団	2 m ³ 車×4台 (3市1町分)	0台	20ℓ×77個	10ℓ×2,000袋 6ℓ×2,900袋	
龍ヶ崎市	1 m ³ ×2台 (タンクのみ) 6 m ³ ×1台 (タンク車)	1 m ³ ×6台		6ℓ×6,300袋	23

(2) 応急給水活動の実施

飲料水確保班は、茨城県南水道企業団と連携し、応急給水活動を原則として以下の要領で実施する。

1) 優先順位及び応急給水の場所

	給水場所	給水方法
①	医療救護所及び要請を受けた医療機関	給水車
②	要配慮者	備蓄飲料水（県南総合防災センター）
③	避難所（被災者優先）	備蓄飲料水（防災コンテナ）
④	給水拠点（市民） コミュニティセンター 龍ヶ崎小・西部出張所・龍ヶ岡公園	井戸 飲料水兼用防火水槽
⑤	小中学校・たつのこアリーナ（プール）	浄水装置
⑥	その他必要とする施設	

2) 給水基準

発災初期の給水基準は1日1人3ℓとする。その後は、次の量を給水目標とする。

時期	項目	給水量（ℓ/日）	基準
初動期発災から3日目まで		3	生命の維持に必要な最小限の量
混乱継続期4日から7日目まで		3～20	調理、洗面等の生活に必要な最低限の量
復旧期8日から1ヶ月まで		20～100	浴用、洗濯等に必要な量
復興期1ヶ月から完全復旧まで		100～被災前の水量	通常とほぼ同様の量

3) 給水方法

- ① 茨城県南水道企業団は、初動期において被災水道施設の応急復旧に全力であたるものとし、被災水道施設の応急復旧後に飲料水確保班と連携し、応急給水活動を実施する。また、飲料水確保班の実施する応急給水活動へ、配水場から飲料水の提供を実施する。
- ② 飲料水確保班は、茨城県南水道企業団と連携し、上記の優先順位により応急給水活動を実施する。その際、給水車・資機材・人員等が不足する場合は、県、相互応援協定自治体、自衛隊その他機関に協力を要請するため、災害対策本部へ報告する。
- ③ 情報伝達・広報班は、給水拠点の場所・時間等を市民・住民自治組織に広報する。
- ④ 避難行動要支援者や、中高層住宅に住む高齢者等に対する給水（搬送）は、要支援者対策班がニーズを把握し、避難支援等関係者及びボランティア現地本部へ連絡し、一般ボランティアを確保して援助者を決定する。
- ⑤ 避難所での給水は、飲料水確保班が実施に努め、地域の住民自治組織及びボランティア等の協力を得て行う。

(3) 検水の実施

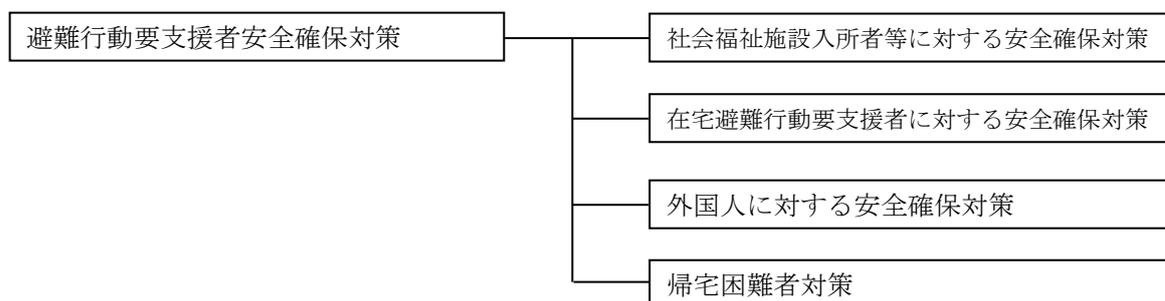
飲料水確保班は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、定期的な検査を受けていない井戸やプール等の水を飲用しなければならない場合は、小中学校及びたつのこアリーナの防災コンテナにある浄化装置を使用し給水活動を実施する。必要があれば、県に検水の実施を要請する。

第6 避難行動要支援者安全確保対策

地震災害時には、避難行動要支援者は自力では避難が困難なことや、視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、要支援者対策班は、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者本人及びその家族や関係機関等とともに、支援の方法や支援に関する必要事項を示した個別避難計画を作成する。この個別避難計画や地域ごとの対象者名簿について、避難支援等関係者及び防災機関と情報を共有する。

また、避難行動要支援者に対して、相談窓口の開設等あらゆる段階で実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。



1 避難行動要支援者への配慮

市災害対策本部は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。

また、市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。

2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

各施設管理者は、あらかじめ定める避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助し、避難誘導を実施する。また、施設職員等のみによる避難誘導、及び救出が困難な場合は、市災害対策本部、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署に応援を要請するとともに、近隣住民（自主防災組織等）にも協力を求める。

(2) 搬送及び受入先の確保

各施設管理者は、稲敷広域消防本部より、茨城県、救急医療情報コントロールセンターの情報を収集して、災害により負傷した入所者の受入先を確保する。入所者の搬送に必要な車両は、各施設所有のものを使用する他、市災害対策本部、稲敷広域消防本部に車両を要請する。

要支援者対策班は施設管理者の要請により、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

各施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の必要数量を把握し、供給する。各施設で調達が不能又は不足する場合には、市災害対策本部に応援を要請する。

物資調達班及び飲料水確保班は、施設管理者の要請に基づいて、食糧、飲料水、生活必需品等を調達し、必要に応じて、各施設まで搬送する。

(4) 介護職員等の確保

各施設管理者は、介護職員が不足する場合には、他の社会福祉施設及び要支援者対策班、龍ヶ崎市災害ボランティアセンター等に対し、応援を要請する。

要支援者対策班は、要請に基づき、介護職員等の確保を図るため他市町村、県、龍ヶ崎市災害ボランティアセンターへ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

要支援者対策班は、「第5節 第4 1 ニーズの把握」により、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、避難支援等関係者、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

市災害対策本部は、各ライフライン事業者に対し、社会福祉施設のライフラインを優先的に復旧するよう要請する。

3 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策

平常時において、在宅介護が必要な高齢者、障がい者等で避難場所に避難できなかった者、又は被災し、避難できなかった高齢者、障がい者等の中で、避難施設への収容が望ましいと思われるものについては、福祉避難所へ収容する。

(1) 安否確認、救助活動

1) 要支援者対策班は、避難所から受理した避難所収容者名簿とあらかじめ把握した既存の名簿等とを照合の上、避難行動要支援者の避難状況を精査し、避難未了者を把握するとともに、安否未確認者（避難未了者）名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

ただし、聴覚障がい者及びひとり暮らし高齢者等で特別の手段（ファクシミリ等）により安否確認ができた者は除外する。

また、避難所収容者名簿を受理する以前の段階で前記により安否確認ができない者については、避難支援等関係者に通報するとともに、安否確認の要請又は指示の手続きをとるものとする。

2) 要支援者対策班長は、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署に名簿を送付するとともに、安否未確認者の確認を要請する。ただし、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署が災害応急対策のため安否確認行動がとれない場合は、避難所班（避難所勤務職員）に名簿を送付して、安否未確認者の確認を指示するものとする。

3) 避難所班（避難所勤務職員）は、要支援者対策班長からの指示に基づき避難者に安否確認の協力を要請する。

(2) 搬送体制の確保

要支援者対策班は、避難行動要支援者の搬送手段として、救急車両や社会福祉施設所有の車両の協力を要請する。また、これらが確保できない場合には、県に協力を要請する。

避難行動要支援者の安否確認を行っている避難支援等関係者、避難者やボランティア等は、要支援者対策班による車両の確保ができない場合には、担架等の作製や、車椅子の補助などを行い、指定避難所まで搬送するよう努める。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

避難所班（避難所勤務職員）は、ボランティア等の協力を得て、避難所で生活する要配慮者に対するニーズ把握及び保健・福祉サービス等の情報を提供する。

在宅避難行動要支援者に対するニーズ把握等は、要支援者対策班、避難支援等関係者、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の避難行動要支援者への配慮

要支援者対策班は、避難行動要支援者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

これらの配布は、避難所を拠点として実施するため、在宅避難行動要支援者に対する配布は、家族等を通して実施する。ただし、上記(3)で把握した独居又は家族等の負傷により介護者等がない在宅避難行動要支援者に対しては、龍ヶ崎市災害ボランティアセンターに介護ボランティアを要請し、受取及び搬送を実施する。

(5) 保健・福祉巡回サービス及び相談窓口の開設

避難所に設置される医療救護所では、要配慮者に対する保健指導等を実施するとともに、避難所班（避難所勤務職員）は相談窓口を開設する。

また、要支援者対策班は、上記(3)で調査した在宅避難行動要支援者を保健師等に指示をし、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

4 外国人に対する安全確保対策 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

情報伝達・広報班は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用して英語を基本とする広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導の措置を行う。

(2) 安否確認、救助活動

情報収集班は、外国人登録等に基づき、警察、市民、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認及び救助活動の措置を行う。

(3) 情報の提供

1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

情報伝達・広報班は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供を行う。

2) 放送及び通信等による情報の提供

情報伝達・広報班は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

情報伝達・広報班は、外国人労働者相談室及び（公財）茨城県国際交流協会内に県が開設する災害に関する外国人の相談窓口を紹介するとともに、相談窓口班が設置する外国人の相談窓口においても外国人に対する生活相談に応じる。

また、県と協力し、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入窓口」との連絡調整

情報伝達・広報班は、（公財）茨城県国際交流協会が開設する「語学ボランティア受入窓口」との連絡調整を行い、必要な語学ボランティアの確保や市の相談窓口等へ派遣要請を行う。

5 帰宅困難者対策

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す。

帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

(1) 県の取り組み

1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2) 備蓄の確保

市や学校単位での必要量の確保が困難となった場合に備え、飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努める。

3) 情報提供

交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4) 代替バス等の運行に係る調整

交通事業者、国、市町村など関係者間での情報共有を図るとともに、代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努める。

(2) 市の取り組み

1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2) 備蓄の確保

帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努める。

3) 情報提供

交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4) 交通事業者との連携体制の整備

帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく。また、滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

このため、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社と「地震等大規模災害に関する基本覚書を平成24年3月7日に締結した。

5) 帰宅困難者の避難所

帰宅困難者の避難所として、駅近傍の小中学校及びコミュニティセンターを予定する。

(3) 企業の取り組み

1) 従業員の待機

交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努める。

2) 備蓄の確保

従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な飲料水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努める。

3) 環境整備

従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

4) 事業継続計画等への位置づけ

BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

5) 安否確認方法の周知

大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておく。

6) 市、自主防災組織等との連携

市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努める。

(4) 大規模集客施設の取り組み

- 1) 大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努める。

(5) 各学校の取り組み

1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者提供できるよう努める。

2) 帰宅困難者への情報提供

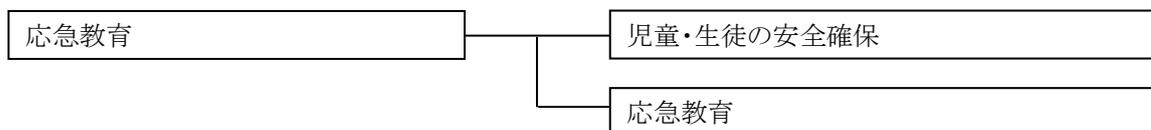
あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3) 代替バスの運行等、搬送体制の構築

4) 飲料水等の備蓄

第7 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会は、学校長と緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全及び教育を確保していくものとする。



1 児童・生徒の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

1) 市の対応

市長は、災害が発生し、また、発生する恐れのある場合は、教育長を通じ学校長に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに必要な措置を指示する。

2) 学校長の対応

① 学校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。

② 学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を、MCA 無線機等を活用して市災害対策本部及び市教育委員会に報告する。

③ 学校長は、必要に応じて所在の不明な児童・生徒の捜索をするために、竜ヶ崎警察署等へ協力を要請する。

なお、この場合、速やかに市災害対策本部（教育保育対策班）に対し、報告するものとする。

3) 教職員の対応

① 学級担任等は、揺れのおさまった後、直ちに氏名・人員及び負傷等の有無並びに程度の把握をする。

② 発災時に授業を担当していない教職員は、次のことを行う。

ア 出火の把握及び初期消火

イ 倒壊書棚等からの児童・生徒の救出

ウ 負傷者の応急手当

エ 放送設備の機能確認

オ 学校長による避難指示等を各学級へ伝令する（放送設備が使用不能の場合）

カ 特別支援学級、小学校低学年学級の援助

キ 避難通路の確保（飛散ガラス、落下書籍等の除去）

(2) 児童・生徒の避難等

1) 学校長の対応

① 学校長は災害の状況を判断し、一時的に児童・生徒を集合させる校内の安全な場所を指示する。

② 学校長は、状況により校外への避難が必要な場合は、市災害対策本部及び稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署等の指示及び協力を得る。

③ 学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講ずる。

なお、障がいのある児童については、保護者に連絡をとり、来校した保護者に引渡すことを原則とする。

④ 学校長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとし、学校において保護者に引き渡す。

なお、この場合、速やかに災害対策本部、教育保育対策班に対し、児童・生徒数その他必要な事項を報告する

2) 教職員等の対応

- ① 学校長の指示により、児童・生徒を校内の安全な場所に集める。
- ② 安全な場所への避難・誘導にあたっては、氏名・人員及び異常の有無等を把握し、的確な指示を行う。また、障がいのある児童については、避難・誘導に当たって必要な介護を行うものとする。
- ③ 学級担任等は、児童・生徒を安全な場所に避難・誘導した後、学級名簿に基づいて、再度、氏名・人員を確認する。
- ④ 必要に応じて下校する児童・生徒を引率する。
- ⑤ 校内に保護した児童・生徒については氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- ⑥ 学級担任等は、所在の不明な児童・生徒の名簿を作成して学校長に提出するとともに、所在の不明な児童・生徒等の確認に努める。
- ⑦ 学級担任等は、保護した児童・生徒の保護者等に対して児童等を保護している旨の連絡に努めるものとする。

(3) 保護者への引渡し

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

2 応急教育

(1) 教育施設の確保

応急教育については、学校施設の被害の程度及び復旧の状況、学校施設を避難所に供している状況、教職員の確保の状況、児童・生徒及び児童・生徒の家族の被災の程度、交通機関及び道路の復旧状況等を勘案して、教育保育対策班と学校長が協議し、教育保育対策班の判断に従って次の方法により行う。

また、学校長は応急教育を実施する場合には、その開始時期及び方法を確実に児童・生徒及び保護者に連絡する。

1) 学校施設が被災し又は避難所となっている場合

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、コミュニティセンター、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- ⑥ 運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。
- ⑦ 焼失、破損等により備品が滅失若しくは使用不可能となった場合は、速やかに調達し授業に支障を来さないよう配慮する。

2) 道路、交通機関が被災した場合

- ① 一部又は半数に近い児童・生徒が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置をとる。
- ② 一定地域の児童・生徒が登校できない場合は、臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置をとる。
- ③ 半数以上の児童・生徒が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を設けて授

業を行う等、臨機の措置をとる。

④ 登下校に長時間を要する場合は、状況に応じて始業及び終業時間を変更又は短縮授業を行う。

3) 児童・生徒が被災した場合

① 児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れた場合は、避難先地区の学校に入学させ、授業を受けさせるものとする。

このため、教育保育対策班は、各避難所等において応急教育実施の広報を行い、入学をさせる必要のある児童・生徒の有無を調査するものとする。

(2) 教職員の確保

市教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

- 1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- 2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合、市教育委員会は、学校間における職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図るよう県教育委員会に依頼する。

(3) 教科書・学用品等の供給

- 1) 教育保育対策班は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童・生徒に対して学用品等を供給する。
- 2) 教育保育対策班は、自ら学用品等の供給の実施が困難な場合は、県へ学用品等の調達について応援を要請する。

(4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、避難所班、各学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- 1) 教育保育対策班は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。
- 2) 避難所班は、避難所勤務職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
- 3) 学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。

なお、避難所運営は避難所班、自主防災組織、避難した市民及びボランティアにより運営する。

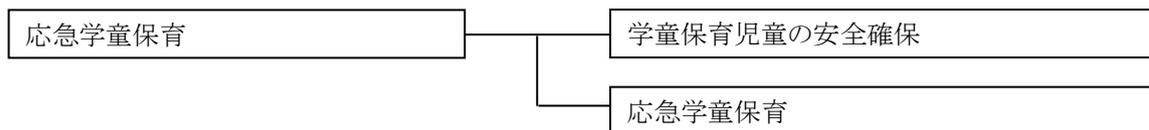
(5) 県立高校の授業料等の徴収猶予及び免除

県は、県立高校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料、聴講料等の授業料等の納入義務者が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときは、関係条例及び規制の規定により授業料の徴収猶予若しくは免除の措置を講ずる。

第8 応急学童保育

震災により保育ルーム施設等が被災し、又は学童保育児童の被災により通常の保育を行うことができない場合、応急的な学童保育を実施し、学童保育児童の安全及び保育を確保していくものとする。

また、震災による保護者の負傷や、保護者が被災家屋の整理等のために保育に欠ける児童の保育のために、入所対応をとり、児童の保護及び被災者の生活復興を支援する。



1 学童保育児童の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

1) 市の対応

教育保育対策班は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、保育ルーム運営受託事業者（以下、本項において「事業者」という。）に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに必要な措置を指示する。

2) 事業者の対応

① 事業者は、教育保育対策班並びに関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、直ちに各小学校保育ルームに配置している放課後児童支援員等（以下、「支援員等」という。）に対して伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

② 事業者は、学童保育児童及び保育ルーム施設等に被害を受け又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を、教育保育対策班に報告するものとする。

③ 事業者は、必要に応じて所在の不明な学童保育児童を搜索するために、竜ヶ崎警察署等へ協力を要請するものとする。なお、この場合、速やかに教育保育対策班に対し、報告するものとする。

④ 事業者は、揺れのおさまった後、直ちに学童保育児童の氏名・人員及び負傷等の有無並びに程度の把握を、各小学校保育ルーム単位で行うものとする。

⑤ 事業者は、上記④による学童保育児童の負傷等の確認を終了した後、手分けして次のことを行うものとする。

ア 出火の確認及び初期消火

イ 倒壊書棚等からの学童保育児童の救出

ウ 負傷者の応急手当

エ 避難通路の確保（飛散ガラス、落下書籍等の除去）

(2) 学童保育児童の避難等における支援員等の対応

1) 支援員等は、災害の状況により、屋外への避難の要否、避難場所等を自ら判断し、避難・誘導を行うものとする。また、障がいのある児童の避難・誘導に当たっては、必要な介護を行うものとする。

2) 支援員等は、状況により施設外への避難が必要な場合は、市災害対策本部及び稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署、学校等の指示及び協力を得るものとする。

3) 支援員等は、安全を確認のうえ学童保育児童を保護者に直接引き渡すことを原則とし、保護者への連絡に努めるものとする。

- 4) 支援員等は、学童保育児童を安全な場所に避難・誘導した後、学童保育児童名簿に基づいて、氏名・人員を確認するものとする。
- 5) 支援員等は、上記4)による学童保育児童の氏名等の確認の後、速やかに教育保育対策班及び学校長に児童数及び被害状況、その他必要な事項を報告するものとする。
- 6) 支援員等は、避難した学童保育児童の不安をやわらげるように努めるものとする。

2 応急学童保育

(1) 学童保育施設の確保

応急学童保育については、学童保育施設の被害の程度及び復旧の状況、事業者による支援員等の確保の状況、学童保育児童及び学童保育児童の家族の被災の程度、道路の復旧状況等を勘案するとともに、事業者と協議のうえ教育保育対策班長の判断に従って次の方法により行う。

また、保育課長は応急学童保育を実施する場合には、その開始時期及び方法を確実に保護者に連絡する。

- 1) 保育ルーム施設の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして可能な限り学童保育を行う。
- 2) 保育ルーム施設の一部が被害を受けたときは、可能な限り残存保育ルームを利用し学童保育を行う。
- 3) 保育ルーム施設が全面的な被害を受けたときは、原則として臨時閉所とするが、状況により学校教室等を利用して学童保育を行う。
- 4) 施設・設備の損壊状況等を勘案し、必要があれば仮保育ルームを設営する。

(2) 支援員等の確保

教育保育対策班は、事業者から負傷等によって支援員等が不足する旨の報告を受けた場合には、事業者と協議のうえボランティア等の協力によって必要な支援員等を確保する。

(3) 緊急入所対応

教育保育対策班は、災害による保護者の負傷や、被災家屋の整理等のために家族で保育ができなくなった児童の保育が必要となった場合は、事務を簡略化して保育ルームへの入所対応を実施する。

(4) 保育用品の供給

- 1) 教育保育対策班は、災害により保育用品等を喪失又はき損し、保育ルームの運営に支障をきたし、又は支障をきたす恐れがある場合には、事業者に対して必要最小限度の保育用品等を支給する。
- 2) 教育保育対策班は、自ら保育用品等の供給の実施が困難な場合は、県へ保育用品等の調達について応援を要請する。

(5) 避難所との共存

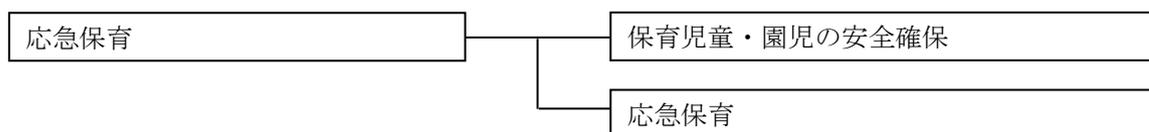
保育ルームが避難所として使用されることがあるため、避難所班は事前に次の措置を講ずるものとする。

- 1) 保育ルームに避難所を開設する場合、学童保育機能維持の視点から 使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。
- 2) 避難所勤務職員を定め、教育保育対策班、市教育委員会、学校、自主防災組織等と 災害時の対応を協議する。
- 3) 避難所運営は避難所勤務職員、避難した市民及びボランティアにより運営する。

第9 応急保育

震災により保育所・幼稚園・認定こども園等（以下、保育施設等という。）が被災し又は保育児童・園児の被災により通常の保育を行うことができない場合、応急的な保育を実施し、保育児童・園児の安全及び保育を確保する。

また、震災による保護者の負傷や、保護者が被災家屋の整理等のために保育に欠ける乳幼児の保育のために、入所対応をとり、乳幼児の保護及び被災者の生活復旧を支援する。



1 保育児童・園児の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

1) 市の対応

教育保育対策班は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合は、保育施設等の管理者に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに必要な措置を指示する。

2) 保育施設等管理者の対応

① 保育施設等管理者は、教育保育対策班並びに関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、直ちに保育士等に伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

② 保育施設等管理者は、保育児童・園児及び保育施設等に被害を受け又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を教育保育対策班に報告する。

③ 保育施設等管理者は、必要に応じて所在の不明な保育児童・園児を捜索するために、竜ヶ崎警察署等へ協力を要請する。なお、この場合、速やかに教育保育対策班に対し、報告するものとする。

3) 保育士等の対応

① 保育士等は、揺れのおさまった後、直ちに保育児童・園児の氏名・人員及び負傷等の有無並びに程度の把握をする。

② 保育士等は、上記①による保育児童・園児の負傷等の確認を終了した後、手分けして次のことを行う。

ア 出火の確認及び初期消火

イ 倒壊書棚等からの保育児童の救出

ウ 負傷者の応急手当

エ 避難通路の確保（飛散ガラス、落下書籍等の除去）

(2) 保育児童・園児の避難等

1) 保育施設等管理者の対応

① 保育施設等管理者は、災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

② 保育施設等管理者は、状況により施設外への避難が必要な場合は、市災害対策本部、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署等の指示及び協力を得る。

③ 保育施設等管理者は、保育士等とともに保育児童・園児の安全を確保するため、各施設で定める計画に基づき避難誘導を行う。

④ 保育施設等管理者は、災害の被害が大きく保育等の継続が困難と判断した場合、安全・確実

に保護者へ引き渡しを実施するため、保護者との連絡確保に努めるとともに、安否情報及び避難先の広報に努める。

- ⑤ 保育施設等管理者は、保育児童・園児については安全確実に保護者に引き渡すことを原則とし、保護者との連絡が取れない場合は、引き取りに来るまで保育を継続する。なお、この場合、速やかに教育保育対策班に対し、保育児童・園児数その他必要な事項を報告する。

2) 保育士等の対応

- ① 保育士等は、保育施設等管理者の指示に従い、屋外への避難の要否・避難場所等の指示及び避難援助を行う。なお、状況によって保育士等は自らの判断で適切に対応するものとする。
- ② 施設内に保護した保育児童・園児については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。この場合、保育児童・園児の不安をやわらげるように努める。
- ③ 保育士等は、保護した保育児童・園児の保護者等に対して、保育児童・園児を保護している旨の連絡に努めるものとする。

(3) 関係機関の連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 応急保育

(1) 保育施設の確保

応急保育については、保育施設の被害の程度及び復旧の状況、保育士の確保の状況、保育児童・園児及び保育児童・園児の家族の被災の程度、道路の復旧状況等を勘案するとともに、教育保育対策班と保育施設等管理者が協議のうえ、教育保育対策班長の判断に従って、次の方法により行う。また、保育施設等管理者が応急保育を実施する場合には、その開始時期及び方法を確実に保護者に連絡する。なお、私立保育施設等における応急保育は設置者が実施するものとする。

- 1) 園舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして可能な限り保育を行うものとする。
- 2) 園舎の一部が被害を受けたときは、残存保育室等を利用するとともに、状況により合併保育等を実施するものとする。
- 3) 園舎の全部が被害を受けたときは、原則として臨時休園とするが、状況によりコミュニティセンター等の公共施設を利用して保育を実施するものとする。
- 4) 施設・設備の損壊状況等を勘案し、必要があれば仮園舎を設営するものとする。

(2) 保育士の確保

教育保育対策班は、負傷等により保育士が不足する場合には、保育士資格を有するボランティア等の協力により必要な保育士を確保する。

(3) 緊急入所対応

教育保育対策班は、震災による保護者の負傷や、被災家屋の整理等のため家族で保育ができなくなった乳幼児の保育が必要となった場合は、事務を簡略化して保育所への入所対応を実施する。

(4) 保育用品の供給

- 1) 教育保育対策班は、震災により保育用品等をき損又は喪失し、保育上支障をきたしている保育所等の保育児童・園児に対して、最小限度の保育用品を支給する。
- 2) 教育保育対策班は、自ら保育用品等の供給の実施が困難な場合は、県へ保育用品等の調達について応援を要請する。

第10 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地域へ配送しなければならない。このため、被災住民が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

1 留意点

(1) 被災地住民ニーズの把握

被災地住民ニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニーズに沿った物資を迅速に現地へ配送することが必要である。この時、小口・混載の支援物資は被災地方公共団体の負担になるなどの被災地支援に関する知識の普及も重要である。

(2) 被災住民情報の発信

被災地住民が真に必要なとする義援物資について、申請提出者に正しく理解してもらうことが必要であることから、必要とする物資の種類や梱包、発送の方法などについて正確な情報を発信することが必要である。

(3) 民間力の活用

大量の義援物資を迅速・的確に配送するためには、物流業者等民間の資機材や施設、ノウハウを有効に活用する必要がある。

2 義援物資の供給

(1) 情報の収集・発信

1) 県

- ① 被災市町村におけるニーズを的確に把握するとともに県の保有する義援物資のリスト等を市町村へ提供する。
- ② 被災市町村のニーズ及び県・市町村の受入れ方針等を、県ホームページ等を通じて情報発信する。

2) 市

- ① 各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- ② 各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

(2) 物資の受入

1) 県

- ① 県庁福利厚生棟や防災活動拠点等指定した管理・配送拠点施設を活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。

また、民間倉庫等も活用できるよう倉庫業協会等との災害時応援協定の締結など体制の整備に努めるものとする。

- ② 提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。
- ③ 義援物資の管理にあたっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等物流事業者の資機材やノウハウを活用することで、的確に管理を行う。

2) 市

- ① 広域的な救援物資等の受入・保管・仕分・個別配送等を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における広域的救援物資場を指定し、併せて必要な環境整備を行う。
- ② 市が整備している生活必需品等集積所等を活用し、物資の受入を実施する。この際、避難所

の運営状況を的確に把握して、義援物資の受入施設を柔軟に運用する。

(3) 物資の配送

1) 県

物資の配送にあたっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等に要請し、実施する。

2) 市

物資の配送にあたっては、茨城県トラック協会県南支部等との災害時応援協定に基づき要請し、実施する。

第11 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主ともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は動物愛護の観点から、関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

1 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。

2 動物救護本部の設置

市は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。

3 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

市は、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預けかりや、飼い主の発見に努めるものとする。

4 飼い主の責務

飼い主は、動物の飼育のための備蓄品・消耗品を少なくとも、5日分を準備しておくものとする。

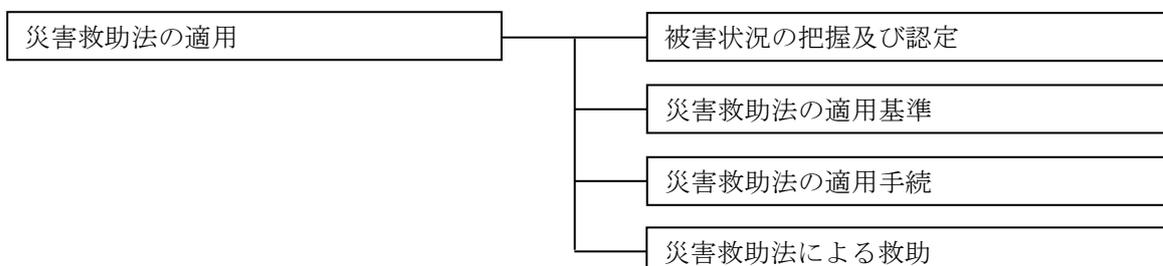
なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。

5 避難所における動物の適正飼養に係る措置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第6節 災害救助法の適用

市内の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。



第1 被害状況の把握及び認定

災害救助法の適用申請のため、市災害対策本部は被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

被災世帯の算定	1世帯	住家が全壊・全焼・流失等により滅失した世帯
	1/2世帯	住家が半焼・半壊等著しく損傷した世帯
	1/3世帯	床上浸水・土砂の堆積等一時的に居住不能となった世帯
住宅の滅失等の算定	全壊 全焼 流失	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達したもの。住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達したもの。
	半壊 半焼	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの。 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	床上浸水	全壊、全焼、流失、半壊、半焼に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達したもの。 土砂等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家	現実に居住のために使用している建物。ただし、耐火構造アパート等で居住のように供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。

第2 災害救助法の適用基準

龍ヶ崎市における災害救助法の適用基準は、次のとおり。

- 1) 本市における全壊・全焼・流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第1号)
- 2) 本市における被害世帯が80世帯に達しないが、県の被害世帯数が2000世帯以上である場合は、本市の被害世帯数が40世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)
- 3) 本市における被害世帯数が上記1)・2)に達しないが、県下で被害世帯数が9000世帯以上に達した場合であって、本市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
(災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)

- 4) 本市の被害が上記1)・2)・3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合。(災害救助法施行令第1条第1項第3号後段、第1条第1項第4号)

第3 災害救助法の適用手続

(1) 市域の被害状況報告

市長は、市域内の被害状況、救助の措置に関する情報を収集し、知事に対して報告する。

第4 災害救助法による救助

県及び市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

(1) 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委託されている。ただし、救助活動を迅速に実施するため、次の1)～10)に掲げる救助の実施に関する職権は、市長に委任されている。

なお、市長は、委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

- 1) 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与
 - 2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 4) 医療及び助産
 - 5) 災害にかかった者の救出
 - 6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - 7) 学用品の給与
 - 8) 埋葬
 - 9) 遺体の搜索及び処理
 - 10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については次のとおりとする。

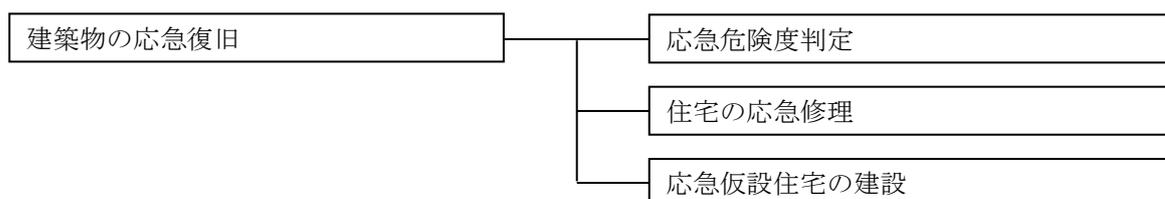
●「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」早見表（資料編3-6-1）

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

都市計画課は地震の発生により破損や耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。



1 危険度判定

(1) 判定士等派遣要請

1) 判定士等派遣要請

市長は、余震等による二次災害を防止するため応急危険度判定士（以下「判定士等」という。）・被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 応急危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

- ① 市災害対策本部は、判定対象地区を決定する。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、市が負う。
- ④ 避難所となる建物の危険度判定は、県から派遣される判定士に先立って、応急復旧班が市内在住の建築士の協力を得て、緊急に実施する。

2) 判定の関係機関

応急復旧班は判定作業に携わる判定士の指揮・監督を行う。

3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、応急復旧班の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ④ 判定は、原則として、「目視」により行う。
- ⑤ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑥ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

(3) 被災宅地危険度判定

1) 判定の基本的事項

- ① 危険度判定は、被災した自治体の市長が行うものとする。
- ② 県は、管下の被災した市の要請により、市の区域内における危険度判定活動を支援する。
- ③ 判定結果の責任については、市長が負う。

2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

② 県は、判定士の派遣計画や後方支援を行う。

3) 判定作業概要

① 判定作業は、市長の指示に従い実施する。

② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。

③ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。

④ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

2 住宅の応急修理

(1) 修理対象の基準

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、炊事場、トイレ等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。

(2) 応急修理の方法

応急修理は居室、炊事場、トイレ等のように生活上欠くことのできない部分のみを応急的に実施するものとし、発災時から1ヶ月以内に完成させるものとする。

また、資材の調達及び応急修理の実施は、総務班が龍ヶ崎市建設業組合等に委託する。市で資材等が不足した場合は、県（土木部）に調達の協力を求める。災害救助法が適用された場合には、県の指示に従う。

(3) 応急修理の対象数

修理戸数は災害の状況を考慮してその都度定めることとし、応急修理は災害発生後、早急に行うものとする。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

災害のため住宅が焼失、倒壊又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

(2) 入居者の選定基準

災害の規模に応じて、その都度知事又は市長が定める。選定基準の例を次に示す。

1) 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること

2) 居住する住家がない者であること

3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

① 生活保護法の被保護者並びに要保護者

② 特定の資産のない失業者

③ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等

④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者

⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

(3) 応急仮設住宅の設置戸数・規模等

応急仮設住宅の設置基準は次のとおりとする。

1) 設置戸数 災害の状況を考慮してその都度定める。

2) 規 模 一戸当たり平均 29.7 m²を基準とする。

3) 着工期間 災害発生の日から 20 日以内に着工し、すみやかに工事を完成するものとする。

4) 建物型式 災害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。

5) その他 民間賃貸住宅やリース方式などの借り上げによる方法も検討する。

(4) 建設予定地の選定方法・基準

建設予定地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等を勘

案の上、知事又は市長が決定し、原則として公園等の市有の空き地を利用して建設することとする。なお、私有地については所有者と十分協議の上、市と所有者との間に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とした上で建設する。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(5) 建設資材と建設業者の確保

応急仮設住宅の建設は、龍ヶ崎市建設業組合等と協議し、その協力を得て建設する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行う。

(6) 応急仮設住宅の借り上げ等

応急仮設住宅の借り上げは、茨城県が借り上げる住宅の仕様や標準契約書に準ずるものとする。

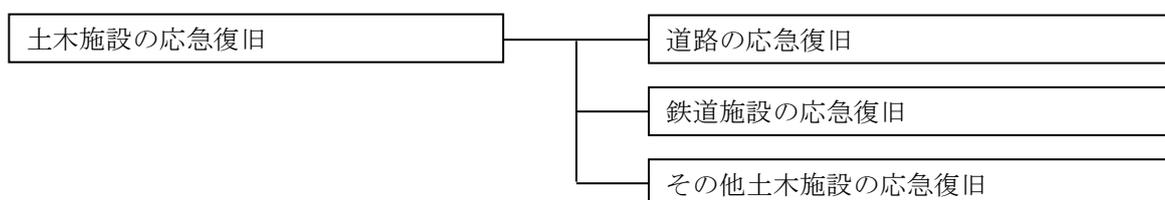
(7) 県からの管理委託

市は、県が行う応急仮設住宅の管理に協力する。また、県から管理を委任されたときには、応急復旧班が管理を担当する。

第2 道路等施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。



1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

- 1) 応急復旧班は、「本章第4節第3 緊急輸送 2 緊急輸送道路の確保」に基づいて道路の被害状況を都市整備部長に報告する。また、緊急を要する危険箇所（特に橋の落下、斜面地の崖崩れ等）の通行止めの措置、避難等が必要な場合は、速やかに関係地域住民に連絡し、必要な措置をとり、都市整備部長に連絡する。
- 2) 都市整備部長は、国道、県道の被害状況又は危険箇所が確認されたときは、それぞれの管理者へ報告する。
- 3) 応急復旧班は、国道、県道の被害状況を関係機関に協力を求め情報収集を行う。
- 4) 応急復旧班は、市道の被害状況の報告があったときは、緊急を要する場合のみ、被害現場を確認し、危険箇所（特に橋倒壊、斜面地の崖崩れ等）の通行止めの措置を講じる。

なお、避難等が必要な場合は、速やかに関係地域住民に連絡し必要な措置をとり、市災害対策本部事務局に報告する。また、通行止めの措置を実施し、又は実施しようとする場合は竜ヶ崎警察署及び市災害対策本部事務局に連絡するものとする。

(2) 応急復旧対策

- 1) 応急復旧班は、龍ヶ崎市建設業組合等の協力を得て市道上の障害物の除去及び応急復旧を実施する。
 - ① 障害物除去及び応急復旧の優先順位
 - 第1 県の緊急輸送路から防災関係施設及び避難所に接続する市道
 - 第2 緊急に措置しないと危険が伴う市道
 - 第3 その他の市道
 - ② 障害物の収集場所については、龍ヶ崎地方塵芥処理場、ふるさとふれあい公園等を一時使用する。また災害の状況によっては、付近の遊休地を一時使用する。
 - ③ 除去した障害物が二次災害の原因にならないよう適当な措置を講じる。
- 2) 応急復旧班は、龍ヶ崎市建設業組合等の協力を得て、市道施設等の被害状況に応じた応急復旧を行う。なお、復旧に当たっては、上下水道、ガス等道路占有物件所有者と調整し、効率的な復旧工事を行うものとする。

2 鉄道施設の応急復旧

東日本旅客鉄道(株)及び関東鉄道(株)は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに被災

列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め輸送を確保する。

(1) 東日本旅客鉄道(株)水戸支社

1) 災害対策本部の設置

水戸支社は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社災害対策本部を、被災地に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、応急復旧作業を実施するとともに、情報の収集・連絡を行う。

2) 応急措置の実施

強い地震が発生した後は、次のような応急措置を実施する。

- ① 運転中の列車の停止等の乗務員の措置
- ② 列車の出発の停止等の駅の措置
- ③ 震度に応じた運転規制
- ④ 震度に応じた線路の点検等
- ⑤ 防災業務実施計画による旅客の救出救護

3) 災害時の輸送

- ① 事故等により線路が不通となった場合は、その状況を的確に把握し、必要と認められるときは、代行輸送、その他適切な措置を講じる。
- ② 生活必需品、復旧材料、被災者用物資等の災害対策用物資については優先輸送する。
なお、一般物資については、「貨物輸送基準規程」に基づき、情勢に応じ輸送の制限等の措置を講じる。
- ③ 被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免

4) 広報

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、災害対策本部及び現地災害対策本部が迅速かつ的確に行う。

(2) 関東鉄道(株)竜ヶ崎駅

1) 応急措置の実施

強い地震を感知した後は次のような応急措置を実施する。

- ① 運転中の列車を安全箇所へ停止させ、異常の有無を確認し、異常がない場合は注意運転して次の停車場の駅長に通告する。
- ② 地震により列車又は鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長及び乗務員はその状況を速やかに判断し、まず旅客を安全な場所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職員は、その職種を問わずこれに協力する。

2) 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、バス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力をつくし、早急に運行の回復に努める。

3) 広報

震災の状況、復旧の見通し及び列車の運行、バス代行輸送状況等については、駅改札口、待合室等の見やすい場所への掲示等により、周知徹底を図る。

3 その他土木施設の応急復旧

(1) 雨水幹線排水施設の応急復旧

地震により雨水幹線排水施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

- 1) 応急復旧班は、堤防又は護岸の破壊等については、雨水の浸透による増破を防ぐため、クラック等にビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。
- 2) 応急復旧班は、水門及び排水機場等の破壊については、故障又は停電等により運転が不能になることが予想されるため、土のう、矢板等により応急的に締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
- 3) 都市整備部長は、国又は県が管理する河川に被害又は危険箇所が確認された場合は、それぞれの管理者に報告する。
- 4) 応急復旧班は、龍ヶ崎市建設業組合等の協力を得て、雨水幹線排水施設の被害状況に応じた効果的な応急復旧を行う。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し応急復旧に努める。

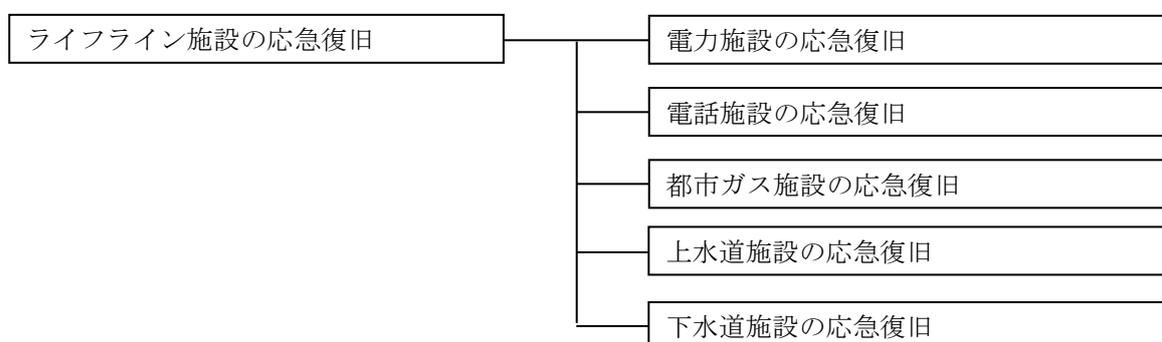
- 1) 農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については牛久沼土地改良区及び豊田新利根土地改良区が点検を行う。道路については応急復旧班が通行の危険等の確認、点検を行う。
- 2) 牛久沼土地改良区及び豊田新利根土地改良区は、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。
- 3) 応急復旧班は水郷つくば農業協同組合等の協力を得て路面に崩落した土砂の取り除き等を行い道路の回復を図る。

第3 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市災害対策本部は、県及び各事業者と相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。この際、市及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。



1 電力施設の応急復旧

【東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社】

電力の供給停止は、防災関係機関等の災害応急対策の実施及び民生の安定等社会的に大きな影響を及ぼすため、東京電力パワーグリッド(株)及び竜ヶ崎支社は、災害時には、東京電力グループ防災業務計画及び東京電力パワーグリッド(株)及び竜ヶ崎支社の定める計画に基づき被害状況を的確に把握し、要員及び資機材を迅速に確保するとともに、応急復旧を迅速に実施するものとする。

(1) 要員の確保

1) 対策要員の確保

① 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

② 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

ただし、事業所又は通勤経路が津波による避難対象区域となる場合、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

③ 交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

2) 復旧要員の広域運営

他電力会社ならびに電源開発株式会社、広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

3) 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力

施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

- ② 広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS およびインターネット等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 復旧順位

電気設備の復旧計画策定および実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上効果の大きなものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 序
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に係る送電用変電所 ②重要施設に配電する中間・配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線（制御・監視および保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

2 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社茨城支店】

(1) 電話停止時の応急措置

1) 通信そ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話び設置等を実施する。

2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として利用できる。

3) 通信の利用制限

通話が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

- (3) 復旧を優先する電気通信サービス
- 1) 電話サービス（固定系・移動系）
 - 2) 総合デジタル通信サービス
 - 3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用回線含む）
 - 4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
 - 5) 衛星電話サービス
- (4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第1段階	(2)に示す復旧第1順位及び第2順位機関が利用する(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害時応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第2段階	第1段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第1段階に引続き、できるだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

*激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

3 都市ガス施設の応急復旧

【東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱茨城南導管・設備センター】

地震によりガス供給施設に被害を受けた場合、的確に情報を把握し、直ちに危険防止のために必要な措置を講じるとともに、状況により速やかに被害ガス施設を復旧するものとする。

(1) ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- 1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- 2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

(2) 非常体制

大規模な地震が発生した場合は、東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱茨城南導管・設備センターの定める連絡系統及び体制により適切な応急対策を実施する。

(3) 応急対策

大地震発生後は、直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- 1) 官公庁、報道機関及び社内事務所等から被災状況等の情報収集

- 2) 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
 - 3) 整圧所・ガバナステーション及びバルブステーションの上空放散
 - 4) ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
 - 5) 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- (4) 復旧対策
- 1) 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
 - 2) 供給停止地域については、供給可能な範囲で速やかなガス供給の展開
 - 3) 普及措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
 - 4) その他、現場の状況により適切な措置

4 上水道施設の応急復旧

【茨城県南水道企業団】

(1) 上水道停止時の代替措置

「本章第5節第5 4 応急給水の実施」により代替措置をとる。

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

茨城県南水道企業団は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、茨城県南水道企業団のみでは作業が困難な場合は、公益社団法人日本水道協会に対し協力を要請する。（日本水道協会関東地方支部 045-633-0130）

2) 応急復旧作業の実施

茨城県南水道企業団は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等に供給する配水管については、優先的に作業を行うものとする。

- ① 破損配水管復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ② 破損配水管復旧の手順及び方法を明らかにすること。
- ③ 破損配水管復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ④ 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ⑤ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ⑥ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配水管破損の場合

破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

3) 住民への広報

茨城県南水道企業団は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、県南水道の公式サイトで周知するとともに、各構成市町に通知し住民への広報を依頼する。

5 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

1) 仮設トイレの設置

応急復旧班は大規模な災害が発生し、通常のし尿処理が停止する恐れがある場合は、仮設トイレ、マンホールトイレ、テント型トイレを設置する。設置の箇所は、下水道の使用が不能の地域内にある次の施設から優先的に設置する。

- ① 指定避難所及び指定緊急避難場所
- ② 住宅密集地
- ③ 高層集合住宅所在地

【マンホールトイレ設置施設】 令和5年4月1日現在

龍ヶ崎小学校	馴馬台小学校	松葉小学校	龍ヶ崎中学校	中根台中学校
龍ヶ崎西小学校	城ノ内小学校	長山小学校	城西中学校	城ノ内中学校
八原小学校	馴柴小学校	久保台小学校	長山中学校	たつのこアリーナ

【テント型トイレ備蓄施設】 令和5年4月1日現在

川原代小学校	大宮小学校	北文間運動広場
--------	-------	---------

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

応急復旧班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

2) 応急復旧作業の実施

応急復旧班は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の撤去、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を協定先である龍ヶ崎市建設業組合や龍ヶ崎市管工事業協会等へ要請し、排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、雨水排水処理施設である佐貫排水ポンプ場及び浅間ヶ浦雨水排水ポンプ場においては自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、汚水処理施設のうち地蔵後中継ポンプ場については、自家発電による運転を行い、板橋、大塚地区浄化センターにおいては、自家発電による運転を行うとともに可搬式ポンプを使用し、排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

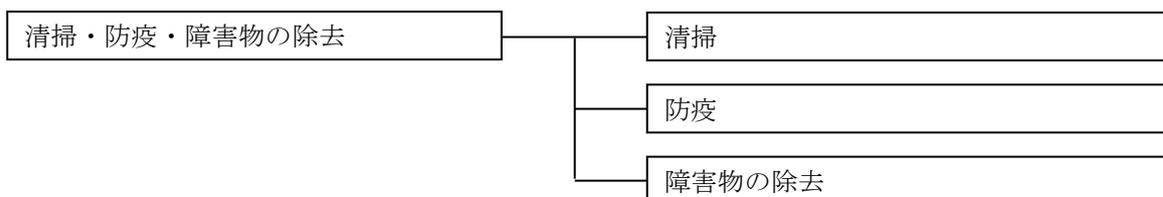
流域下水道の終末処理場が被害を受け排水機能や処理機能に影響が出た場合は、応急復旧班は、下水道の使用を停止するよう市民に周知するとともに、茨城県流域下水道事務所利根浄化センターに復旧の見通し等を確認する。

3) 市民への広報

情報伝達・広報班は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第4 清掃・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、龍ヶ崎市災害廃棄物処理計画に基づき市は、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体、がれき処理等の活動を迅速に行い、市民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。



1 清 掃

(1) ごみ処理

1) ごみ排出量の推定

飲料水確保班は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災により焼失した建物）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量をだまかに見積る。

2) 施設被害状況の把握

龍ヶ崎地方塵介処理組合は、震災後の施設を点検し、使用可否の判断、復旧の見通し、処理可能量等を生活環境課に報告する。

3) 清掃計画の策定

飲料水確保班及び龍ヶ崎地方塵介処理組合は、ごみ排出量と処理施設の被害状況より清掃計画を策定する。

情報伝達・広報班は、必要に応じてごみ排出の抑制について、市民に広報する。

4) 作業体制の確保

飲料水確保班は、迅速に処理を行うため、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

5) 処理対策

① 仮置場の設置

仮置場の設置は、次による。

情報伝達・広報班は仮置場及び収集日時をすみやかに広報する。

場 所	設 置 者 等
避 難 場 所	各施設の出入口近くで、車両の出入が可能な場所に設置する。
通常時の収集場所への 輸送路の確保が困難な地域	飲料水確保班の職員が輸送路の確保できる場所を確認の上、設置する。

② 収集処理

ア 収集順位は、次による。

- (7) 応急対策活動又は生活に重大な支障を与えるごみの集積されている地域
- (イ) 浸水等が発生した悪条件の地域
- (ウ) 避難場所

(エ) 飲料水確保班の職員が設置した仮集積場

イ 飲料水確保班は、委託業者の車両により収集・搬送を実施する。

ウ 情報収集・広報は、倒壊家屋からの大型の廃棄物等は直接搬送するよう市民に対し依頼する。

③ 一時集積場の消毒

ごみの一時集積場は、定期的な消毒を実施する。

また、処理が出来ないで道路、空地に置かれたごみがあるときも同様である。

④ 市以外の機関に対する応援要請

災害の規模、ごみ処理施設の被災状況により、市独自で処理が困難となった場合は、災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定（令和2年6月1日締結）を活用し、茨城県や（一社）産業資源循環協会等へ支援の要請を行うものとする。

また、収集用車両が不足する場合も同様とする。

(2) し尿処理

1) し尿処理排出量の推定

応急復旧班は、被害情報を基に下水道の敷設地区内で臨時に処理の必要となる、し尿の排出量を見積る。また、下水道の敷設地区外の避難所、被害家屋の汲取式便槽などにおいて処理の必要となるし尿の排出量も見積る。

2) 施設被災状況の把握

龍ヶ崎地方衛生組合は震災後の施設を点検し、使用可否の判断、復旧の見通し等を生活環境課に報告する。

3) 作業計画の策定

応急復旧班及び龍ヶ崎地方衛生組合は、し尿処理施設の被災状況や仮設トイレの設置状況に応じて作業計画を策定する。

また、情報伝達・広報班は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限について広報し、下水道及びし尿処理の施設機能が回復するまでの間、市民に対して簡易トイレ、仮設トイレ等で対応するよう協力を求める。

4) 作業体制の確保

応急復旧班は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

5) 処理対策

① 仮設トイレの設置

応急復旧班は、大規模な災害が発生し、通常とし尿処理が停止する恐れがある場合、「本節第3-5 下水道施設の応急復旧」に示す代替措置をとる

② し尿の処理

仮設トイレに貯留したし尿は、し尿処理場へ搬送して処理する。災害の規模、処理施設等の被災状況により、市独自による処理が困難な場合は、被害の少ない近隣市町村に受入を要請する。搬送用車両が不足する場合は、県又は近隣市町村に応援を要請する。

③ 素掘りによる処理

上記②では貯留したし尿の処理が不足し、素掘りで処理せざるを得ない場合は、次のことを徹底する。

ア 頻繁に生石灰で消毒すること

- イ ある程度の量が投入される毎に土覆いをする事
- ウ 周辺の衛生と安全確保には万全の注意を払う事

2 防疫

(1) 防疫組織の設置

飲料水確保班は、ごみの仮集積場、仮設トイレ、素掘トイレの設置箇所を消毒するためにボランティア等の協力を得て消毒班を編成する。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

災害対策本部事務局及び救護班は、災害の発生後において、気象庁、県、警察及び消防等との連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、竜ヶ崎保健所及び災害対策本部（救護班）への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫計画の策定

救護班は、消毒計画を策定する。

救護班は、上記(2)で収集した被害状況や食中毒の発生状況を考慮して防疫計画を策定する。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

救護班は、消毒活動に必要な薬剤（乳剤、粉剤、クレゾール、オルソ乳剤等）を調達する。また、必要に応じて薬業団体、近隣市町村の協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

1) 消毒活動

ごみの仮集積場、仮設トイレ、素掘トイレ等の消毒は、避難所及び避難所において関係住民に薬剤及び消毒器具を配布し、救護班の指導により、関係住民やボランティア等が散布する。

2) 保健衛生活動

救護班は竜ヶ崎保健所及び医療救護所の協力を得て、次のような保健衛生活動を行う。

① 検病疫学調査：被災地区住民の発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努めるとともに、あわせて検体採取を行う。

② 健康診断：下痢患者等の健康診断を行い、感染症患者の早期発見に努める。

また、病院病舎の状況を把握し収容計画を立て、収容施設との調整を行って迅速に患者収容を行う。

③ 予防接種：災害の状況、感染症発生状況等により予防接種が必要となった場合に実施する。

3) 食品衛生監視

救護班は、災害の状況に応じ、災害対策本部長を経由して竜ヶ崎保健所長に食品衛生の監視を要請し、食中毒の防止を図る。

(6) 予防教育及び広報活動の実施

検診、検病調査、健康診断の実施に並行して、感染症予防教育を行うとともに、避難所においてもポスターの掲示、パンフレット配布、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(7) 記録の整備及び状況等の報告

救護班は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を竜ヶ崎保健所長に報告する。

(8) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

3 障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、その状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

また、当市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(1) 建築関係障害物の除去

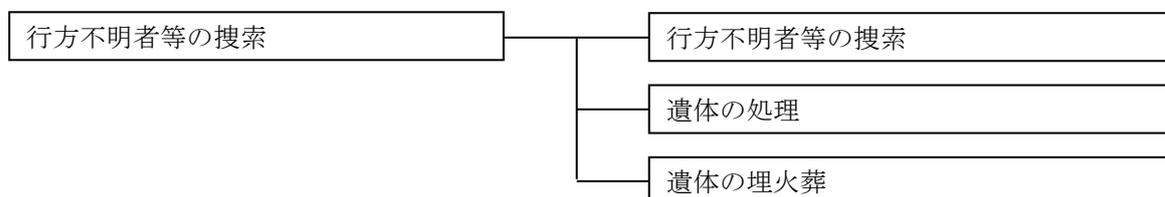
市は、災害によって建物又は、その周辺に運ばれたがれき等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、その状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する（「本節第1 2 住宅の応急修理」、「第4章第2節4 解体、がれき処理」）。

(2) 道路関係障害物の除去

市は、市道について路上障害物の状況を把握し、必要と認める場合は除去を実施する。その際あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先し、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする（「本章第4節第3 緊急輸送」）。

第5 行方不明者等の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋火葬を実施する。



1 行方不明者等の搜索

(1) 搜索を受ける者

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 搜索の方法

- 1) 行方不明者の届出は、市災害対策本部（情報収集班）で受理し、竜ヶ崎警察署に通報する。届出の受理にあたっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を行方不明搜索届出書（様式第1号）に記録しておくものとする。

●行方不明関係様式（資料編3-7-1）

- 2) 市災害対策本部長は、届出に基づき、消防班に搜索の指令をするとともに、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て効果的な搜索活動を実施する。
- 3) 市独自では十分な対応ができない場合は、近隣市町村及び県、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは第3章第3節を参照のこと。

(3) 警察による搜索

茨城県警察災害警備計画及び竜ヶ崎警察署大震災警備計画により対応する。

2 遺体の処理

検視を終えた遺体の処理は、市長が竜ヶ崎警察署、一般社団法人龍ヶ崎市医師会等の協力を得て市が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときには県及び市が実施する。

災害救助法が適用されたときに県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施される。

検視に伴う検案は、一般社団法人龍ヶ崎市医師会等に依頼して実施する。災害救助法が適用されたときには、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班又は県が組織する救護班により実施する。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、遺体の検視後、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である、遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置及び遺体の一時保存を、一般社団法人龍ヶ崎市医師会等の協力を得て要支援者対策班が実施し、身元確認や埋火葬に備える。災害救助法が適用されたときには、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班又は県が組織する救護班により実施する。

(2) 遺体の収容（安置）、一時保存

① 遺体収容所（安置所）の開設

要支援者対策班は、高砂体育館、市民活動センター、龍ヶ崎小学校又は中根台中学校に遺体収容所（安置所）を開設する。収容所の管理運営には施設の管理責任者と要支援者対策班が当たる。

② 遺体の輸送

要支援者対策班は竜ヶ崎警察署に協力し、検視を終えた遺体を、遺体収容所（安置所）に輸送し、収容する。

③ 遺体の一時保存

要支援者対策班は竜ヶ崎警察署、一般社団法人龍ヶ崎市医師会等の協力を得て遺体の一時保存を行う。

④ 遺体処理台帳

遺体は、遺体処理台帳（様式第2号）により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存などの措置をとる。

●行方不明関係様式（資料編3-7-1）

⑤ 柩棺の確保

要支援者対策班は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、柩棺、ドライアイス等を確保する。

⑥ 身元不明遺体の集中安置

要支援者対策班は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

⑦ 身元の確認

要支援者対策班は、警察の協力を得て遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、要支援者対策班は、埋火葬許可証を発行する。

⑧ 要支援者対策班は、遺体の引取人がない場合、又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができ得ないときは、仮埋葬又は火葬の処理をするものとする。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬

遺体を火葬に付する場合、相談窓口班は、埋葬台帳（様式第3号）を作成の上、指定された火葬場（市営斎場）に送付する。また、遺骨及び遺留品を所定の保管所へ一時保管し、家族、縁故者等遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合は、遺骨及び遺留品を引き渡す。

●行方不明関係様式（資料編3-7-1）

(2) 遺骨の処置

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼して、家族・縁故者等が分かり次第引き継ぐものとする。

また、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺骨として寺院等と協議し納骨する。

(3) 他市町村に対する要請

市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、他市町村に対して火葬場の利用を要請する。

(4) その他

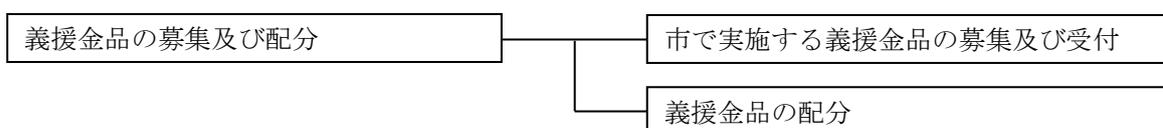
身元不明の遺体、家族・縁故者の判明していない遺骨についての取扱は「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」に準じて行う。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金品の募集及び配分

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。



1 市で実施する義援金品の募集及び受付

(1) 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄付金等は含まないものとする。

(2) 義援金品の募集

市災害対策本部長が義援金品の募集が必要と認めた場合は、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。受付窓口は義援金については会計班に、義援物資については物資調達班に設置する。

なお、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力やインターネット等を使用し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

1) 義援金品取扱方針

① 義援金品のうち義援物資については、以下の理由によって、行政や企業等の団体からのみ受けつけるものとし、個人からは、原則として受け付けない。個人からは、現金（義援金）のみを受け付けるものとする。

ア 地震のような大規模災害の場合は、大量の避難者の発生が想定され、量的に均一の物資の確保が必要とされること。

イ また、避難生活の長期化に伴い、必要となってくる物資のニーズも変わってくること。

ウ 個人からの物資は、いろいろなものを梱包してあるので仕分作業が大変であり、結果的に物資の円滑な配分を阻害するものとなること。

② 上記の基本方針については、報道機関等を活用して、発災直後から積極的に広報し市内外の住民に周知を図るものとする。

③ 災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力やインターネット等を使用するとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ一般市民に呼び掛ける。この場合、義援物資については、配分の円滑を期すため、以下の点に留意するよう併せて依頼する。

ア 梱包を解かず済むよう、梱包物資の内容・種類、数量を梱包の表に貼付する。また、衣服のような場合はサイズ等も明記する。

イ 古着（洗濯したものも含めて）を義援物資としないこと（近年の災害では、古着の梱包処理に追われるとともに、配分に困ることが多い。その結果、廃棄される場合も多い。ただし、事態が落ち着いた後に、これらのものを義援バザールで換金した例はある）。

ウ 食糧品については、缶詰等の長期保存に耐える品目を中心に募集を行う。

(3) 義援金品の受付、保管及び配給

- 1) 義援金の受付及び保管は、物資調達班が担当する。
- 2) 義援金を受け付けたときは、寄託者に義援金品受領書（様式第1号）を交付するとともに、義援金受付簿（様式第2号）により処理を行い、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を会計管理者にその都度連絡するものとする。

なお、県に義援金配分委員会が設置された場合は、県の義援金配分委員会に引き継ぐ。

- 3) 義援物資の受付及び配給は物資調達班が担当し、寄託者に義援金品受領書（様式第1号）を交付し、義援物資受付簿（様式第3号）による処理を行った後、一時保管の措置を執るものとする。ただし、食糧品及び災害救助法の適用により定められた物品については、所管する担当班に引き継ぎ、直ちに処理するよう配慮すること。

●義援金品関係様式（資料編4-1-1）

2 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

1) 配分方法の決定

県の義援金配分委員会が協議の上決定する。

2) 配分の実施

市は、県の義援金配分委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

3) 配分の公表

県の義援金配分委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、県防災会議に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

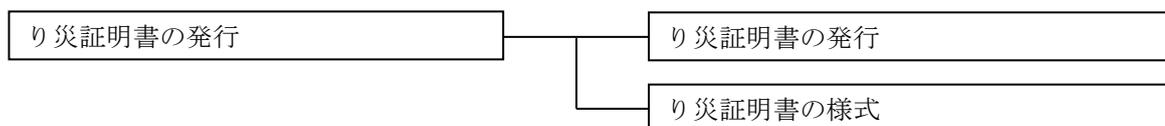
- 4) 県に義援金配分委員会が設置されない場合については、災害対策本部会議で審議し、被害の程度、対象者数などを勘定して配分率、配分方法などを決定し、被災者に公平を期するとともに、迅速かつ適正に配分を行うものとする。

(2) 義援物資の配分

義援物資については、物資調達班の責任において適宜配分する。

第2 り災証明書の発行

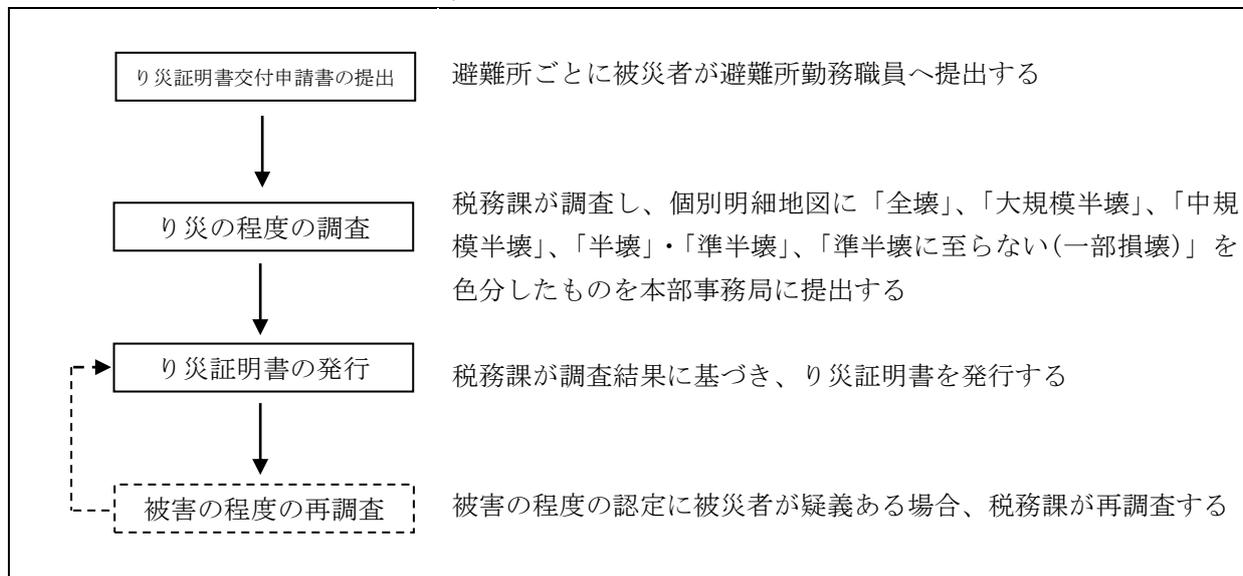
被災者が各種保険等の手続きや、勤務先等への提出などのために必要とする「り災証明書」を発行する。法律等には、り災証明書の発行にあたっての規定はないが、災害対策の一貫として位置づけ、事実行為として発行する。



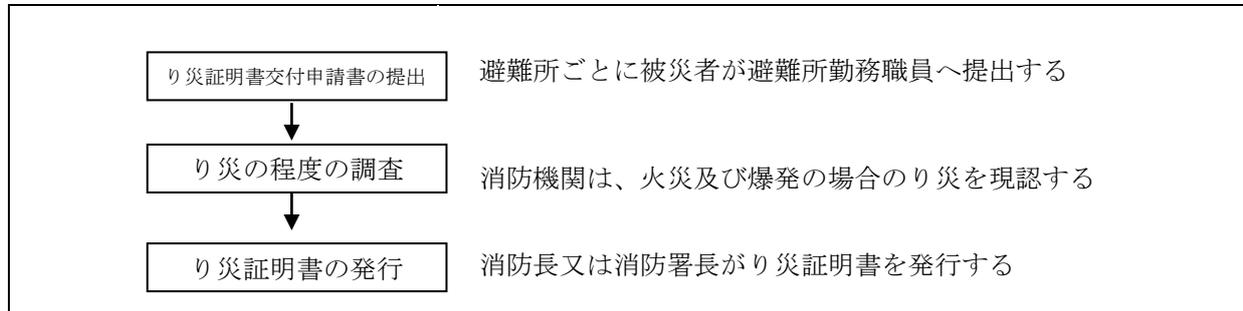
1 被災証明書の発行

被災証明書発行の流れは次による。

家屋倒壊の場合



火災及び爆発の場合



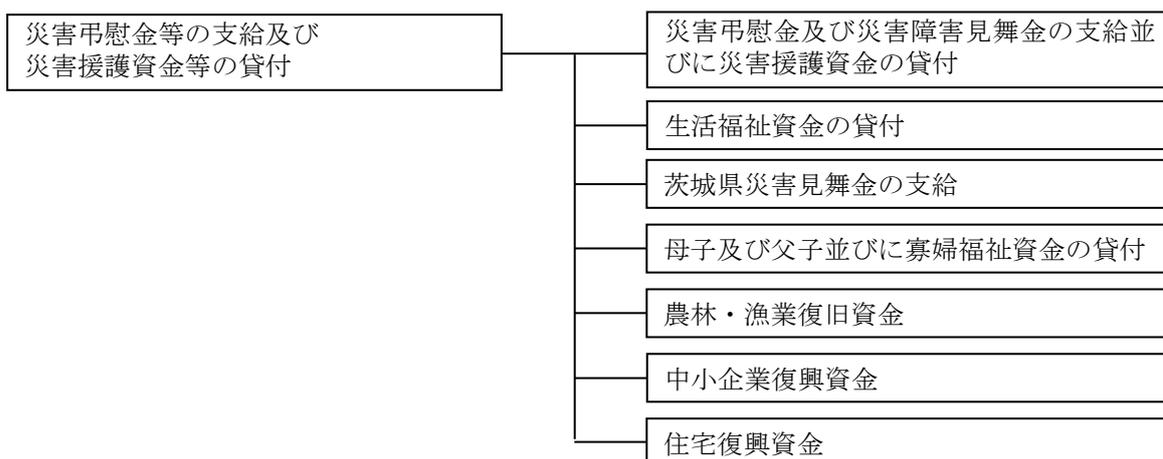
2 被災証明書の様式

被災証明書交付申請書及び被災証明書の様式は、別紙様式第2号、様式第3号のとおり。また、火災及び爆発の場合には稲敷広域消防本部の定める様式とする。

●被災証明様式関係 (資料編 4-1-2)

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市及び龍ヶ崎市社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、県及び県社会福祉協議会、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。



1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年龍ヶ崎市条例第26号）」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

●災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金（資料編4-1-3）

2 生活福祉資金の貸付

茨城県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

●『生活福祉資金貸付種類等一覧』（資料編4-1-4）

3 茨城県災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

「茨城県災害見舞金の支給」

対 象 災 害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> ・死 亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円
費用負担割合	県 (10/10)

4 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。このため、市のこども家庭センターは、対象となる世帯の調査に協力するとともに、広報を行う。

「母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付」

住 宅 資 金	災害対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
	貸付限度	150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合は7年以内）
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）

5 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

このため、農業政策課は、これらの制度の広報を行う。また、農業委員会事務局は、必要な調査を行う。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金調達	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年6.5%以内（利率はその都度定める。）
償還期間	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
貸付機関	農業協同組合、森林組合連合会、漁業協同組合又は金融機関
その他	龍ヶ崎市長の被害認定を受けたもの

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- 1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金調達	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林業者は3%以内）
償還期間	6年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	龍ヶ崎市長の被害認定を受けたもの

- 2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に必要な資金
貸付利率	年6.5%以内
償還期間	3年以内
貸付限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	龍ヶ崎市長の被害認定を受けたもの

- 3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期間	12年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
その他	龍ヶ崎市長の被害認定を受けたもの

(3) 株式会社日本政策金融金庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

償 還 期 間	【共同利用施設】20年（据置期間3年を含む。）以内 【主務大臣指定施設】15年（据置期間3年を含む。）以内
貸 付 利 率	年0.20%～0.30%以内（償還期間により異なる）※H29.10.19現在
貸 付 限 度 額	【共同利用施設】貸付対象事業費の80% 【主務大臣指定施設】貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円）のいずれか低い額
担 保	保証若しくは担保
そ の 他	農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫に申し込む

(4) 農業災害補償

農業政策課は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

6 中小企業復興資金

商工観光課は、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に広報する。

7 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補償資金の貸付を行う。

都市計画課は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害特別貸付金

都市計画課は、災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となったときは、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者へ融資制度の周知徹底を図るよう努める。

(2) 災害復興住宅建設資金

1) 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則1,650万円以内
土地取得費	原則970万円以内
整地費	440万円以内
償還期間	①木造（一般）25年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）35年以内

2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、50㎡（共同建て30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	①新築住宅 原則2,620万円以内（土地取得資金を含む） ②リ・ユース住宅 原則2,320万円以内（土地取得資金を含む）
償還期間	25～35年以内

3) 補修資金

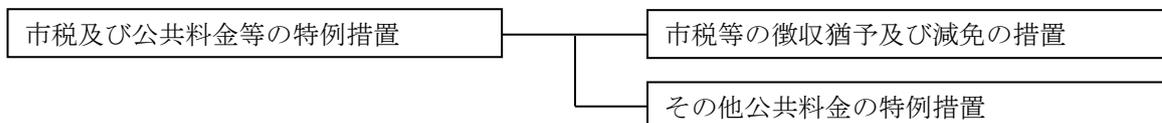
貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者
貸付限度	730万円以内
移転費	440万円以内
整地費	440万円以内
償還期間	20年以内

4) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

第4 市税及び公共料金等の特例措置

地震により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。



1 市税等の徴収猶予及び減免の措置

被災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長や減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて適時、適切に講じる。

(1) 市税の納税緩和措置

市は、災害による被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告・申請・請求、その他書類の提出又は、納付若しくは納入に関する期限の延長、市税の徴収猶予や減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(龍ヶ崎市税条例第50条、第70条等)

(2) 国民健康保険税の減免

災害により、生活が著しく困難となった納税者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

(龍ヶ崎市国民健康保険税条例第25条)

(3) 国民年金保険料の免除

被保険者又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料の納付が困難なときは、被保険者の申請に基づき、内容審査の上日本年金機構の年金事務所に保険料免除申請書を進達する。

(国民年金法第90条)

(4) 保育料の減額又は免除

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額又は免除する。

(龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第7条)

(5) 介護保険料の減免

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財、又はその他の財産について著しく損害を受けた者に対しては、その納付すべき保険料を減免することができる。

(龍ヶ崎市介護保険条例第9条)

2 その他公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

【日本郵便株式会社】

被災地の日本郵便株式会社の郵便局長が決定する。

1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(2) 通信事業

【東日本電信電話(株)茨城支店】

「電話サービス契約約款通則第15（料金等の臨時減免）」に基づき、災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、臨時料金又は工事に関する費用を減免することがある。

【(株)NTTドコモ（茨城支店）】

「FOMAサービス契約約款料金表通則28」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に、その料金又は工事費を減免することがある。

(3) 電気事業

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の認可を得て、特別措置を行うことがある。

【小売電気事業者】

- 1) 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- 2) 不使用月の基本料金の免除
- 3) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- 4) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除

【東京電力パワーグリッド(株)（竜ヶ崎支社）】

- 1) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）
- 2) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- 3) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

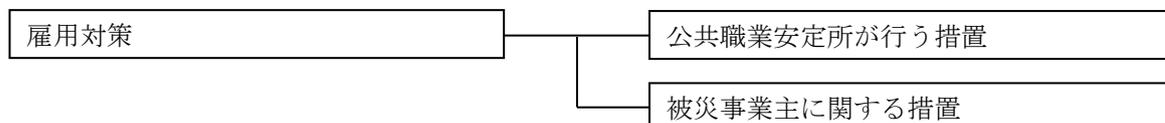
【東京ガス(株)ほかガス小売事業者等】

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可等が必要。

- 1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払期限の延長等
- 2) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記1)を適用する。

第5 雇用対策

地震により、離職を余儀なくされた被災者に対し、職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。



1 公共職業安定所が行う措置

(1) 離職者への措置

公共職業安定所長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。

4) 労働者の斡旋

災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

3) 雇用調整助成金の特例適用の要請

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、次の休業等をさせる場合、休業手当てにかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

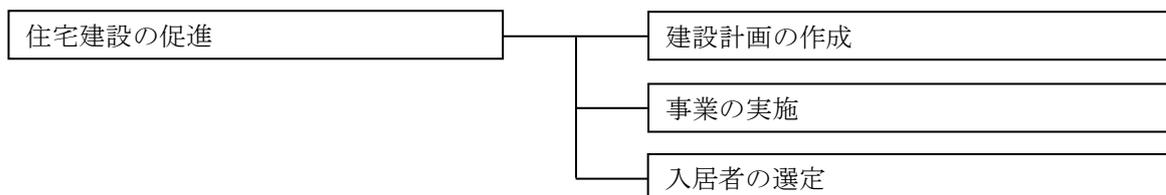
(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

2 被災事業主に関する措置

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、遅滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。商工観光課は、これらの措置を被災事業主に周知する。

第6 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市は、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施する。市独自で対応が困難な場合は県に災害公営住宅の建設を依頼し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う（「本節第3 6 住宅復興資金」による）。



1 災害公営住宅等建設計画の作成

市は、住宅の被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成して、供給目標戸数、計画期間等の建設計画を策定する。また、必要に応じて、この建設計画について、県の助言及び指導を受ける。

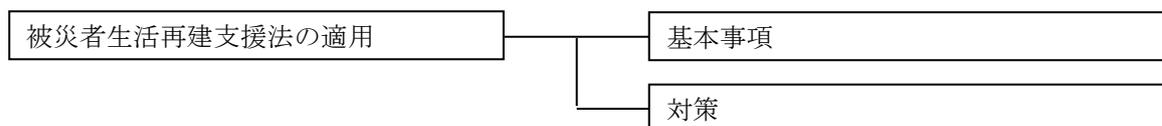
2 事業の実施

建設計画に基づき市は、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定

管財課は、被災の程度、所得、年齢、家族構成等により、入居者の選定基準を作成し、選定を行う。また、必要に応じて県の助言及び指導を受ける。

第7 被災者生活再建支援法の適用



1 基本事項

(1) 趣旨

市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(2) 留意点

1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行なう必要がある。このため、災害救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

2) 支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。

3) 適用条件に満たない場合の措置

市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(3) 活動項目リスト

1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

- ① 被災世帯の算定
- ② 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

2) 支援法の適用基準

3) 支援法の適用手続き

- ① 市町村の被害状況報告
- ② 県の被害状況報告及び支援法の適用

4) 支援金の支給額

支援額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

5) 支援金支給申請手続き

- ① 支給申請手続き等の説明
- ② 必要書類の発行
- ③ 支給申請書等の取りまとめ

- ④ 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付
- 6) 支援金の支給

2 対策

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

1) 市町村

支援法の適用にあたっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

① 被災世帯の算定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（(イ)及び(ウ)に掲げる世帯を除く。）

② 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（第3章第6節1）

(2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- 1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- 2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- 3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- 4) 1)又は「エ」に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- 5) 「ウ」又は「エ」に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で「ア」～「ウ」に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- 6) 3)又は4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあつては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

(3) 支援法の適用手続き

1) 市町村の被害状況報告

① 市町村

市町村長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告（第3章第6号様式第1号「被害状況報告表」）で兼ねることができるものとする。

●被災者生活再建支援法関係（様式）（資料4-1-5）

2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

② 県（保健医療部）

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

なお、当該市町村には、支援法が適用されたことを通知する。

(4) 支援金の支給額

1) 複数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊	建設・購入	100	200	300
解体	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸	—	25	25
半壊		20		20

2) 単数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75
半壊		15		15

(5) 支援金支給申請手続き

1) 市町村

① 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

② 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 被災証明書類

③ 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

2) 県（保健医療部）

① 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

市町村から送付された申請書類等を確認・点検するとともにすみやかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

(6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

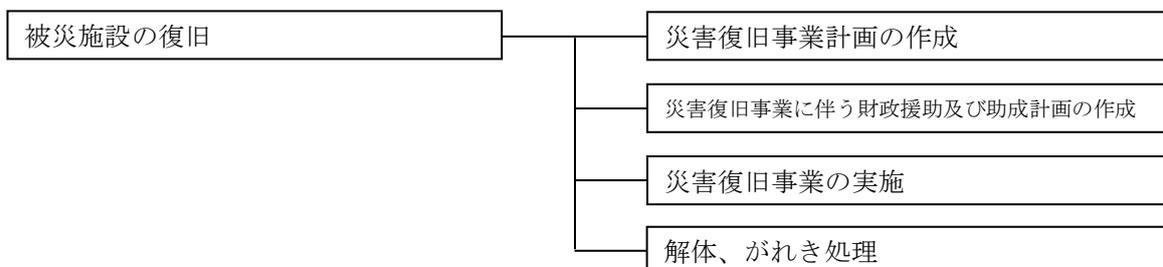
1) 市町村

① 支援金の現金支給

市町村は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第2節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、地震災害の軽減を図るため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。



第1 災害復旧事業計画の作成

市災害対策本部各班は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を調査し、市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 被害の再発防止

復旧事業計画の作成にあたっては、被災原因及び被災状況等を的確に把握し、被害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産業施設事業復旧計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 上、下水道災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

国が財政の援助を行う法律及びその対象事業

法 律		補 助 を 受 け る 事 業
通常災害で適用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
	予防接種法 水道法	臨時に行う予防接種 上水道施設の復旧事業
補助率引上げは激甚災害では	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 公立学校災害復旧費国庫負担法 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	公共土木施設の復旧事業 公立学校施設の復旧事業 農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
激甚災害で適用	公営住宅法 土地区画整理法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 生活保護法 児童福祉法 身体障害者福祉法 老人福祉法 障害者自立支援法 売春防止法	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業 災害により急施を要する土地区画整理事業 感染症指定医療機関災害復旧、感染症予防事業 生活保護施設復旧事業 児童福祉施設復旧事業 身体障害者更正援護施設復旧事業 老人福祉施設復旧事業 障害者支援施設災害復旧事業 婦人保護施設復旧事業

(1) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定の手続き等の対策については第3節に示す。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、「本章第3節 激甚災害の指定」を参照。

第3 災害復旧事業の実施

災害復旧事業を迅速に実施するため、市長は、復旧事業費が決定され次第必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等の措置を講ずる。

第4 解体、がれき処理

(1) 作業体制の確保

生活環境課は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇用による応援体制を確立する。さらに、必要があれば県又は近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。また、解体及び処理の受付や現地確認、書類整理等のために必要な職員の配備を行う。

このような作業体制を確保するため、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運搬業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

(2) 処理対策

1) 解体撤去の申込受付

生活環境課に建物所有者からの解体撤去の申込受付窓口を設置する。

2) 解体作業

生活環境課は、当該建築物が周囲に及ぼしている影響を現地で確認し、関係権利者等の同意を確認したうえ、解体の優先順位を決定し、龍ヶ崎市建設業組合に作業を依頼する。

3) 運搬、仮置等

生活環境課は、解体収集後のがれき等を一時仮置きするため、災害廃棄物仮置場を設置する。その仮置場が不足する場合は、公園や普通財産等、近隣への影響を考慮しながら場所を選定し、極力市内で設置する。

また、市民、関係業者等に対し、災害廃棄物は仮置場へ運搬するよう、周知を行うものとする。

4) 災害廃棄物処理計画等

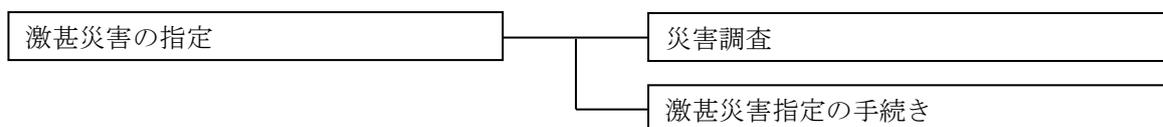
生活環境課は、生活ごみや災害廃棄物を確実、かつ安全に処理するため、龍ヶ崎地方塵芥処理組合と連携を密にし、クリーンプラザ・龍の施設維持を行うとともに、処理困難物については(一社)産業資源循環協会との連携体制を確保するものとする。

また、災害廃棄物の分別や処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

第3節 激甚災害の指定

著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に〔激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号。以下「激甚法」という。）〕が制定された。その内容は、①激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助②激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等である。

本市域に大規模な被害が生じた場合は、「激甚法」による援助・助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。このため、本計画においては、「激甚法」指定の促進及び手続について定める。



第1 災害調査

(1) 激甚災害に関する調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮して次に示すような災害状況等を報告し、県が行う調査等について協力する。

- 1) 災害の原因
- 2) 災害が発生した日時
- 3) 災害が発生した場所又は地域
- 4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5) 災害に対してとられた措置
- 6) その他必要な事項

(2) 激甚災害基準

●激甚災害基準（資料編4-1-6）

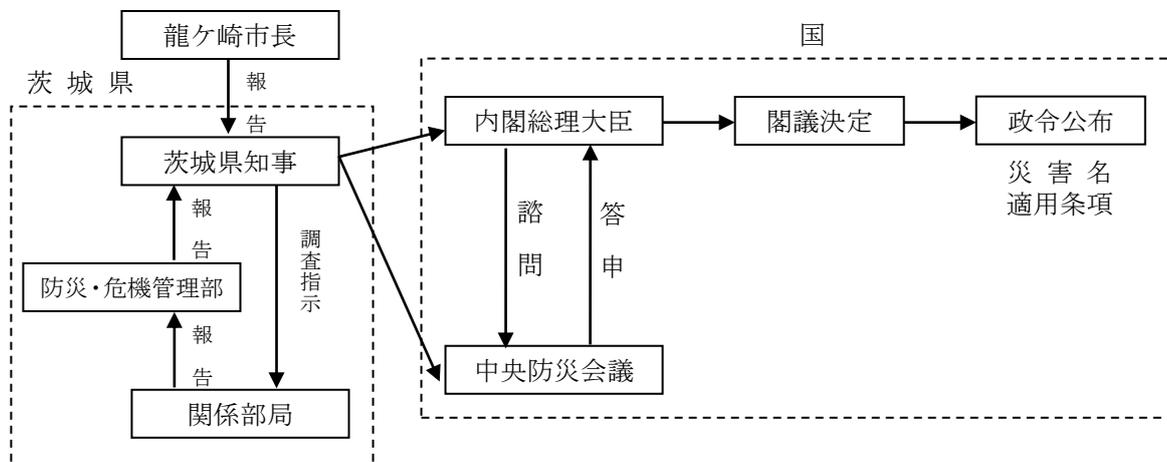
第2 激甚災害指定の手続き

(1) 激甚災害指定の流れ

大規模な災害が発生した場合は、地方公共団体の長などの報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

激 甚 災 害 指 定 の 流 れ



(2) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長及び関係事業を所管する部長は、県知事及び担当部局と連絡をとり、指定の促進に努める。

(3) 特別財政援助額の交付に係わる手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する部長は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

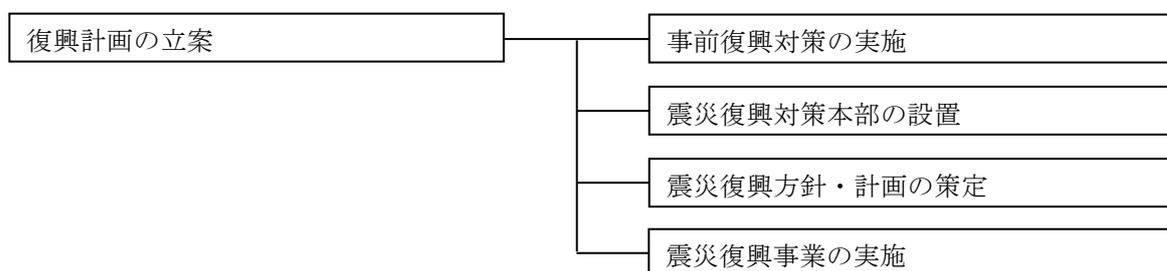
(4) 激甚災害に係わる財政援助等

●激甚法により財政援助等を受ける事業（資料編 4-1-7）

第4節 復興計画の立案

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。



第1 事前復興対策の実施

(1) 復興手順の明確化

震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を迅速に進めていく必要があることから、対策を実施しておく必要がある。

このため市では、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

(2) 復興基礎データの整備

復興対策には測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データが必要となる。

このため市では、事前復興対策の一環としてこれらデータを整備し、データベース化を推進する。

第2 震災復興対策本部の設置

市長は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする、全庁的なプロジェクト体制をとる「震災復興対策本部」を設置する。

第3 震災復興方針・計画の策定

(1) 震災復興方針の策定

震災復興対策本部には復興方針を策定する「震災復興検討委員会」を設置する。

「震災復興検討委員会」は市長の諮問機関として、有識者、市議会議員、市民代表・市職員により構成するものとし、条例によって規定する。

また、「震災復興検討委員会」で策定された震災復興方針は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 震災復興計画の策定

市長は、震災復興方針に基づいて、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して、具体的な震災復興計画を策定する。

震災復興計画では市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。また、必要に応じ有識者、市議会議員、市民代表等による「震災復興計画審議会」を設置し、市が策定した震災復興計画に対して意見・提言を求めるものとし、これを受けて震災復興計画を修正し、市民に公表する。

第4 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

都市整備部は、被災市街地で土地区画整理の必要が認められ、県によって建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定が行われた場合、当該地域の土地権利者等に対して、通知を行う。

2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 震災復興事業の実施

1) 専管部署の設置

市長は、震災復興に対する専管部署を設置し、必要な職員を配置する。

2) 震災復興事業の実施

市長は、震災復興に関する専管部署を中心に、震災復興計画に基づいて震災復興事業を推進する。